

WORLD ANTI-DOPING CODE  
**INTERNATIONAL  
STANDARD**



世界アンチ・ドーピング規程  
検査及びドーピング調査に関する国際基準  
**Testing and Investigations**



WORLD  
ANTI-DOPING  
AGENCY  
play true

2017年1月1日  
Ver. 2.0

**スポーツくじ**



スポーツ振興くじ助成事業

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

# WORLD ANTI-DOPING CODE INTERNATIONAL STANDARD



世界アンチ・ドーピング規程  
検査及びドーピング調査に関する国際基準  
Testing and Investigations



WORLD  
ANTI-DOPING  
AGENCY  
play true

2017年1月1日  
Ver. 2.0

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

## 検査及びドーピング調査に関する国際基準

世界アンチ・ドーピング規程の「検査及びドーピング調査に関する国際基準 (ISTI)」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。

「検査に関する国際基準 (IST)」は、2003年に初めて採択され、2004年1月1日に発効した。改定されたISTは、2008年に承認され、2009年1月1日に発効した。さらに再改定されたISTは、2011年に承認され、2012年1月1日に発効した。ISTI (「検査及びドーピング調査に関する国際基準 (ISTI)」に名称変更)は、2013年11月15日、ヨハネスブルグにて、WADA常任理事会によりアンチ・ドーピング世界会議において承認され、2015年1月1日に発効した。本ISTIは、2016年5月に承認されたISTIに更なる改定部分を統合したものであり、2017年1月に発効した。

「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の正文は、世界アンチ・ドーピング機構が維持するものとし、英語版及びフランス語版にて公表されるものとする。英語版及びフランス語版との間に矛盾が生じた場合には、英語版が優先するものとする。

### \*謝辞

世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の日本語版の作成における公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) の貴重な貢献に対し、感謝の意を表します。日本語版の作成により、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」がグローバルに様々な国々により共有されることが可能となり、これにより、WADA、公的機関及びスポーツ・ムーブメントが、スポーツにおけるドーピングを根絶するという目標に向けて共に作業することが可能となります。

Published by:

World Anti-Doping Agency  
Stock Exchange Tower  
800 Place Victoria (Suite1700)  
POBox 120  
Montreal, Quebec  
Canada H4Z 1B7

URL:[www.wada-ama.org](http://www.wada-ama.org)

Tel: +1 514 904 9232

Fax: +1 514 904 8650

E-mail: [code@wada-ama.org](mailto:code@wada-ama.org)

# 目次

第1部：序論、世界規程条項と定義 (INTRODUCTION, CODE PROVISIONS AND DEFINITIONS).....	6
1.0 序論及び適用範囲 (Introduction and scope) .....	6
2.0 世界規程の条項 (Code provisions) .....	6
3.0 定義及び解釈 (Definitions and interpretation).....	24
第2部：検査に関する基準 (STANDARDS FOR TESTING).....	33
4.0 効果的な検査のための計画 (Planning effective Testing) .....	33
4.1 本章の目的 (Objective) .....	33
4.2 リスク評価 (Risk assessment) .....	34
4.3 包括的な競技者群の画定 (Establishing the overall pool of Athletes) .....	35
4.4 競技及び/又は種目間における優先順位 (Prioritizing between sports and/or disciplines) .....	37
4.5 異なる競技者間での優先順位 (Prioritizing between different Athletes) .....	38
4.6 異なる種類の検査における優先順位 (Prioritizing between different types of Testing) .....	40
4.7 検体分析 (Sample analysis) .....	42
4.8 居場所情報の収集 (Collecting whereabouts information) .....	43
4.9 他のアンチ・ドーピング機関との連携 (Co-ordinating with other Anti-Doping Organizations) .....	47
5.0 競技者への通告 (Notification of Athletes) .....	48
5.1 本章の目的 (Objective) .....	48
5.2 概略 (General) .....	48
5.3 競技者に対する通告前における要件 (Requirements prior to notification of Athletes) .....	48
5.4 競技者への通告における要件 (Requirements for notification of Athletes) .....	50
6.0 検体採取セッションの準備 (Preparing for the Sample Collection Session).....	53
6.1 本章の目的 (Objective) .....	53
6.2 概略 (General) .....	53
6.3 検体採取セッション準備における要件 (Requirements for preparing for the Sample Collection Session) .....	54
7.0 検体採取セッションの実施 (Conducting the Sample Collection Session).....	55
7.1 本章の目的 (Objective) .....	55
7.2 概略 (General) .....	55
7.3 検体採取前における要件 (Requirements prior to Sample collection) .....	56
7.4 検体採取における要件 (Requirements for Sample collection) .....	56
8.0 安全性の確保/検査後の管理 (Security / Post-test administration) .....	59
8.1 本章の目的 (Objective) .....	59
8.2 概略 (General) .....	59
8.3 安全性の確保/検査後の管理における要件 (Requirements for security/post-test administration) .....	59
9.0 検体及び文書の搬送 (Transport of Samples and documentation).....	61
9.1 本章の目的 (Objective) .....	61
9.2 概略 (General) .....	61
9.3 検体及び文書の搬送及び保管における要件 (Requirements for transport and storage of Samples and documentation) .....	61
10.0 検体の所有権 (Ownership of Samples) .....	62
第3部：インテリジェンスの収集及びドーピング調査に関する基準 (STANDARDS FOR INTELLIGENCE GATHERING AND INVESTIGATIONS).....	63
11.0 インテリジェンスの収集、評価、利用 (Gathering, assessment and use of intelligence).....	63
11.1 目的 (Objective) .....	63
11.2 アンチ・ドーピングのインテリジェンスの収集 (Gathering of anti-doping intelligence) .....	63

11.3	アンチ・ドーピングのインテリジェンスの評価・分析 (Assessment and analysis of anti-doping intelligence)	64
11.4	インテリジェンスの結果 (Intelligence outcomes)	64
12.0	ドーピング調査 (Investigations) .....	65
12.1	目的 (Objective)	65
12.2	非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告に関するドーピング調査 (Investigating Atypical Findings and Adverse Passport Findings)	65
12.3	その他のアンチ・ドーピング規則違反の可能性に関するドーピング調査 (Investigating other possible anti-doping rule violations)	66
12.4	ドーピング調査の結果 (Investigation outcomes)	67
第4部	：付属文書 (ANNEXES).....	69
	「付属文書A－不遵守の可能性に関するドーピング調査 (Investigating a Possible Failure to Comply)」 .....	69
A.1	目的 (Objective)	69
A.2	適用範囲 (Scope)	69
A.3	責任 (Responsibility)	69
A.4	要件 (Requirements)	70
	「付属文書B－障がいを伴う競技者に対する変更 (Modifications for Athletes with Impairments)」 .....	71
B.1	目的 (Objective)	71
B.2	適用範囲 (Scope)	71
B.3	責任 (Responsibility)	71
B.4	要件 (Requirements)	71
	「付属文書C－18歳未満の者である競技者に対する変更 (Modifications for Athletes who are Minors).....	73
C.1	目的 (Objective)	73
C.2	適用範囲 (Scope)	73
C.3	責任 (Responsibility)	73
C.4	要件 (Requirements)	73
	「付属文書D－尿検体の採取 (Collection of Urine Samples)」 .....	75
D.1	目的 (Objective)	75
D.2	適用範囲 (Scope)	75
D.3	責任 (Responsibility)	75
D.4	要件 (Requirements)	75
	付属文書E－血液検体の採取 (Collection of Blood Samples) .....	79
E.1	目的 (Objective)	79
E.2	適用範囲 (Scope)	79
E.3	責任 (Responsibility)	79
E.4	要件 (Requirements)	79
	付属文書F－尿検体一量不足 (Urine Samples - Insufficient Volume).....	82
F.1	目的 (Objective)	82
F.2	適用範囲 (Scope)	82
F.3	責任 (Responsibility)	82
F.4	要件 (Requirements)	82
	付属文書G－分析のための適切な比重における要件を満たしていない尿検体 (Urine Samples that do not meet the requirement for Suitable Specific Gravity for Analysis).....	84
G.1	目的 (Objective)	84
G.2	適用範囲 (Scope)	84
G.3	責任 (Responsibility)	84
G.4	要件 (Requirements)	84
	付属文書H－検体採取要員における要件 (Sample Collection Personnel Requirements).....	86
H.1	目的 (Objective)	86
H.2	適用範囲 (Scope)	86
H.3	責任 (Responsibility)	86
H.4	要件－資格及び訓練 (Requirements - Qualifications and Training)	86
H.5	要件－認定、再認定及び委任 (Requirements - Accreditation, re-accreditation and delegation)	87

付属文書I－ <u>世界規程第2.4項</u> 居場所情報関連義務 ( <i>Code Article 2.4 Whereabouts Requirements</i> ) .....	89
I.1 序論 (Introduction)	89
I.2 検査対象者登録リストへの登録及び削除 (Entering and leaving a <i>Registered Testing Pool</i> )	90
I.3 居場所情報提出義務 (Whereabouts Filing Requirements)	93
I.4 検査への対応 (Availability for <i>Testing</i> )	98
I.5 結果の管理 (Results Management)	101
I.6 居場所情報に関する責任 (Whereabouts Responsibilities)	105
付属文書J－ <u>競技大会検査 (Event Testing)</u> .....	108
付属文書K－ABP血液検体の採取、保存及び搬送 (Collection, Storage and Transport of Blood ABP Samples)...	110
K.1 目的 (Objective)	110
K.2 要件 (Requirements)	110
K.3 検体採取手続 (The <i>Sample Collection Procedure</i> )	113
K.4 搬送条件 (Transportation Requirements)	114
付属文書L－アスリート・バイオロジカル・パスポートのための結果管理要件及び手続 (Results Management Requirements and Procedures for the <i>Athlete Biological Passport</i> ).....	116
L.1 運営管理 (Administrative Management)	116
L.2 最初の審査段階 (Initial Review Phase)	117
L.3 3人のエキスパートによる審査 (Review by Three <i>Experts</i> )	121
L.4 <u>ABP書類</u> の編集及び共同専門評価 (Compilation of the <i>ABP Documentation Package</i> and Joint <u>Expert Evaluation</u> )	123
L.5 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の発出 (APF) (Issuing an <i>Adverse Passport Finding (APF)</i> )	125
L.6 競技者からの釈明の審査 (Review of Explanation from <i>Athlete</i> )	126
L.7 規律手続 (Disciplinary Proceeding)	126
L.8 パスポートのリセット (Passport Re-setting)	126

# 第1部：序論、世界規程条項と定義 (INTRODUCTION, CODE PROVISIONS AND DEFINITIONS)

## 1.0 序論及び適用範囲 (Introduction and scope)

「検査及びドーピング調査に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。

「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第一の目的は、競技会（時）及び競技会外の双方において、合理的かつ効果的な検査を計画することであり、かつ、競技者が検査について通告された時点から、当該検体が分析のために分析機関に搬送される時点まで、採取された検体の完全性及び同一性を維持することである。そのために、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」（付属文書を含む。）は、検査配分計画（競技者の居場所情報の収集及び利用を含む。）、競技者への通告、検体採取の準備及び実施、検体及び文書の安全性の確保／検査後の管理、並びに分析のための分析機関への検体の搬送に関して義務的な基準を確立するものである。

「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第二の目的は、アンチ・ドーピング・インテリジェンスの効率的かつ効果的な収集、評価及び利用、並びに、アンチ・ドーピング規則違反の可能性に対する効率的かつ効果的なドーピング調査のための義務的な基準を確立することにある。

世界規程と同様に、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」は、人権、比例性の原則及びその他の適用される法的原則を尊重のうえ、適切に検討され、作成されたものであり、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」は、かかる観点において、解釈され、適用されるものとする。

世界規程に示された定義で、本「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において用いられる用語は、イタリック体にて記すものとする。本国際基準に示されている追加定義の用語には下線を引くものとする。

## 2.0 世界規程の条項 (Code provisions)

2015年版世界規程における以下の条項は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に直接関係する。

### 世界規程 第2条：アンチ・ドーピング規則違反

次に掲げる事項が、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。

## 2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること

## 2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

## 2.3 検体の採取の回避、拒否又は不履行

適用されるアンチ・ドーピング規則において定められた通告を受けた後に、検体の採取を回避し、又は、やむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくはこれを履行しないこと。

[第2.3項の解説：例えば、競技者が、通告又は検査を回避するために、ドーピング・コントロール役職員を意図的に避けていたことが証明された場合には、当該行為はアンチ・ドーピング規則における「検体の採取の回避」の違反となる。「検体採取の不履行」という違反は競技者の意図的な又は過誤による行為に基づくが、検体採取の「回避」又は「拒否」の場合には競技者の意図的な行為に基づく。]

## 2.4 居場所情報関連義務違反

検査対象者登録リストに含まれる競技者による12ヶ月間の期間内における、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定義されたとおりの3回の検査未了及び／又は提出義務違反の組み合わせ。

## 2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

ドーピング・コントロールの過程を妨害するものの、別途禁止方法の定義には含まれない行為。不当な改変とは、ドーピング・コントロール役職員を意図的に妨害し若しくはこれを妨害しようと企てること、アンチ・ドーピング機関に虚偽の情報を提供すること、又は、潜在的な証人を脅かし若しくは脅かすことを企てることを含むが、これに限らない。

[第2.5項の解説：本項は、例えば、検査対応中に、ドーピング・コントロール関連文書の識別番号を改変することや、B検体の分析時にBボトルを破損させること、又は、異物を追加することにより検体を改変すること等が挙げられる。ドーピング・コントロール役職員その他ドーピング・コントロールに携わる人に対する攻撃的な行為のうち、別途不当な改変を構成しない行為についても、各スポーツ団体の懲戒規則においてこれを取り扱わなければならない。]

## 2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

## 2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は、不正取引を企てること

2.8 競技会（時）において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること。

## 2.9 違反関与

他の人によるアンチ・ドーピング規則違反、アンチ・ドーピング規則違反の企て、又は第 10.12.1 項の違反に関する、支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、又はその他のあらゆる違反への意図的な関与。

## 2.10 特定の対象者との関わりの禁止

アンチ・ドーピング機関の管轄に服する競技者又はその他の人による、職務上又はスポーツと関連する立場での以下の事項に該当するサポートスタッフとの関わり。

2.10.1 アンチ・ドーピング機関の管轄に服するサポートスタッフであって、資格停止期間中であるもの。

2.10.2 アンチ・ドーピング機関の管轄に服しておらず、本規程に基づく結果の管理過程において資格停止の問題が取り扱われていないサポートスタッフであって、仮にかかると本規程に準拠した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続若しくは職務上の手続において有罪判決を受け、又は、かかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、職務上若しくは懲戒の決定から 6 年間又は課された刑事、懲戒若しくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。又は、

2.10.3 第 2.10.1 項又は第 2.10.2 項に記載される個人のための窓口又は仲介者として行動しているサポートスタッフ。

## 世界規程第 5 条：検査及びドーピング調査

### 5.1 検査及びドーピング調査の目的

検査及びドーピング調査は、専らアンチ・ドーピングの目的でのみ行われるものとする。

5.1.1 検査は、禁止物質又は禁止方法の存在／使用の本規程による厳格な禁止に対する、*競技者の遵守*（又は非遵守）に関する分析証拠を得るために行われるものとする。

5.1.2 ドーピング調査は以下のとおり行われる。

(a) *非定型報告*及び*アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告*に関連して、第 7.4 項及び第 7.5 項にそれぞれ従い、第 2.1 項及び／又は第 2.2 項に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したかを判定するために*インテリジェンス*又は*証拠*（特に分析的証拠を含む。）を収集する目的で行われる。

(b) その他のアンチ・ドーピング規則違反となりうる事項に関連して、第 7.6 項及び第 7.7 項にそれぞれに従い、第 2.2 項乃至第 2.10 項のいずれかの条項に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したかを判定するために*インテリジェンス*又は*証拠*（特に非分析的証拠を含む。）を収集する目的で行われる。

### 5.2 検査の範囲

いかなる*競技者*も、当該*競技者*に対し検査権限を有するアンチ・ドーピング機関により、時期と場所を問わず、*検体の提出*を義務づけられることがある。第 5.3 項に定める*競技大会時の検査*の管轄制限を条件として、以下のとおりとする。

5.2.1 各*国内アンチ・ドーピング機関*は、当該国の国民、居住者、若しくはスポーツ団体のライセンスホルダー若しくは会員であるすべての*競技者*又は当該*国内アンチ・ドーピング機関*の国に所在するすべての*競技者*に対し、*競技会（時）検査権限*及び*競技会外の検査権限*を有するものとする。

5.2.2 各*国際競技連盟*は、*国際競技連盟*の規則に準拠するすべての*競技者*に対し、*競技会（時）検査権限*及び*競技会外の検査権限*を有する。それらには、*国際競技大会*の参加者又は*国際競技連盟*の規則に基づき開催される*競技大会*への参加

者、その国際競技連盟若しくはその傘下の国内競技連盟の会員若しくはライセンスホルダー又はそれらの会員が含まれる。

5.2.3 国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会を含む各主要競技大会機関は、その競技大会について、競技会（時）検査権限を有するものとし、また、その将来の競技大会に参加予定であり、又は、将来の競技大会のために主要競技大会機関の検査権限の対象となっているすべての競技者に対し、競技会外の検査権限を有するものとする。

5.2.4 WADA は、第 20 条に定めるとおり、競技会（時）検査権限及び競技会外の検査権限を有するものとする。

5.2.5 アンチ・ドーピング機関は、資格停止期間に服する競技者を含む引退をしていない者で、検査権限を有するいかなる競技者に対しても検査をすることができる。

5.2.6 国際競技連盟又は主要競技大会機関が検査の一部を（直接又は国内競技連盟を経由して）国内アンチ・ドーピング機関に委託、又は、請け負わせる場合には、当該国内アンチ・ドーピング機関は、追加の検体を採取し、若しくは国内アンチ・ドーピング機関の費用負担において追加の種類の分析を行うよう分析機関に指示を与えることができる。追加の検体が採取され、又は、追加の種類の分析が行われた場合には、国際競技連盟又は主要競技大会機関はその旨の通知を受けるものとする。

[第 5.2 項の解説：署名当事者間の二者間又は多数当事者間合意の方法により、検査を実施する追加権限が付与されることがある。競技者が、以下に規定する時間内に 60 分間の検査時間枠を特定しない限り、又は、別途当該時間内に検査を受けることに同意しない限り、アンチ・ドーピング機関は、午後 11 時から午前 6 時までの間に競技者に検査を実施するのに先立ち、当該競技者がドーピングを行った旨の重大かつ具体的な疑義を有するべきである。アンチ・ドーピング機関が当該時間内に検査を実施するにあたり十分な疑義を有していなかったのではないかという反論は、当該検査又は検査の企てに基づくアンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁とはならないものとする。]

### 5.3 競技大会時の検査

5.3.1 別途下記に定める場合を除き、単一の機関のみが、競技大会の期間の間に競技大会会場において検査を主導し、指示することにつき責任を負うべきであ

る。国際競技大会では、検体の採取は、当該競技大会の所轄組織である国際機関（例えば、オリンピック競技大会については国際オリンピック委員会、世界選手権については国際競技連盟、パンアメリカン競技大会についてはパンアメリカン・スポーツ機関）により主導され、指示されるべきである。国内競技大会では、検体の採取は、当該国の国内アンチ・ドーピング機関により主導され、指示されるものとする。競技大会の所轄組織の要請に基づき、競技大会の期間中における競技大会会場の外での検査の実施は、当該所轄組織と連携して行われるものとする。

[第 5.3.1 項の解説：競技大会の期間中に、複数の国際競技大会の所轄組織が、競技大会会場の外で独自に検査を実施している可能性があり、そのため、当該所轄組織は当該検査の実施を国内アンチ・ドーピング機関の検査と連携して実施することを望む場合がある。]

5.3.2 検査権限を有するが、競技大会において検査を主導し、指示する責任を負わないアンチ・ドーピング機関が、競技大会の期間中に競技大会会場にて競技者の検査の実施を希望する場合には、当該アンチ・ドーピング機関は当該検査を実施し、調整するための許可を取得するため、まず当該競技大会の所轄組織と協議するものとする。もしアンチ・ドーピング機関が、当該競技大会の所轄組織からの回答に満足しない場合には、当該アンチ・ドーピング機関は WADA が公表する手続に従い、検査を実施し、調整するための方法を決定することを許可するよう WADA に要請することができる。WADA は、当該検査の承認をするに先立ち、事前に当該競技大会の所轄組織と協議し、連絡を行わなければならない。WADA による決定は終局的なものとし、これに対し不服を申し立てることはできないものとする。別途検査権限が付与された場合を除き、当該検査は競技会外の検査とみなされるものとする。当該検査の結果の管理は、別途当該競技大会の所轄組織の規則に定める場合を除き、当該検査を主導するアンチ・ドーピング機関が、これにつき責任を負うものとする。

[第 5.3.2 項の解説：WADA は、国際競技大会において検査を主導し、実施する承認を国内アンチ・ドーピング機関に付与するのに先立ち、当該競技大会の所轄組織である国際機関と協議するものとする。WADA は、国内競技大会において検査を主導し、実施する承認を国際競技連盟に付与するのに先立ち、当該競技大会が開催される国の国内アンチ・ドーピング機関と協議するものとする。「検査を主導し、指示する」アンチ・ドーピング機関は、検体の採取その他ドーピング・コントロールの過程に関連する責任を委譲するその他の機関と合意を締結することもできる。]

## 5.4 検査配分計画

5.4.1 WADA は、国際競技連盟その他アンチ・ドーピング機関と協議の上、どの禁止物質及び／又は禁止方法が特定のスポーツ及びスポーツの種目において最も濫用される可能性が高いかについてリスク評価方法を用いて示したテクニカルドキュメントを、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に基づき採択する。

5.4.2 リスク評価に始まり、検査権限を有する各アンチ・ドーピング機関は、種目、競技者の分類、検査の種類、採取される検体の種類、及び検体分析の種類の間で適切に優先順位を付けた、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応の検査配分計画を策定し、実施するものとし、これらはすべて「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に適合するものとする。各アンチ・ドーピング機関は、WADA の要請に従い、現行の当該検査配分計画の写しを WADA に提供するものとする。

5.4.3 実行可能な場合には、検査は、検査に関する様々な取り組みを最大限に活用し、かつ、無駄な検査の重複が無いように、ADAMS その他 WADA の承認するシステムを通して調整されるものとする。

## 5.5 検査要件

すべての検査は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して行われるものとする。

## 5.6 競技者の居場所情報

自己の国際競技連盟及び／又は国内アンチ・ドーピング機関により検査対象者登録リストに含まれた競技者は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定める方法により、居場所情報を提出するものとする。国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、居場所情報提出の対象競技者の特定及びその居場所情報の収集を調整するものとする。各国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、ADAMS 又はその他 WADA の承認するシステムを通して、氏名又は明確に定義された具体的な基準のいずれかに基づき検査対象者登録リストに含まれる競技者を特定するリストを利用可能なものとしなければならない。競技者は、検査対象者登録リストに含まれる前、そして除外される際にも、通知を受けるものとする。競技者が検査対象者登録リストに含まれている間に提出する居場所情報

は、ADAMS 又はその他 WADA の承認するシステムを通して、第 5.2 項に定める競技者に対する検査権限を有する WADA その他アンチ・ドーピング機関によりアクセス可能であるものとする。当該情報は常に厳に機密に保持されるものとし、専らドーピング・コントロールを計画、調整、実行、そしてアスリート・バイオロジカル・パスポートに関連する情報、その他分析結果を提供し、潜在的なアンチ・ドーピング規則違反に対するドーピング調査を支援し、又は、アンチ・ドーピング規則違反が行われたと主張する手続を支持する目的のためだけに使用されるものとし、これらの目的のためにははや不要となった場合には、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に従い、破棄されるものとする。

## 5.8 ドーピング調査及びインテリジェンス収集

アンチ・ドーピング機関は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い、必要に応じ下記の各々の事項を行うことができるようにするものとする。

5.8.1 効果的、インテリジェンスを活用しかつ相応の検査配分計画の策定に活かし、特定対象検査を計画し、及び/又は潜在的アンチ・ドーピング規則違反に対するドーピング調査の基礎を形成するために、あらゆる利用可能な情報源からアンチ・ドーピング・インテリジェンスを取得し、評価し、処理すること。及び、

5.8.2 それぞれ第 7.4 項及び第 7.5 項に従い、非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告についてドーピング調査を実施すること。及び、

5.8.3 アンチ・ドーピング規則違反の可能性を否定し、又は、アンチ・ドーピング規則違反の手続の開始を支持する証拠を積み上げるために、第 7.6 項及び第 7.7 項に従い、アンチ・ドーピング規則違反の可能性を示唆するその他の分析的、非分析的な情報又はインテリジェンスについて、ドーピング調査を実施すること。

## 世界規程 第 6 条：検体の分析

### 6.2 検体の分析の目的

検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出並びに第 4.5 項に従って WADA が定めるその他の物質の検出、アンチ・ドーピング機関が、競技者の尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメーターについて、DNA 検査及びゲノム解析を含む検査実施の支援又はその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。検体は、将来分析を行うために採取し、保管することができる。

[第 6.2 項の解説：例えば、関係する分析プロファイル情報は、特定対象検査を実施するため、若しくは、第 2.2 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を裏づけるため、又は、その双方のために使用されうる。]

### 6.4 検体分析及び報告の基準

分析機関は、「分析機関に関する国際基準」に基づいて検体を分析し、その結果を報告するものとする。効果的な検査を確保するために、第 5.4.1 項に引用されるテクニカルドキュメントは特定のスポーツ及び競技種目に適合するリスク評価に基づく検体分析項目を確立するものとし、分析機関は、以下の各項に定める場合を除き、これらの項目に適合する形で検体を分析するものとする。

6.4.1 アンチ・ドーピング機関は、テクニカルドキュメントに記載された分析の項目よりも広範な分析項目を使用してその検体を分析するよう、分析機関に要請することができる。

6.4.2 アンチ・ドーピング機関は、その検査配分計画に定めたとおり、その国又はスポーツにおける個別の事情を理由として、より簡易な分析が適切であると WADA により認められた場合に限り、テクニカルドキュメントに記載された項目よりも簡易な項目を使用してその検体を分析するよう、分析機関に要請することができる。

6.4.3 「分析機関に関する国際基準」に定められておるとおり、分析機関は、独自の判断及び費用負担において、テクニカルドキュメントに記載された、又は、検査管轄機関により特定された検体分析項目には含まれていない禁止物質又は禁止方法を検出する目的で、検体を分析することができる。このような分析の結果は報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様の有効性及び結果を有するものとする。

[第 6.4 項の解説：本項の目的は、検体分析項目に「インテリジェンスを活用した検査」の原則を拡充し、これにより最大限に効果的かつ効率的にドーピングを検出するためである。ドーピングとの戦いのためのリソースは限られており、検体分析項目を増やすことは、特定のスポーツ及び国において、分析される検体数を減らすことに繋がる可能性もある。]

## 6.5 検体の更なる分析

いかなる検体についても、アンチ・ドーピング機関が、第 2.1 項のアンチ・ドーピング規則違反の主張の根拠として、競技者にその A 検体及び B 検体の双方の分析結果（又は、B 検体の分析をする権利が放棄され若しくは分析が行われない場合には、A 検体の結果）を連絡する前であれば、結果の管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関により更なる分析の対象とされることができる。

検体は、第 6.2 項の目的のため、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関又は WADA の指示があった場合に限り、いつでも保管され、更なる分析の対象とされる場合がある（WADA の主導による検体の保管又は更なる分析は、WADA の費用負担によるものとする）。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」並びに「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の各要件に適合するものとする。

## 世界規程 第 7 条：結果の管理

### 7.1 結果の管理を実施する責任

下記第 7.1.1 項及び第 7.1.2 項に定める場合を除き、結果の管理及び聴聞は、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関（又は、検体の採取が行われない場合には、主張されたアンチ・ドーピング規則違反につき競技者又はその他の人に最初に通知を付与し、その後当該アンチ・ドーピング規則違反を余念なく追及したアンチ・ドーピング機関）の責任とし、当該アンチ・ドーピング機関の手続上の規則に準拠するものとする。いずれの機関が結果の管理又は聴聞を行うかに関わらず、本条及び第 8 条に定める原則は尊重され、第 23.2.2 項において特定される規則は、大幅な変更なく組み込まれるものとされ、遵守されなければならない。

7.1.2 潜在的な居場所情報関連義務違反（提出義務違反又は検査未了）に関する結果の管理は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定めるとおり、違反を問われる競技者によるその居場所情報の提出先である国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関により処理されるものとする。提出義務違反又は検査未了を認定するアンチ・ドーピング機関は、ADAMS その他 WADA の承認するシステムを経由して WADA に当該情報を提出するものとし、当該情報は、当該システムからその他の関連アンチ・ドーピング機関により利用可能なものとされる。

## 7.4 非定型報告の審査

「分析機関に関する国際基準」に規定されているように、ある状況下においては、分析機関は、内生的にも生成される禁止物質の存在を、非定型報告、すなわち、更なるドーピング調査の対象となる報告として、報告するように指示されることがある。非定型報告を受け取った場合には、結果の管理に責任を有するアンチ・ドーピング機関は、(a) 適用のある TUE が付与されているか否か、若しくは「治療使用特例に関する国際基準」に定めるとおり付与されるのか否か、又は、(b) 非定型報告の原因となる「検査及びドーピング調査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな乖離が存在するか否かを確認するために、審査を実施するものとする。仮に、審査を行った結果、適用のある TUE の存在又は非定型報告の原因となる乖離も確認されない場合、アンチ・ドーピング機関は、所要のドーピング調査を実施しなければならない。当該ドーピング調査が完了した後、競技者及び第 14.1.2 項において特定された他のアンチ・ドーピング機関は、非定型報告が、違反が疑われる分析報告として提出されるか否かについて通知を受ける。競技者は第 7.3 項に定められている方法により通知を受ける。

[第 7.4 項の解説：本項に記載される「所要のドーピング調査」の内容は、状況によって異なる。例えば、競技者が生来高いテストステロン/エピテストステロン比率を有する旨、あらかじめ判断された場合、非定型報告が当該従前の比率に適合する旨の確認については、十分なドーピング調査である。]

## 7.5 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査

アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」の定めに従い行われる。アンチ・ドーピング機関が、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、当該アンチ・ドーピング機関は、その規則に定める方法に従い、違反されたアンチ・ドーピング規則及び違反とされる根拠について、競技者に速やかに通知するものとする。他のアンチ・ドーピング機関は、第 14.1.2 項に定めるとおり通知を受けるものとする。

## 7.6 居場所情報関連義務違反の審査

潜在的な提出義務違反及び検査未了の審査は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の定めに従い行われるものとする。国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関（該当する方）が、第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、当該国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関（該当する方）は、自己の規則に定める方法に従い、第 2.4 項の違反を主張する旨及び当該主張の根拠について、**競技者**に速やかに通知するものとする。他のアンチ・ドーピング機関は、第 14.1.2 項に定めるとおり通知を受けるものとする。

## 7.7 第 7.1 項から第 7.6 項の規定の適用が及ばないその他のアンチ・ドーピング規則違反の審査

アンチ・ドーピング機関又は当該機関により設置された審査機関は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関して、本規程に基づいて採択されたアンチ・ドーピング規範及び規則により要請される追加のドーピング調査又は当該アンチ・ドーピング機関が適切と判断する追加のドーピング調査を実施するものとする。アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、**競技者**又はその他の人に対して、自己の規則に規定された方法により、違反されたアンチ・ドーピング規則及び違反とされる根拠についての通知を速やかに発しなければならない。他のアンチ・ドーピング機関は、第 14.1.2 項に規定されたとおりの通知を受ける。

[第 7.1 項、第 7.6 項及び第 7.7 項の解説：例えば、国際競技連盟は、通常は、競技者の国内競技連盟を通じて競技者本人に対して通知を行うことになる。]

## 世界規程 第 10 条：個人に対する制裁措置

10.3.2 第 2.4 項の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とするものとする。但し、**競技者の過誤**の程度により最短 1 年間となるまで短縮することができる。本項における 2 年間から 1 年間までの間での資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターン又はその他の行為により、**競技者が検査の対象となることを避けようとしていた旨の重大な疑義が生じる場合には当該競技者にはこれを適用しない。**

## 10.6 資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置

### 10.6.1 アンチ・ドーピング規則違反を発見又は証明する際の実質的な支援

10.6.1.1 アンチ・ドーピング規則違反の結果の管理に責任を有するアンチ・ドーピング機関は、第 13 条に基づく不服申立てに対する終局的な決定又は不服申立期間の満了に先立ち、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関又は懲戒機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、(i) アンチ・ドーピング機関が他の人によるアンチ・ドーピング規則違反を発見し若しくは該当手続を提起し、又は、(ii) 刑事司法機関若しくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し若しくは該当手続を提起するに至り、実質的な支援を提供した人により提供された情報が、結果の管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関により利用可能となった場合には、その事案において課される資格停止期間の一部を猶予することができる。

## 世界規程 第 13 条：不服申立て

### 13.3 アンチ・ドーピング機関による時機に後れた決定

WADA が定めた合理的な期間内に、アンチ・ドーピング機関が個々の事案におけるアンチ・ドーピング規則違反の有無に関し、決定を下さなかった場合には、WADA は、当該アンチ・ドーピング機関がアンチ・ドーピング規則違反がないと判断する決定を下したのとして、CAS に対して直接に不服申立てを行うことを選択できる。

CAS の聴聞パネルが、アンチ・ドーピング規則違反があり、かつ、WADA の CAS に対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての手続遂行に関する WADA の費用及び弁護士報酬は、アンチ・ドーピング機関から WADA に対して償還されるものとする。

[第 13.3 項の解説：個々のアンチ・ドーピング規則違反のドーピング調査及び結果の管理の過程における様々な事情に鑑みると、WADA が CAS に対して直接に不服申立てを行うに先立ちアンチ・ドーピング機関が決定を下すための期限を、確定的に定めることは現実的ではない。但し、当該行動が取られる前に、WADA はアンチ・ドーピング機関と協議し、かつ、アンチ・ドーピング機関に対し決定が未だ下されていない理由について説明する機会を与えるものとする。本項は、

国際競技連盟が、その傘下にある国内競技連盟により実施された結果の管理が不適切に遅延したことについて管轄権を有する旨を定める規則を持つことを禁じるものではない。]

## 世界規程 第 14 条：守秘義務及び報告

### 14.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報

#### 14.1.1 競技者又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

主張されたアンチ・ドーピング規則違反の通知の様式及び方法は、結果の管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関の規則に定めるとおりとするものとする。

#### 14.1.2 国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び WADA に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

結果の管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング規則違反の主張につき、競技者又はその他の人に通知を行うのと同時に、当該競技者が所属する国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟並びに WADA に対しても通知を行うものとする。

#### 14.1.4 状況の報告

第 14.1.1 項に従いアンチ・ドーピング規則違反の通知に至らなかったドーピング調査に関わる場合を除き、第 14.1.2 項において言及されているアンチ・ドーピング機関には、第 7 条、第 8 条又は第 13 条に基づき審査又は手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、書面による理由を付した説明文書又は事案の解決につき説明する決定が速やかに提供されるものとする。

## 世界規程 第 20 条：署名当事者の追加的な役割及び責務

### 20.1 国際オリンピック委員会の役割及び責務

20.1.7 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かのドーピング調査を含む、自己の管轄内におけるすべての潜在的なアンチ・ドーピング規則違反を積極的に追及すること。

### 20.2 国際パラリンピック委員会の役割及び責務

20.2.7 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かのドーピング調査を含む、自己の管轄内におけるすべての潜在的なアンチ・ドーピング規則違反を積極的に追及すること。

### 20.3 国際競技連盟の役割及び責務

20.3.6 国内競技連盟に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆し、又は、関連する情報をその国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟に報告し、ドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関の実施するドーピング調査に協力することを義務づけること。

20.3.10 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かのドーピング調査を含む、自己の管轄内におけるすべての潜在的なアンチ・ドーピング規則違反を積極的に追及すること、措置の適切な執行を確保すること、並びに 18 歳未満の者がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合にそのサポートスタッフに対する自動的なドーピング調査を実施すること、また、サポートスタッフが支援する一名若しくは二名以上の競技者がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合にそのサポートスタッフに対する自動的なドーピング調査を実施すること。

20.3.14 第 20.7.10 項に基づき WADA の実施するドーピング調査について、WADA に全面的に協力すること。

## 20.4 国内オリンピック委員会及び国内パラリンピック委員会の役割及び責務

20.4.4 国内競技連盟に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆し、又は、関連する情報をその国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟に報告し、ドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関の実施するドーピング調査に協力することを義務づけること。

20.4.10 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かのドーピング調査を含む、自己の管轄内におけるすべての潜在的なアンチ・ドーピング規則違反を積極的に追及すること。

## 20.5 国内アンチ・ドーピング機関の役割及び責務

20.5.4 国内アンチ・ドーピング機関間における相互検査を奨励すること。

20.5.7 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かのドーピング調査を含む、自己の管轄内におけるすべての潜在的なアンチ・ドーピング規則違反を積極的に追及すること及び措置の適切な執行を確保すること。

20.5.9 18 歳未満の者がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に管轄内のサポートスタッフに対する自動的なドーピング調査を実施すること、また、サポートスタッフが支援する一名若しくは二名以上の競技者がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合にそのサポートスタッフに対する自動的なドーピング調査を実施すること。

20.5.10 第 20.7.10 項に基づき WADA の実施するドーピング調査について、WADA に全面的に協力すること。

## 20.6 主要競技大会機関の役割及び責務

20.6.5 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かのドーピング調査を含む、自己の管轄内におけるすべての潜在的なアンチ・ドーピング規則違反を積極的に追及すること。

## 20.7 WADA の役割及び責務

20.7.7 実効的なインディペンデント・オブザーバー・プログラム及びその他の競技大会アドバイザー・プログラムを策定し、実施すること。

20.7.8 例外的状況において、かつ WADA 事務総長の指示に基づき、自らの主導において、又は、他のアンチ・ドーピング機関の要請に従い、ドーピング・コントロールを実施し、又、関係する国内外の機関及び団体と協力すること（照会やドーピング調査の促進を含むがこれに限られない。）。

[第 20.7.8 項の解説：WADA は検査機構ではないが、関連するアンチ・ドーピング機関に問題が提起されたものの、当該アンチ・ドーピング機関により十分に対処されなかった場合、例外的な状況として、WADA が自ら検査を実施する権利を留保する。]

20.7.9 国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関及び主要競技大会機関と相談して、定義された検査及び検体の分析プログラムを承認すること。

20.7.10 アンチ・ドーピング規則違反その他ドーピングを促進するおそれのある活動につき、独自のドーピング調査を開始すること。

## 世界規程 第 21 条：競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務

## 21.1 競技者の役割及び責務

### 21.1.2 いつでも検体採取に応じること。

[第 21.1.2 項の解説：競技者の人権及びプライバシーに配慮して、正当なアンチ・ドーピング上の判断の結果として深夜又は早朝の検体採取が要請される場合がある。例えば、競技者の一部は、朝発覚されないようにするため、当該時間帯に少量の EPO を使用することが知られている。]

### 21.1.6 アンチ・ドーピング規則違反についてドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

[第 21.1.6 項の解説：ドーピング調査に協力しないことは、本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反ではないが、関係機関の規則に基づく懲戒処分の根拠となりうる。]

## 21.2 サポートスタッフの役割及び責務

### 21.2.2 競技者の検査プログラムに協力すること。

### 21.2.5 アンチ・ドーピング規則違反についてドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

[第 21.2.5 項の解説：ドーピング調査に協力しないことは、本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反ではないが、関係機関の規則に基づく懲戒処分の根拠となりうる。]

## 21.3 地域アンチ・ドーピング機関の役割及び責任

### 21.3.4 国内アンチ・ドーピング機関及び地域アンチ・ドーピング機関との間の相互的検査を奨励すること。

## 世界規程 第 23 条：受諾、遵守及び修正

### 23.3 アンチ・ドーピング・プログラムの実施

署名当事者は、本規程及び国際基準に適合する全領域についてアンチ・ドーピング・プログラムを実施するために十分なリソースを投入するものとする。

## 3.0 定義及び解釈 (Definitions and interpretation)

### 3.1 世界規程の定義で、本「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において使用されているもの (Defined terms from the 2015 Code that are used in the International Standard for Testing and Investigations)

「ADAMS」とは、アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のアンチ・ドーピング活動を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

「違反が疑われる分析報告」とは、WADA 認定分析機関又は「分析機関に関する国際基準」及びこれに関連するテクニカルドキュメントに適合する WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在（内因性物質の量的増大を含む。）が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告」とは、適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

「アンチ・ドーピング機関」とは、ドーピング・コントロールの過程の開始、実施又は執行に関する規則を採択する責任を負う署名当事者をいう。  
具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技大会機関、WADA、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関が挙げられる。

「競技者」とは、国際レベル（定義については各国際競技連盟が定める。）又は国内レベル（定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。）のスポーツにおいて競技するすべての人をいう。アンチ・ドーピング機関は、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「競技者」の定義に含める裁量を有する。国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者

につき、アンチ・ドーピング機関は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行い若しくは検査を行わないこと、すべての禁止物質を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請し若しくは居場所情報を要請しないこと、又は、事前の TUE を要請しないこと。但し、アンチ・ドーピング機関が、国際レベル又は国内レベルに至らずに競技する競技者につき権限を有し、当該競技者が第 2.1 項、第 2.3 項又は第 2.5 項のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、本規程に定める措置（但し、第 14.3.2 項を除く。）が適用されなければならない。第 2.8 項及び第 2.9 項並びにアンチ・ドーピング情報及び教育との関係では、本規程を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、競技者に該当する。

[[**「競技者」**の解説：本定義は、国際レベルの競技者及び国内レベルのすべての競技者に対して本規程のアンチ・ドーピング規則が適用される旨を明らかにするものである。なお、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。また、上記の定義は、国内アンチ・ドーピング機関が、適切であると判断した場合に、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のみならず、より低い水準の競技会における競技参加者及びフィットネス活動を行うが競技会には全く出場しない個人に対しても自己のアンチ・ドーピング・プログラムの適用範囲を拡大することを認めている。よって、例えば、国内アンチ・ドーピング機関は、レクリエーション・レベルの競技参加者を検査するが、事前の TUE を要請しないよう、選択することができる。但し、違反が疑われる分析報告又は不当な改変に関するアンチ・ドーピング規則違反は、本規程に定めるすべての措置（但し、第 14.3.2 項を除く。）をもたらす。フィットネス活動に従事するものの、競技会に参加しないレクリエーション・レベルの競技参加者に、措置が適用されるか否かの決定は、国内アンチ・ドーピング機関に委ねられる。同様に、マスター・レベルの競技参加者のためのみに競技大会を開催する主要競技大会機関は、競技参加者を検査するが、すべての禁止物質を対象とする網羅的な検体分析を行わないことを選択することができる。競技水準の如何に拘らず、競技参加者がアンチ・ドーピング関連の情報及び教育を受けられるようにしなければならない。]]

「アスリート・バイオロジカル・パスポート」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法をいう。

「非定型報告」とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング調査を要求する旨の、WADA 認定分析機関又はその他の WADA 承認分析機関からの報告をいう。

「世界規程」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

「競技会」とは、一つのレース、試合、ゲーム又は単独のスポーツでの競争をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの陸上競技 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に進められる競争及びその他のスポーツ競技のうち日々又はその他の中間的な基準で賞が授与されるものについては、適用される国際競技連盟の規則において競技会と競技大会との区別が定められる。

「ドーピング・コントロール」とは、居場所情報の提出、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までのすべての段階及び過程をいう。

「競技大会」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう（例、オリンピック大会、FINA 世界選手権大会、パンアメリカン大会）。

「競技大会会場」とは、競技大会の所轄組織により指定された会場をいう。

「競技会（時）」とは、国際競技連盟又は該当する競技大会の所轄組織の規則に別段の定めがない限り、競技者が参加する予定の競技会の 12 時間前に開始され、当該競技会及び競技会に係る検体採取過程の終了までの期間をいう。

[解説：国際競技連盟又は競技大会の所轄組織は、競技大会の期間とは異なる「競技会（時）」期間を設けることができる。]

「インディペンデント・オブザーバー・プログラム」とは、オブザーバー・チームが、WADA の監督下で、特定の競技大会におけるドーピング・コントロールの過程を監視し、ドーピング・コントロールの過程について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

「国際競技大会」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は、当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会又は競技会をいう。

「国際レベルの競技者」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する競技者をいう。

[解説：国際競技連盟は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する限り、競技者を国際レベルの競技者に分類する上で使用する基準（例えば、ランキング、特定の国際競技大会への参加、ライセンス種類など）を自由に決定することができる。但し、国際競技連盟は、競技

者が国際レベルの競技者に分類されたときは、競技者にてこれを速やか且つ容易に確認できるよう、当該基準を明確かつ簡潔な様式で公表しなければならない。例えば、当該基準が特定の国際競技大会への参加を含む場合には、当該国際競技連盟はそれらの国際競技大会の一覧を公開しなければならない。]

「18歳未満の者」とは、18歳に達していない自然人をいう。

「国内アンチ・ドーピング機関」とは、国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに聴聞会の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。

「国内競技大会」とは、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が参加する競技大会又は競技会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

「国内レベルの競技者」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する、各国内アンチ・ドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する競技者をいう。

「国内オリンピック委員会」とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

「競技会外」とは、競技会（時）以外の期間をいう。

「検査対象者登録リスト」とは、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会（時）検査及び競技会外の検査の対象となり、またそのため第5.6項及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い居場所情報を提出することを義務づけられる、国際競技連盟が国際レベルの競技者として、また国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルの競技者として各々定めた、最優先の競技者群のリストをいう。

「検体」又は「標本」とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

[解説：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

「署名当事者」とは、第 23 条に定めるとおり、本規程に署名し、本規程を遵守することに同意した団体をいう。

「実質的な支援」；第 10.6.1 項との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1) 自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反に関するすべての情報を署名入りの書面により完全に開示し、(2) アンチ・ドーピング機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案のドーピング調査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続が開始された事案の重大な部分を構成するものでなければならず、仮に手続が開始されていない場合には、手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

「特定対象検査」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を抽出することをいう。

「チームスポーツ」とは、競技会中に、選手交代が認められるスポーツをいう。

「検査」とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。

「WADA」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

### 3.2 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に固有の定義 (Defined terms specific to the International Standard for Testing and Investigations)

アスリート・バイオロジカル・パスポート書類 (Athlete Biological Passport Documentation Package) : アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告を裏付けるため、分析機関及びアスリートパスポートマネジメントユニットによって作成された資料をいう。これには、分析データ、エキスパートパネルのコメント、交絡因子の証拠、及びその他の関連する補足情報を含むが、これらに限られない。

エキスパートパネルには、指名されたエキスパート要員、及び、指名されたエキスパートからの要請に基づき、又はアンチ・ドーピング機関のアスリートパスポートマネジメントユニットにより必要とされる追加の個別事案ごとのエキスパートを含めることができる。

ブラッド・コレクション・オフィサー (Blood Collection Officer) (又は BCO): 競技者から血液検体の採取を行うことにつき、検体採取機関により資格を与えられ、権限を与えられた役職員をいう。

検体管理の連鎖 (Chain of Custody): 検体の提出から検体が分析のために分析機関に受理されるまでの、検体管理に責任を有する個人又は機関による一連の手順をいう。

シヤペロン (Chaperone): 検体採取機関により養成され、権限を与えられた役職員であって、次の一つ又はそれ以上の特定の職務 (検体採取機関にて選択される) を遂行する役職員をいう。検体採取対象として抽出された競技者への通告、ドーピング・コントロール・ステーション到着までの競技者の付き添い及び監視、ドーピング・コントロール・ステーションに所在する競技者の付き添い及び／若しくは監視、並びに／又は、養成した結果、資格が与えられる場合においては検体提出の際の立会い及び確認。

世界規程第 2.4 項 居場所情報関連義務 (Whereabouts Requirements) :

「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の付属文書 I に定められた居場所情報関連義務であって、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の検査対象者登録リストに含まれた競技者に適用されるものをいう。

ドーピング・コントロール・オフィサー (Doping Control Officer) (又は DCO): 検体採取機関により養成され、権限を与えられた役職員であって、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」にて DCO に付与された責任を遂行するものをいう。

ドーピング・コントロール・ステーション (Doping Control Station): 検体採取セッションが実施される場所をいう。

エキスパートパネル (Expert Panel): アンチ・ドーピング機関及び／又はアスリートパスポートマネージメントユニットによって選ばれた、関連分野の知識を有する専門家であって、パスポートの評価を提供する責任を負う者をいう。血液モジュールについて、エキスパートは、臨床血液学 (血液の病的状態の診断)、スポーツ医学、又は運動生理学の 1 つ以上の分野の知識を有するべきである。ステロイドモジュールについて、エキスパートは、分析機関における分析、ステロイド・ドーピング及び／又は内分泌学の知識を有するべきである。

不遵守 (Failure to Comply): 世界規程第 2.3 項及び／又は第 2.5 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を記述するために使用される用語をいう。

提出義務違反 (Filing Failure): 競技者 (又は競技者が提出義務の履行を委任した第三者) において、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 I.3 項に従い、居場所情報提出にて示された時間及び場所において検査するために競技者の居場所を特定できるように正確かつ完全な居場所情報提出を行い、又は、必要に応じてその居場所情報提出が引き続き正確かつ完全であること

を確保するために当該居場所情報を更新する義務を履行しないことをいう。

競技会日程 (In-Competition Date)：第 I.3.3 項に定義するとおり。

検査未了 (Missed Test)：「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 I.4 項に従い、対象日に、居場所情報提出で指定された 60 分の時間枠にて特定された場所及び時間において行われる検査に、競技者が応じないことをいう。

事前通告無しの検査 (No Advance Notice Testing)：競技者に対して事前の警告なく行われ、競技者が通告された時から検体提出までの間継続して付き添いをされる検体採取をいう。

パスポート (Passport)：個人の競技者に固有のすべての関連データを照合したものをいう。マーカーの長期的なプロフィール、特定の競技者に固有の heterogeneous factors、及びマーカーの評価に役立ち得る他の関連情報を含む。

パスポート管理機関 (Passport Custodian)：当該競技者のパスポートの結果管理、及び当該競技者のパスポートに結び付けられた関連情報を他のアンチ・ドーピング機関と共有することに責任を負うアンチ・ドーピング機関。

無作為抽出 (Random Selection)：特定対象検査以外の検査に関する競技者の抽出をいう。

結果管理機関 (Results Management Authority)：世界規程第 7.1 項に従い、検査の結果（又は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性があるその他の証拠）、及び、聴開会の管理に責任のある機関をいう。（1）アンチ・ドーピング機関（例えば、国際オリンピック委員会若しくはその他の主要競技大会機関、WADA、国際競技連盟、又は、国内アンチ・ドーピング機関）、又は、（2）アンチ・ドーピング機関の権限の下で又はその規則に従い行動するその他の機関（例えば、国際競技連盟の加盟団体である国内競技連盟）の別を問わない。居場所情報関連義務違反については、結果管理機関は第 I.5.1 項の定めるとおりとするものとする。

検体採取機関 (Sample Collection Authority)：「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従い検体の採取を行う責任を有する機関をいう。（1）検査管轄機関そのもの、又は、（2）検査管轄機関が自己の責任権限を付与し又は業務を委託したその他の機関（例えば、第三者である受託者）（但し、検体採取に関し、世界規程の下、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従う究極的な責任は、検査管轄機関が常に負う。）の別を問わない。

検体採取器具 (Sample Collection Equipment): 検体採取セッションにおいて、いつでも検体を採取し又は保存するために使用される容器又は器具をいう。検体採取器具には少なくとも以下のものを含むこととされる：

- 尿検体採取器具：
  - 競技者の体から尿検体が排出されると同時に採取するための採尿カップ；
  - 競技者が更なる尿を提出するまで尿検体の一部を厳重に保存するための適切なキット
  - 完全な尿検体を厳重に保存及び搬送するための、密封可能かつ開封履歴が残るボトル及び蓋；
- 血液検体採取器具：
  - 血液検体採取用針；
  - 血液検体を厳重に保存及び搬送するための密封可能かつ開封履歴が残る装置付き採血管

検体採取要員 (Sample Collection Personnel): 検体採取セッションにおいて職務を遂行又は補助する権限を検体採取機関により与えられた役職員の総称をいう。

検体採取セッション (Sample Collection Session): 最初の接触があつてから、競技者が検体を提出した後ドーピング・コントロール・ステーションを退出するまでの、競技者に直接関わる一連の行動すべてをいう。

分析のための適切な比重 (Suitable Specific Gravity for Analysis): 屈折計を用いて計測した場合には 1.005 若しくはそれ以上、又は、尿試験紙を用いて計測した場合には 1.010 若しくはそれ以上の比重値をいう。

分析のための適切な尿量 (Suitable Volume of Urine for Analysis): 最低 90mL (分析機関が、禁止物質又は禁止方法の全部又は一部についてのみ検体を分析する場合か否かを問わない)。

チーム活動 (Team Activity/Activities): 競技者が、チームの一員として集団で (例えば、トレーニング、移動、戦術トレーニングセッション)、又は、チームの指揮の下 (例えば、チームドクターによる治療)、行うスポーツ活動をいう。

検査配分計画 (Test Distribution Plan): 検査管轄機関の検査権限のある競技者に対して検査を計画するアンチ・ドーピング機関により、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4 章の

要件に従い作成された文書をいう。

検査管轄機関 (Testing Authority)：特定の検体採取につき権限を有する機関をいう。(1) アンチ・ドーピング機関 (例えば、国際オリンピック委員会若しくはその他の主要競技大会機関、WADA、国際競技連盟、又は、国内アンチ・ドーピング機関)、又は、(2) アンチ・ドーピング機関の権限の下で、又はその規則に従い行動するその他の機関 (例えば、国際競技連盟の加盟団体である国内競技連盟)、の別を問わない。

試みの失敗に関する報告 (Unsuccessful Attempt Report)：検査対象者登録リスト上の競技者から検体を採取する試みの失敗に関する詳細な報告であって、試みの日付、訪問場所、当該場所への正確な到着時刻及び当該場所での退出時刻、当該場所にて競技者を探すためにとられた手段 (第三者との接触に関する詳細も含む)、及び、試みに関するその他の詳細を示したものをいう。

居場所情報関連義務違反 (Whereabouts Failure)：提出義務違反 (Filing Failure) 又は検査未了 (Missed Test) をいう。

居場所情報提出 (Whereabouts Filing)：「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 I.3 項に従い、次の四半期における競技者の居場所を示す情報であって、検査対象者登録リストにおける当該競技者により又は当該競技者のために提出された情報をいう。

### 3.3 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の解釈 (Interpretation)

3.3.1 特に明示されない限り、以下の各条項への言及は、いずれもこの「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の条項に対する言及である。

3.3.2 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の各条項に注釈として付された解説は、本国際基準を解釈するために使われるものとする。

3.3.3 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の付属文書は、本国際基準のその他の部分と同様に義務事項である。

3.3.4 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の公式文書は、WADA によって維持され、英語及びフランス語にて公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

## 第 2 部：検査に関する基準 (STANDARDS FOR TESTING)

### 4.0 効果的な検査のための計画 (Planning effective Testing)

#### 4.1 本章の目的 (Objective)

4.1.1 世界規程第 5.4 項は、検査権限を有する各国内アンチ・ドーピング機関において、その管轄下において競技者がドーピングを行うリスクに対して均衡的であり、かつ、それを検出して抑止するために効果的である、インテリジェンスを活用した検査を計画及び実行することを義務づけている。「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の本第 4 章の目的は、かかる要件を満たす検査配分計画を策定するために必要な手順を定めることである。この中には、アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング・プログラムにおいて包括的な競技者群を画定すること、対象の競技/種目においてどの禁止物質及びどの禁止方法が最も乱用されやすいかに関する評価、さらに、競技及び/又は種目ごと、競技者の分類ごと、検査の種類ごと、採取された検体の種類ごと、並びに、検体分析の種類ごとに適切な優先順位をつけることを含む。

4.1.2 アンチ・ドーピング機関は、サポートスタッフ及びその他の利害関係を有する人が、競技者の検査配分計画、又は検査対象となる競技者の抽出過程に関与しないようにするものとする。

4.1.3 アンチ・ドーピング機関は、(a) 本国際基準第 4.7.1 項に従い、世界規程第 5.4.1 項におけるテクニカルドキュメントに定められた分析項目よりも簡易な項目で検体を分析するために、世界規程第 6.4.2 項に基づき、WADA からの承認を得ることを求める場合、又は、(b) 世界規程第 5.4 項の要件がアンチ・ドーピング機関において満たされていることを示す手続のひとつとして、WADA から要請された場合には、検査配分計画を文書にして WADA に提出するものとする。

4.1.4 したがって、主たる活動は、情報及びインテリジェンスの収集、監視及びフォローアップ等の、リスク評価を行い、優先順位を付けること、かかるリスク評価及び優先順位付けを踏まえて検査配分計画を策定すること、(適用される場合) 当該検査配分計画を WADA に提出して協議すること、状況の変化に照らして必要に応じて当該検査配分計画を監視、評価、検証、修正、及び、更新すること、並びに、検査配分計画を実施することである。

## 4.2 リスク評価 (Risk assessment)

4.2.1 世界規程第 5.4 項に定めるとおり、検査配分計画は、対象の競技及び種目においてどの禁止物質及び／又は禁止方法が最も乱用されやすいかを真摯に検討し評価することから始めなければならない。かかる評価では、(最低限) 以下の情報を考慮に入れなければならない。

- a) 関連する競技 (及び／又は競技における種目) における身体的な要求並びにその他の要求 (特に、当該競技 (及び／又は競技における種目) における生理的な要求) ;
- b) かかる競技及び／又は種目において、ドーピングがもたらしうる競技力向上効果 ;
- c) 異なるレベルにおける競技及び／若しくは種目において享受されうる報酬、並びに／又は、その他のドーピングへと誘引する可能性のある動機 ;
- d) 競技及び／又は種目におけるドーピング違反歴 ;

[4.2.1(d) の解説 : 競技会 (時) 検査及び競技会外の検査の両方が実施されている競技において、完全に効果的な検査がない限り、かかる競技におけるドーピングのリスク評価については、違反が疑われる分析報告が全く無かった、又は、殆ど無かったというドーピング違反歴は、意味をなさない。]

- e) ドーピングの傾向に関する入手可能な研究 (ピアレビューのある学術論文など) ;
- f) 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」第 11 章に従い、競技において生じうるドーピングの実態に関して受領された情報又は構築されたインテリジェンス (例えば、競技者の証言、刑事調査における情報、及び／又は、WADA の「調査協力並びにアンチ・ドーピングに関する情報及び証拠の共有のガイドライン (Guidelines for Coordinating Investigations and Sharing Anti-Doping Information and Evidence)」に沿って構築されるその他のインテリジェンス) ;並びに
- g) 過去の検査配分計画サイクルによる結果。

4.2.2 検査配分計画を策定するにあたり、アンチ・ドーピング機関は、世界規程第 5.4.1 項及び第 6.4 項において言及されたテクニカルドキュメントに拘束されるものとする。さらに、アンチ・ドーピング機関は、リスク評価を自身で実施するものとする。アンチ・ドーピング機関は、重複して検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関が行う、対象の競技又は種目のリスク評価を真摯に考慮に入れなければならない。しかし、国際競技連盟は、国内アンチ・ドーピング機関が特定のスポーツ又は種目に関して行ったドーピングのリスク評価には拘束されない。また、国内アンチ・ドーピング機関は、国際競技連盟が特定の競技又は種目に関して行ったドーピングのリスク評価には拘束されない。

4.2.3 アンチ・ドーピング機関は、競技、国、又は、競技大会（適用がある場合）ごとの、潜在的なドーピング違反のパターンについても、検討するものとする。これには、以下の事項の分析が含まれるものとする。

- a) 競技者が、関係する競技又は種目において競技力を向上させると最も考える禁止物質及び／又は禁止方法とは何か、
- b) 競技者が、自身の競技人生において、不当に競技力向上へのメリットを享受できると最も考えやすいキャリアにおける重要事項は何か、並びに、
- c) 当該競技／種目のシーズンの体系（標準的な競技会スケジュール及びトレーニングパターン等）からすると、1年を通して、競技者が最もドーピングをしやすい時期はいつか。

4.2.4 検査配分計画を策定するための残りのステップについては（以下、本第4章における以下の部分に定めるとおり）、本第4.2項に定めるリスク評価を踏まえるものとする。アンチ・ドーピング機関は、関連するリスクについて適切な評価を行い、かかる評価を踏まえて適切な検査配分計画を採択したことをWADAが納得できるよう提示しなければならない。

4.2.5 検査配分計画は、常に発展的なものであり、固定的なものではない。アンチ・ドーピング機関は、定期的に検査配分計画を検証し、アンチ・ドーピング機関にて新たに収集した情報及び構築したインテリジェンスを必要に応じて反映し、他のアンチ・ドーピング機関が行った検査を考慮に入れるものとする。但し、世界規程第5.4.1項に言及されたテクニカルドキュメントにおけるリスク評価を修正するにあたっては、WADAの承認を得なければならない。

### 4.3 包括的な競技者群の画定 (Establishing the overall pool of Athletes)

4.3.1 世界規程第5.2項では、各アンチ・ドーピング機関に、スポーツに係わる潜在的に非常に広い範囲の人々に対する検査権限を付与している。しかし、世界規程では、アンチ・ドーピング機関の資源が限定されていることを踏まえ、「競技者」の定義として、国内アンチ・ドーピング機関が国内のアンチ・ドーピング・プログラム（特に検査）を適用するスポーツを行う人の数を限定し、国内で最も高いレベルで競技をする人（すなわち、国内アンチ・ドーピング機関が定義した国内レベルの競技者）に適用されるようにしている。また、国際競技連盟が、そのアンチ・ドーピング・プログラム（特に検査）の対象者を、国際レベルで定期的に競技する人（すなわち、国際競技連盟が定義した国際レベルの競技者）に限定することも許されている。

[4.3.1の解説：国際競技連盟は、自己の管轄下にある競技者については、国際レベルの競技者でなくても、もし、かかる競技者が国際競技大会に出場する場合など、適切であると考えられる場合には、かかる競技者を検査することができる。さらに、世界規程にて「競技者」として定義で定めるとおり、国内アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング・プログラム（検査を含む。）を国内レベル以下で競技するスポーツを行う人々にも適用することを決めることができる。しかし、国際競技連盟の検査配分計画の主たる対象は、国際レベルの競技者であるべきであり、また、国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の主たる対象は、国内レベルの競技者及びそれ以上の人であるべきである。]

4.3.2 したがって、第4.2項におけるリスク評価が完了した時点で、次に行われるべきことは、(国際競技連盟であれば) 国際レベルの競技者を適切に定義し、また、(国内アンチ・ドーピング機関であれば) 国内レベルの競技者を適切に定義し、原則として該当のアンチ・ドーピング機関による検査対象者になる包括的な競技者群を画定することである。

- a) 国際競技連盟は、競技者を国際レベルの競技者に分類する際に利用する基準（例えば、ランキング、特定の国際競技大会への参加の有無等）を自由に決定することができる。国際競技連盟は、国際レベルにおけるスポーツのインテグリティを守る責任（一般市民に対して競技のあるべき姿を示すこと）を果たすため、国際レベルで定期的に競技するすべての人及び／又は世界記録が記録されるレベルで競技するすべての人を網羅する定義を確定させ、かかる決定を真摯に行わなければならない。

[4.3.2(a)の解説：世界規程は、すべての人にとって、分類の境界線が明確となり、特定の競技者がどのように分類されるかについて明確にわかるよう、各国際競技連盟が国際レベルの競技者を分類する基準を、明確かつ簡潔な形で公表することを求めている。例えば、かかる基準が、ある特定の国際競技大会で競技する場合をも含む場合には、国際競技連盟はかかる国際競技大会のリストを公表しなければならない。]

- b) 同時に、国内アンチ・ドーピング機関は、国内レベルの競技者として競技者を分類する際に利用する基準を自由に決定することができる。但し、国内アンチ・ドーピング機関は、国内レベルにおけるスポーツのインテグリティを守る責任（様々な競技における自国への誇りの源となり、国際競技大会又は国際競技会にて国の代表となることを含め、国際競技会への足がかりになること）を果たすため、かかる決定を真摯に行わなければならない。結果として、定義には、対象の競技における国内競技会の最高レベルにおいて（すなわち、対象のカテゴリー／種目において誰がその国で最上位の競技者なのか、及び／若しくは、国際競技大会又は

国際競技会において誰を国の代表として選出するべきか、について決定し、又は検討する国内選手権大会若しくはその他の競技大会において) 競技するすべての人が網羅されるべきである。また、その定義には、国際競技連盟によって国際レベルの競技者としては分類されないものの、(国内レベルでというよりむしろ) 国際レベル及び／又は国際競技大会若しくは国際競技会において通常又はしばしば出場するその国の国民も含むべきである。

#### 4.4 競技及び／又は種目間における優先順位 (Prioritizing between sports and/or disciplines)

4.4.1 次に、アンチ・ドーピング機関は、検査に係る資源を、自己の管轄下における特定の競技、種目又は(適用される場合) 国について特に優先順位を上げるべき事情があるかどうか検討すべきである。これは、以下のことを意味する。

- a) 国際競技連盟の場合、競技における異なる種目間及び国家間における相対的なドーピングに関するリスクを評価すること。
- b) 国内アンチ・ドーピング機関の場合、自己の管轄下の異なる競技間での相対的なドーピングに関するリスク、及び、特定の競技を他の競技よりも優先的に扱うことにつながる国内のアンチ・ドーピングに関わる政策上の重要課題を評価すること。

[4.4.1(b)の解説：国内アンチ・ドーピング機関は、各種の国内の政策上の要件及び政策上の優先順位を有する。例えば、ある国内アンチ・ドーピング機関は、すべての又は一部のオリンピック競技を優先させる正当な理由を有する一方で、他のアンチ・ドーピング機関は、その国のスポーツ文化の特徴により、(例えば) ある「国技」をより優先することもある。これら政策上の重要課題は、その国の管轄下で行われる様々な競技における相対的なドーピングに関するリスクを評価することと並び、国内アンチ・ドーピング機関における検査配分計画の策定をする際の考慮事項である。この重要課題により、国内アンチ・ドーピング機関が特定の期間の検査配分計画を決定する際、例えば以下のことが生じ得る。

- (1) 自己の管轄下のある特定の競技の検査を実施し、他の競技には実施しないこと、及び、
- (2) その競技において、ドーピングのリスクが大きいためだけではなく、その競技のインテグリティを確保することが国家的な関心としてより大きいため、ある特定の競技を優先させること。]

- c) 主要競技大会機関の場合、その競技大会に関連する異なる競技及び／又は種目間での相対的なドーピングのリスクを評価すること。

4.4.2 検査配分計画における検査実施に関するその他の考慮事項として、対象となる競技及び／又は種目及び／又は国において関連するレベルでの競技者の数がある。2つの違う競技、種目又は国家間で同等にドーピングのリスクが評価される場合、競技者がより多い競技、種目又は国に対し、より多くの資源が割り当てられるべきである。

#### 4.5 異なる競技者間での優先順位 (Prioritizing between different Athletes)

4.5.1 ひとたび包括的な競技者群が画定され (第 4.3 項参照)、そして競技、種目、国家の優先順位が確定 (第 4.4 項参照) された上で、インテリジェンスを活用した検査配分計画は、包括的な競技者群の中でも最も必要とされる検査に対して検査の資源を割り当て、特定対象検査を活用する。したがって、特定対象検査が優先されるものとする。すなわち、アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として行われる検査の大多数は、その包括的な競技者群の中でも、競技者への特定対象検査として行うものとする。

[4.5.1 の解説：無作為検査又は加重無作為の検査をしても、適切な競技者全員が十分に検査されることが確保されるわけではないことから、特定対象検査が優先される。世界規程では、特定対象検査につき、合理的な疑いの基準も相当な理由の原則 (probable cause requirement) も適用しない。しかし、特定対象検査は、正当なドーピング・コントロール以外の目的のために利用してはならない。]

4.5.2 アンチ・ドーピング機関は、以下のカテゴリーの競技者に対して特定対象検査を行うことを検討するものとする。

- a) 国際競技連盟については、ランキング又はその他の適切な基準に基づき、国際競技会の最高レベルにおいて定期的に競技する (特に優先的な種目又は国家からの) 競技者 (例えば、オリンピック、パラリンピック又は世界選手権大会におけるメダル候補者)。
- b) 国内アンチ・ドーピング機関については、優先される競技からの以下の競技者。
  - (i) オリンピック若しくはパラリンピック又は国家にとっての優先順位の高いその他の競技からのナショナルチームのメンバー (若しくはかかるチームに選出されうる競技者)；
  - (ii) 個人でトレーニングをしているが、オリンピック若しくはパラリンピック又は世界選手権レベルで競技する競技者で、かかる競技大会に選出されうる競技者；
  - (iii) 公的資金を受けている競技者；及び

- (iv) 他国の国籍であるが、(居住、トレーニング又は競技をしているか、その他の理由で) 国内アンチ・ドーピング機関の国に所在している高いレベルで競技する競技者。
- c) 関係する検査管轄機関を有するすべてのアンチ・ドーピング機関については、以下の競技者。
  - (i) 資格停止又は暫定的資格停止中の競技者；及び
  - (ii) その競技を引退するまでは優先順位の高い検査対象者であって、引退からその競技への現役復帰を望んでいる競技者。

4.5.3 特定対象検査の対象者を決定するにあたり考慮すべき関連するその他の要素は、特定の競技の特質により、競技ごとに大きく異なる。しかし、関連する要素には、ドーピングの可能性又はドーピング・リスクの増大を示唆する、以下に列挙する競技者の行動／要素のいくつか又はすべてが含まれうる。

- a) 過去のアンチ・ドーピング規則違反又は検査履歴 (異常な生体パラメーター (血液パラメーター、ステロイド・プロファイル等) を含む)；
- b) 競技成績履歴 (特に、著しい成績の飛躍、及び／若しくは、相応の検査記録が無く優秀な競技成績が維持されている場合を含む)；
- c) 居場所情報関連義務に関する度重なる不遵守；
- d) 居場所情報提出に関する疑わしいパターン (例えば、居場所情報提出の更新を期限間際に行うこと)；
- e) 遠隔地への移動若しくは遠隔地でのトレーニング；
- f) 予定された競技会への出場取りやめ若しくは欠場；
- g) ドーピングに関与した履歴のある第三者 (チームメイト、コーチ若しくは医師としてなど) との関わり；
- h) 怪我；
- i) 年齢又はキャリアステージ (例えば、ジュニアレベルからシニアレベルへの移行、契約期間が終わる時期、若しくは引退間際)；
- j) パフォーマンスが向上することによる経済的なインセンティブ (賞金又はスポンサーシップ獲得の機会を得られる等)；並びに／又は

- k) 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第11章に従い、第三者から提供される信頼できる情報又はアンチ・ドーピング機関が構築したインテリジェンス若しくは共有されたインテリジェンス。

4.5.4 特定対象検査ではない検査については、無作為抽出をするために文書化されたシステムを使って行われる無作為抽出にて決定されるものとする。無作為抽出については、(予め決められた基準を考慮することなく、競技者名が記載されたリスト若しくは名簿から競技者が無作為に選ばれる場合) 完全に無作為とすることができ、又は、(抽出の機会を増加若しくは減少させる目的で、予め決められた基準によって競技者が順位付けられている場合) 加重無作為とすることもできる。加重された無作為抽出については、定められた基準に従い行われるものとし、又、「ドーピングのリスクに直面する可能性のある」競技者がより高い確率で抽出されることを確保できるように、(適用される場合には) 第4.5.3項に列挙された事項を考慮に入れることができる。

[4.5.4項の解説：無作為抽出による検査は、ドーピングを検出することのみならず、重要な抑止的な効果を果たし、競技大会のインテグリティを守ることに資する。]

4.5.5 なお、疑義を避けるために付言するに、検査対象の競技者、特に特定対象検査の検査対象競技者を抽出するための基準如何に拘らず、または、夜間に検査を行う正当な根拠が無い限り、検査は原則として午前5時から午後11時までの間に行われるべきという事実にも拘らず、原理原則としては(世界規程第5.2項に定められるとおり)、競技者は検査権限のあるアンチ・ドーピング機関からいつでもどこでも検体の提出を要求されるのであって、これは、検査のための競技者の抽出がかかる基準に沿って行われたか否かに拘らない。したがって、競技者は、検査がアンチ・ドーピング機関の検査配分計画に従っていないこと及び/若しくは午前5時から午後11時までの間に行われなかったこと、及び/又は、関連する抽出基準を満たしていないこと若しくは検査対象として抽出されるべきでなかったということを理由に、検体の提出を拒否することはできない。

## 4.6 異なる種類の検査における優先順位 (Prioritizing between different types of Testing)

4.6.1 第4.2項から第4.5項までに定めたリスク評価及び優先順位プロセスを踏まえ、アンチ・ドーピング機関は、関係する競技、種目及び/又は国において、合理的に及び効果的にドーピング行為を検出し、抑止するために、以下の種類の検査がどの程度必要になるかを決めなければならない。

- a) 競技会(時)検査及び競技会外の検査；

- i) 競技会外の検査の期間にドーピングのリスクが高いと評価される競技及び／又は種目では、競技会外の検査が、優先され、対応可能な検査の大多数は、競技会外の検査として行われるものとする。但し、競技会（時）検査についても、一定程度は行われるものとする。
  
- ii) 競技会外の検査の期間にドーピングのリスクが低いと評価される競技及び／又は種目では（すなわち、競技会外でドーピングをしても競技力を向上させたり、その他不当に競技力への優位性を得られにくいであろうということが明確に証明される場合）、競技会（時）検査が優先して行われ、対応可能な検査の大部分は競技会（時）として行われるものとする。但し、競技会外の検査は一定程度行われ、それは対象の競技又は種目における競技会外のドーピングのリスクに比例して行われるものとする。極めて例外的な場合、すなわち、競技会外期間にはドーピングが行われる深刻なリスクがないと真摯に認められる数少ない競技及び／又は種目の場合には、競技会外の検査が行われないこともある。

b) 尿検査；

c) 血液検査；並びに

d) 長期的なプロファイリング（すなわち、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラム）に関する検査。

4.6.2 例外的、かつ、正当と認められる状況を除いて、すべての検査は、事前通告無しの検査で行われるものとする：

- a) 競技会（時）検査においては、順位に基づく抽出がされることは事前に明らかにすることもある。しかし、通告が行われるまでは、無作為の抽出や順位に基づく無作為の抽出に関しては、競技者に明らかにしてはならない。
  
- b) すべての競技会外の検査は、例外的、かつ、正当と認められる状況を除いて、事前通告無しの検査とする。

4.6.3 検査が事前通告無しの検査として行われるようにするために、検査管轄機関（及び、検査管轄機関と異なる場合には、検体採取機関）は、競技者の抽出に関する決定について、検査前に、検査を行うために知る必要のある者に対してのみ開示されることを、確実にするものとする。

## 4.7 検体分析 (Sample analysis)

4.7.1 アンチ・ドーピング機関は、対象の競技、種目及び国の特定の事情に合わせた方法で採取した検体を分析するように分析機関に要請するものとする。世界規程第 6.4 項に従い、最初に行うべきことは、アンチ・ドーピング機関が世界規程第 5.4.1 項に言及されたテクニカルドキュメントにて特定された検体分析項目に従い、自ら採取したすべての検体を分析することである。しかし、アンチ・ドーピング機関は、(a) いつでも、テクニカルドキュメントにて定められたよりも、より厳格な分析項目を用いて検体を分析するよう分析機関に要請することができ、また、(b) 検査配分計画に定められた競技、種目又は国（適用される場合には）の特別な事情により、テクニカルドキュメントに定められた項目より簡易な項目での分析を行うことを WADA により認められた場合には、いくつかの、もしくはすべての検体についてより簡易な項目にて検体を分析するよう、分析機関に要請することもできる。

4.7.2 WADA は、テクニカルドキュメントに定められるよりも、より簡易な項目にて検体を分析する方が、検査における利用可能な資源を最も合理的、効果的かつ効率的に活用できると考えられる場合、このような分析を承認するものとする。

4.7.3 アンチ・ドーピング機関は、世界規程第 6.5 項に従い、後日検体を再度分析できるように、検体の保持及び、かかる検体採取に関する文書化について、検査配分計画にその戦略を含めるものとする。かかる戦略は、「分析機関に関する国際基準」及び「プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準」の要件に適合したものでなければならず、また、かかる戦略では、世界規程第 6.2 項に定めた検体分析の目的を考慮に入れることに加え、以下の要素（これに限定されないが）も考慮に入れなければならない。

- a) 分析機関からの助言、
- b) アスリート・バイオロジカル・パスポートに関連する遡及的な分析の必要性、
- c) 競技者、競技及び／又は種目に関して近い将来に導入される新しい検出方法、並びに／又は、
- d) 競技者から採取した検体で、第 4.5 項に定めた「高いリスク」に関する基準の全部又は一部に適合するもの。

## 4.8 居場所情報の収集 (Collecting whereabouts information)

4.8.1 居場所情報は、それ自身が目的ではなく、むしろ、事前通告無しの検査を効率的かつ効果的に行うという目的のための単なる手段に過ぎない。したがって、アンチ・ドーピング機関が特定の競技者に対して検査（競技会外の検査を含む。）を行うべきと考えた場合、かかる検査を効果的にかつ事前通告無しに行うためには、かかる競技者に関する居場所情報をどの程度必要とするかについて、検討しなければならない。アンチ・ドーピング機関は、検査配分計画に定めた検査が効果的かつ効率的に行われるために必要なすべての居場所情報を収集しなければならない。しかし、かかる目的のための必要な情報以上の情報を収集してはならない。

[4.8.1の解説：世界規程第5.6項に従い、アンチ・ドーピング機関が収集する居場所情報は、ドーピング・コントロールを計画、調整、実施するため、アスリート・バイオロジカル・パスポート若しくはその他の分析結果に関する情報を提供するため、潜在的なアンチ・ドーピング規則違反に関するアンチ・ドーピング調査を補助するため、及び／又は、アンチ・ドーピング規則違反が生じたと主張される場合の手続を補助するために利用できる。さらに加えて、居場所情報を収集することは、有効な抑止効果もある。]

4.8.2 検討すべきことのひとつに、居場所情報は競技者から提出されるべきか、又は、その他の情報源から収集できるかという問題がある。例えば、競技における競技会及び／又はトレーニングが、チーム活動を含めて、個人ではなく集団として組織され実施される場合には、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関において（その完全な自由裁量で）、かかるチーム活動の期間中に、競技者自身に対しかかる期間中の居場所に関し更なる情報を要求することなく、競技者のチームから居場所情報を収集することで十分かどうかを決定する。但し、その場合には、チーム活動が予定されていない期間又は競技者がチーム活動に参加していない期間には、かかる期間中の事前通告無しの検査を可能にするために、より個別的な居場所情報を提出するよう競技者に要請することもできる。

4.8.3 アンチ・ドーピング機関は、あるカテゴリーの競技者に対して、その他のカテゴリーの競技者に比べ、より多くの居場所情報を必要とするかどうかにつき、決定できる。その場合、第4.2項から第4.5項までに定めたりスク評価及び優先順位付けを基盤にした、「ピラミッド・アプローチ」をとることを考えなくてはならない。このアプローチをとることで、競技者は、かかる競技者に対する検査における優先順位によって、異なる階層に分類される。アンチ・ドーピング機関は、検査配分計画にてかかる競技者に適用される検査を効果的かつ効率的に行うために、競技者の階層ごとに、どの程度の居場所情報を必要とするかについて、決めなければならない。

[4.8.3 項の解説：例えば、アンチ・ドーピング機関は、検査配分計画の中で、競技者を以下のような異なる階層ピラミッドに分類することができる。(i) 検査配分計画において割り当てられる検査に関して競技者の居場所を特定するために、居場所情報がほとんど必要とされないか又は全く必要とされない最下層の階層、(ii) 一つ上の階層で中間レベルの階層（競技会外の検査等の検査を実施するために居場所を特定するために、居場所について他の情報源からほとんど得られないことから、より詳細な居場所情報を求める必要のある競技者等の）、及び、(iii) 競技会外の検査を含む最も多くの検査対象に抽出される可能性が高く、検査のために居場所を特定すべく他の情報源から入手可能な居場所情報が不十分であるために、最も多くの居場所情報を競技者から得る必要のある競技者の最上位レベルの階層。

最上位レベルの階層には、有名な競技者（例えば、国内及び／又は国際的な賞の受賞候補者）、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムの対象競技者、及び、ドーピング・リスクの最も高い競技者を含めるべきである（第4.5 項参照）。第4.8.4 項に従って、かかる最上位レベルの階層の競技者については、アンチ・ドーピング機関が別の方法で十分な居場所情報を収集できることが明白である場合を除いて、（世界規程第2.4 項の居場所情報関連義務の条項を適用させるために）検査対象者登録リストに含めなければならない。

かかる裁量は、アンチ・ドーピング機関に対し、特に、一定の居場所情報（世界規程第2.4 項の居場所情報関連義務には必ずしも合致しないが、アンチ・ドーピング機関の検査プログラムの効率を高めるためには利用できる有用な情報）を収集できる競技者のリストを維持するために柔軟性を与えるためのものである。例えば、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、競技及び／又はトレーニングが個人ではなくむしろ集団で組織され行われる競技においては、特定のカテゴリーの競技者に対して、一定量の競技会外の検査を行う必要があること、及び、チームの一員としてチーム活動に参加する競技者の移動に関して入手可能な情報を利用して、効果的にかつ事前通告無し<sup>1</sup>の検査を行うことを決定できる。但し、チームの情報が検査を競技者に対し効果的にかつ事前通告無し<sup>1</sup>の検査を行うために十分ではなく、むしろ、かかる検査を行うためには競技者に世界規程第2.4 項の居場所情報関連義務を遵守するよう要請することが必要である場合には、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、対象となる競技者を検査対象者登録リストに含めなければならない。

もし検査対象者登録リストより下の階層の競技者が、自己の階層の競技者に適用される居場所情報関連義務を遵守しなかった場合、該当の国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、かかる競技者を検査対象者登録リストの対象者に含めることを検討しなければならない。]

4.8.4 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が特定の競技者から競技会外にて1年に3検体以上を採取することを計画する場合には、事前通告無しの検査を効率的かつ効果的に行うため、他の方法により十分な居場所に関する情報を取得できることが明確な場合を除き、(かかる競技者を世界規程第2.4項の居場所情報関連義務の遵守を要求される対象とするために) その競技者を検査対象者登録リストに含めなければならない。

[4.8.4項の解説：各国際競技連盟及び各国内アンチ・ドーピング機関には、以下のことを、他の機関より独立して決定する裁量がある。

(a) 自己の管轄下の競技において競技会外の検査をどの程度行う必要があるかということ、及び、  
(b) 検査を効果的かつ効率的に事前通告無しの検査として行うために、検査対象者と決定した競技者に、世界規程第2.4項の居場所情報関連義務を遵守させる必要があるかどうか、又は、かかる検査を行うために他の方法により十分な居場所情報を取得することが可能であるため、対象の競技者に世界規程第2.4項の居場所情報関連義務を適用することが不必要となる場合であるかということ。

国内アンチ・ドーピング機関は、第4.2項から第4.5項に従い関連リスクを適切に評価し必要な優先順位付けを行ったこと、及び、かかる評価に基づき適切な基準を採用したことを証明できるようにしなければならない。特に、競技会外の検査の期間における検査を含む検査配分計画を有するアンチ・ドーピング機関は、世界規程第2.4項の居場所情報関連義務を遵守することを要請される競技者について検査対象者登録リストを有していなければならない。但し、世界規程第2.4項の居場所情報関連義務の遵守を要請しなくても、競技会外の検査のすべての期間において事前通告無しの検査を行うために、競技者の居場所を把握できることを証明できる場合を除く。しかし、いずれにしても、該当する国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、(独自で、又は、かかる競技者に対する検査管轄機関を有する他のアンチ・ドーピング機関と同意の上で協調して行うかを問わず、) 1年に少なくとも3回の競技会外の検査を予定する競技者以上の競技者を、検査対象者登録リストに含めてはならない。]

4.8.5 検査対象者登録リスト上の競技者に対する検査権限を有するアンチ・ドーピング機関は、世界規程第2.4項の居場所情報関連義務に従い、かかる競技者から提出された居場所情報を使って当該競技者に対して競技会外の検査を行うべきである。

12ヶ月間のうち3回、自己の居場所情報につき必要とされる情報を提出することを懈怠(提出義務違反：a Filing Failure)した、及び/又は、かかる居場所における検査について対応可能であることを懈怠(検査未了：a Missed Test)した競技者は、世界規程第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反の責任を負うものとする。

4.8.6 検査対象者登録リスト上の競技者から居場所情報を収集するためにADAMSを使用している場合は、かかる競技者の氏名は、世界規程第5.6項に要請されるとおり、自動的にWADA及びその他の関連するアンチ・ドーピング機関において利用できることになる。但し、世界規程第5.6

項を遵守するために、各国際競技連盟及び各国内アンチ・ドーピング機関は、どの競技者が検査対象者登録リストに含まれるべきかを決定する際の基準を策定し、並びに／又は、かかる基準を満たすため、検査対象者登録リストに含まれることになる競技者のリストを作成し、WADA、国際競技連盟／国内アンチ・ドーピング機関（該当する方）及びかかる競技者に対する検査管轄権限を有するその他のアンチ・ドーピング機関に対し、それらを書面にて利用可能としなければならない。

[4.8.6の解説：国内アンチ・ドーピング機関は、自己の管轄下にいる競技者で国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれている競技者を、自己の検査対象者登録リストに含める必要は無く、又は、その逆の場合の扱いについても同様である。しかし、いずれにしても、競技者は、異なるアンチ・ドーピング機関に対し居場所情報を重ねて提出することを要求されることはない。むしろ、競技者が、国際競技連盟に関してはある階層に分類され、国内アンチ・ドーピング機関に関しては別の階層に分類されている場合には、より厳格な居場所情報を要求する階層における要件に従うものとされ、その競技者に対する検査管轄機関を有するすべてのアンチ・ドーピング機関は、検査を行う目的でその競技者の居場所を特定するためにその情報にアクセスすることができる。]

4.8.7 各国際競技連盟及び各国内アンチ・ドーピング機関は、検査対象者登録リストに競技者を含めるべきかの基準について、競技者がリストに含められ続けることが目的に照らし適切か否か（すなわち、各機関の基準が適切な競技者をすべてカバーしているか）を確認するため、必要に応じて定期的な見直しを実施し、更新するものとする。各国際競技連盟及び各国内アンチ・ドーピング機関は、関係する期間について、競技会日程を考慮に入れるべきである。例えば、オリンピック、パラリンピック又は世界選手権大会に至るまでの間に、検査対象者登録リストに含める競技者の数を変更又は増大させることが適切となるかもしれない。

4.8.8 さらに、各国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、検査対象者登録リストに含まれた競技者が関連する基準を満たし続けているか否かを確認するため、かかる検査対象者登録リストを定期的に（最低限四半期ごとに）見直すものとする。基準を満たさなくなった競技者については、検査対象者登録リストから除外すべきであり、基準をあらたに満たす競技者については、検査対象者登録リストに追加すべきである。アンチ・ドーピング機関は、かかる競技者に対して、その地位の変更を通知しなければならない、第4.8.6項に従い、遅滞なく、新しい検査対象者登録リストを利用可能な状態におかななければならない。

4.8.9 競技者が主要競技大会機関の検査管轄機関の管轄下に入る期間においては、

- a) 競技者が検査対象者登録リストに含まれる場合には、主要競技大会機関は、競技者を検査するため、関係する大会期間において、提出された居場所情報にアクセスすることができ、

- b) 競技者が検査対象者登録リストに含まれていない場合には、主要競技大会機関は、かかる競技者への検査を行うために必要で均衡のとみなされる場合、関係する大会期間の居場所情報について提出することを要求する、競技大会ごとの規則を策定することができる。

#### 4.9 他のアンチ・ドーピング機関との連携 (Co-ordinating with other Anti-Doping Organizations)

4.9.1 アンチ・ドーピング機関は、連携した努力を最大限有効なものとし、また特定の競技者に対する不必要に重複した検査を避けるため、重複している検査権限のある他のアンチ・ドーピング機関と連携して、検査に対処する努力をするものとする。

特に、

- a) アンチ・ドーピング機関は、検査活動を調整し、重複を避けるために、他の関連するアンチ・ドーピング機関と協議するものとする。競技大会での検査については、世界規程第 5.3 項に従い、その役割と責任につき、事前に明確な合意をするものとする。かかる合意ができない場合には、付属文書 J－競技大会検査に定められた原則に従い、WADA が解決する。
- b) アンチ・ドーピング機関は、不必要に遅滞することなく、完了した検査に関する情報を、ADAMS 又は WADA が承認したその他のシステムを通じて、他の関連するアンチ・ドーピング機関と共有するものとする。

4.9.2 アンチ・ドーピング機関は、他のアンチ・ドーピング機関又は第三者に対し、自己を代理して検体採取機関として行動することを委託することができる。(かかる目的において、検査管轄機関である) 委託するアンチ・ドーピング機関は、検体採取機関が代理して検体を採取する際に、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の下で、かかる検体採取機関に付与されている裁量をいかに行使すべきかについて、委託の契約条件に定めることができる。

[4.9.2 の解説：例えば、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」では、以下の裁量を付与している。競技者の同一性を確認するのに使用される基準 (第 5.3.4 項)、ドーピング・コントロール・ステーションへの出頭が遅れることが許されうる状況 (第 5.4.4 項)、採取された各検体がドーピング・コントロール・ステーションから搬送される前に、完全性、同一性、安全性が確保された方法で保管されていたかどうかの確認をするために使用される基準 (第 8.3.1 項)、検体採取セッション中の同席者 (第 6.3.3 項)、及び、検体採取セッションが、分析のための適切な比重 (Suitable Specific Gravity for Analysis) を満たした検体を採取せずに中止されるべきとされる例外的事情があるか否か判断するにあたり DCO が遵守すべきガイドライン (G.4.6)。]

4.9.3 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」第11章に従い、アンチ・ドーピング機関は、互いに、並びに、WADA及び法令執行機関等他の関連機関と協議し協力し合い、検査配分計画を策定する際に有益な情報及びインテリジェンスを取得し、展開し、共有しなければならない。

## 5.0 競技者への通告 (Notification of Athletes)

### 5.1 本章の目的 (Objective)

本章の目的は、検査のために抽出された競技者が第5.4.1項に定められたとおり適切に通告されること、競技者の権利が保障されること、検体を不正に操作する機会がないこと、そして、通告が文書により記録されることを確実にすることである。

### 5.2 概略 (General)

競技者への通告は、検体採取機関が抽出された競技者への通告を開始したときから始まり、競技者がドーピング・コントロール・ステーションに到着、又は検査管轄機関が競技者の不遵守の可能性に気づいた時に終了する。主な活動は以下のとおりである：

- a) DCO、シャペロン、及びその他検体採取要員の指名；
- b) 競技者の居場所特定と、競技者の本人確認；
- c) 検体の提出のために抽出されたこと、及び競技者の権利と義務についての当該競技者への通知；
- d) 事前通告無しの検査において、通告時から指定されたドーピング・コントロール・ステーションに到着するまでの競技者への継続的な付添い；並びに
- e) 通告又は通告の試みを文書により記録すること

### 5.3 競技者に対する通告前における要件 (Requirements prior to notification of Athletes)

5.3.1 例外的で正当な事情がある場合を除き、事前通告無しの検査が、検体採取のための方法であるものとする。

[5.3.1 の解説：国内競技連盟その他の団体が、検査に自己の代表者を同席させるため、自己の管轄下の競技者に対する検査について事前に通知を受けることを要求することは、正当化されない。]

5.3.2 検体採取機関は、指定された責務について養成され、検体採取の結果に対する利害関係がなく、かつ、18歳未満の者ではない者を、検体採取セッションを実施又は補助するための検体採取要員として指名し、権限を与えるものとする。

5.3.3 検体採取要員は、検査管轄機関からの証明書等、検体を競技者から採取する権限を証明する、検体採取機関により提供された公的な文書を所持するものとする。DCOは、氏名及び写真（すなわち、検体採取機関から付与された身分証明書、運転免許証、保険証、パスポート又はその他類似の有効な証明書）並びに当該証明書の有効期限が記載されている補完的な証明書を携帯するものとする。

5.3.4 検査管轄機関又は検体採取機関は、検体の提出の対象として抽出された競技者の本人確認の基準を確立するものとする。これによって、抽出された競技者が通告を受けた競技者であることを確認する。当該競技者の確認の態様は、ドーピング・コントロール・フォームにおいて記録されるものとする。

5.3.5 検体採取機関、DCO 又はシャペロンは（適用がある場合）、スポーツ／競技会／トレーニング期間等の特有の事情や特定の状況を考慮して、抽出された競技者の居場所を確定し、かつ、通告の方法及び時期を計画するものとする。

5.3.6 検体採取機関は、競技者への通告の試み及びその結果に関する詳細な記録システムを確立するものとする。

5.3.7 第 5.3.8 項において明示されている第三者への事前接触が必要とされない限り、競技者に対し、検体採取対象として抽出されたことを最初に通告するものとする。

5.3.8 検体採取機関／DCO／シャペロンは（適用がある場合）、競技者が18歳未満の者である場合（「付属文書 C－18歳未満の者である競技者に対する変更」において規定される）、競技者の障がいを理由として必要とされる場合（「付属文書 B－障がいを伴う競技者に対する変更」において規定される）、又は通告の際に通訳が必要とされかつ利用可能である状況において、競技者への通告の前に、第三者に対する通知が必要か否かにつき検討するものとする。

[5.3.8 の解説：競技会（時）検査の場合、検体採取要員が、検査される競技者本人を特定し、かつ、当該競技者に対し検体の提出が必要である旨を通告するために支援が必要とされる場合には、18歳未満の者又は障がいを伴う競技者に対する検査が実施されることになる旨を、第三者に対して

通知することが許容される。ただし、当該支援が必要とされないドーピング・コントロールのミッションの第三者（例えば、チームドクター）に対して通告することは義務づけられない。第三者に対する通知は、競技者が検体採取の対象として抽出されたことを事前に知り得るリスクが無いように、安全で秘密が保持された方法にて行われなければならない。一般的には、これは、競技者が競技する競技会の最後、又はできる限り最後に近い時期に行われるべきである。]

## 5.4 競技者への通告における要件 (Requirements for notification of Athletes)

5.4.1 初期接触が実行された際、検体採取機関、DCO 又は シャペロン は、適用される場合に、競技者 及び／又は第三者（第 5.3.8 項に従い必要とされた場合）に対して、以下の事項が通知されるようにするものとする：

- a) 当該競技者が検体採取を受ける義務があること；
- b) 検体採取を実施する権限を有していること；
- c) 検体採取の種類、及び検体採取前に遵守する必要がある条件；
- d) 以下を含む競技者の権利：
  - i. 第 6.3.3(a) 項に従い、同伴者、及び通訳者がいる場合は、通訳を伴う権利；
  - ii. 検体採取手続についての追加情報を求める権利；
  - iii. 正当な理由がある場合に ドーピング・コントロール・ステーション に遅れて到着することを求める権利；並びに
  - iv. 「付属文書 B－障がいを伴う競技者に対する変更」として定められる変更を求める権利
- e) 以下の要件を含む競技者の責務：
  - i. DCO / シャペロン による本人への最初の接触の時点から、検体採取手続が完了するまで常時 DCO / シャペロン の直接の監視下に置かれること；
  - ii. 第 5.3.4 項に従い本人確認を行うこと；

- iii. 検体採取手続に従うこと（競技者は不遵守により競技者に課される可能性のある措置について告知されるべきである。）；及び
- iv. 第 5.4.4 項に定められるとおり、正当な理由による遅延を除き、速やかに検体採取のためにドーピング・コントロール・ステーションへ到着すること；
- f) ドーピング・コントロール・ステーションの位置；
- g) 競技者が検体の提出に先立って食事又は飲料を摂取する場合には、当該競技者は自らの責任で摂取するべきこと；
- h) 適切な検体が提出されるのが遅延するおそれがあるため、過度な水分補給を避けること；並びに
- i) 検体採取要員に競技者により提出された尿検体はすべて、通告の後に競技者から排尿された最初の尿であるべきこと、すなわち、シャワー中又はその他検体採取要員に対する検体の提出に先立って排尿してはならないこと。

5.4.2 本人に接触した際、DCO / シャペロンは以下のことを行うものとする：

- a) その接触の時点から、競技者の検体採取セッションが終了し、ドーピング・コントロール・ステーションを退出するまで、競技者を常時監視下に置いておくこと、
- b) 第 5.3.3 項において定められる書類を使用し、自らの身分を競技者に対して証明すること、及び、
- c) 第 5.3.4 項において確立された基準に従い、競技者の本人確認を行うこと。その他の方法により競技者の本人確認が行われ、もしくは競技者の本人確認が行われなかった場合、当該事実は文書に記録され、検査管轄機関に対して報告されるものとする。第 5.3.4 項において確立された基準に従って競技者の本人確認を行うことができなかった場合、検査管轄機関は、「付属文書 A – 不遵守の可能性に関するドーピング調査」に従い手続を進めることが適切か否か判断するものとする。

5.4.3 シャペロン / DCO は、通告の認識及び承諾のために、競技者に適切な文書に署名させるものとする。通告を受けた競技者が署名を拒否した場合、又は通告を回避した場合、可能であれば、シャペロン / DCO は競技者に対し、遵守の拒否又は不遵守に該当する措置が課されることを通知し、(DCO でない場合) シャペロンは、すべての関連事実を直ちに DCO へ報告するものとする。可能な場合、DCO は検体採取を継続する。DCO は事実を詳細に記録し、状況を検査管轄機関に報告する。検査管轄機関は「付属文書 A – 不遵守の可能性に関するドーピング調査」に規定される手順に従うものとする。

5.4.4 DCO / シャペロンは、自己の裁量により、通告を認識及び承諾した後におけるドーピング・コントロール・ステーションへの到着遅延の許可、及び／又は到着後におけるドーピング・コントロール・ステーションからの一時的な退出の許可についての、合理的な第三者の要請、又は競技者による要求を考慮することができ、また、当該競技者が、当該検査の遅延の間、継続的に付き添いを受け、直接の監視下に置かれるものである場合には、かかる許可を与えることができる。例えば、ドーピング・コントロール・ステーションに遅滞して到着すること／一時的にその場を離れることは、以下の活動に関してであれば許される：

a) 競技会（時）検査：

- i) 表彰式への出席；
- ii) メディアへの対応；
- iii) さらなる競技への参加；
- iv) ウォームダウンを行う場合；
- v) 必要な医療処置を受ける場合；
- vi) 同伴者及び／若しくは通訳を特定する場合；
- vii) 写真付きの身分証明書を取得する場合；又は
- viii) DCOが検査管轄機関の指示を考慮に入れたうえで、合理的な事情があると決定した場合。

b) 競技会外の検査：

- i) 同伴者を特定する場合；
- ii) トレーニングセッションを終了する場合；
- iii) 必要な医療処置を受ける場合；
- iv) 写真付きの身分証明書を取得する場合；又は
- v) DCOが検査管轄機関の指示を考慮に入れたうえで、合理的な事情があると決定した場合。

5.4.5 DCO 又は権限を与えられた検体採取要員は、検査管轄機関による更なるドーピング調査が必要となる可能性があるため、ドーピング・コントロール・ステーションへの到着の遅延の理由及び/又はドーピング・コントロール・ステーションからの退出についての理由を文書に記録するものとする。競技者が継続的な監視下に留まらなかった場合、当該事実についても記録されるものとする。

5.4.6 DCO / シャペロンは、遅延の間、競技者を継続的に監視することができない場合、競技者からの遅延要請を拒否するものとする。

5.4.7 競技者が、第 5.4.4 項に規定する場合以外の理由によりドーピング・コントロール・ステーションに遅れて到着したが、当該競技者の到着が、DCO が現場を離れる前であった場合、DCO は不遵守についての手続を進めるべきか否かを判断するものとする。可能な限り、DCO は検体採取手続を進め、かつ、競技者がドーピング・コントロール・ステーションに遅れて到着した事情の詳細を文書により記録するものとする。

5.4.8 検体採取要員が、検体採取への妥協を許容した可能性がある何らかの事象に気が付いた場合には、当該状況は DCO に対して報告され、DCO により文書により記録されるものとする。DCO が適切であると認める場合、DCO は、「付属文書 A – 不遵守の可能性に関するドーピング調査」の要求するところに従い、及び/又は当該競技者から追加の検体を採取することが適切か否かについて検討するものとする。

## 6.0 検体採取セッションの準備 (Preparing for the Sample Collection Session)

### 6.1 本章の目的 (Objective)

効率的、かつ、効果的な検体採取セッションの実施を確実にするための準備をすること。

### 6.2 概略 (General)

検体採取セッションの準備は、セッションの効果的な実施のために関連する情報を得るための体制を確立することから始まり、検体採取器具が指定の基準に適合することが確認された時に終了する。

主な活動は：

- a) 検体採取セッションに関する詳細を収集する体制を確立すること；
- b) 検体採取セッション中に現場に立ち会う権限が与えられる人物の基準を確立すること；

- c) ドーピング・コントロール・ステーションが第 6.3.2 項に規定される最低基準を満たしていることを確実にすること；及び
- d) 検体採取器具が第 6.3.4 項に規定される最低基準を満たしていることを確実にすること。

### 6.3 検体採取セッション準備における要件 (Requirements for preparing for the *Sample Collection Session*)

6.3.1 検査管轄機関又は検体採取機関は、「付属文書 B – 障がいを伴う競技者に対する変更」に規定される障がいを伴う競技者の要望、及び、「付属文書 C – 18 歳未満の者である競技者に対する変更」に規定される 18 歳未満の者の競技者の要望を満たす特別の要件を含み、検体採取セッションが効果的に実施できることを確実にするために必要なすべての情報を得るための体制を構築するものとする。

6.3.2 DCO は、最低限、競技者のプライバシーが確保される場所、また、可能であれば、検体採取セッションの期間中においてその用途のみに用いられる場所をドーピング・コントロール・ステーションとして使用するものとする。DCO は、これらの基準からの著しい乖離がある場合には、当該事実を記録するものとする。

6.3.3 検体採取機関は、検体採取セッション中に検体採取要員の他に現場に立ち会うことができる権限を与える基準を確立するものとする。最低でも、当該基準は下記のものを含むものとする。

- a) 競技者が尿検体を排出しているときを除く検体採取セッション中に、同伴者及び /又は通訳を帯同できる旨の競技者の権利；
- b) 18 歳未満の者である競技者が尿検体を排出する時点において、立会人となる DCO /シャペロンを同伴者に監視させる、「付属文書 C – 18 歳未満の者である競技者に対する変更」に規定されるとおり）18 歳未満の者である競技者の権利及び立会人となる DCO /シャペロンの権利。ただし、当該同伴者は、18 歳未満の者である競技者からの要請がない限り、尿検体の排出を直接には監視してはならない；
- c) 障がいを伴う競技者の権利として、「付属文書 B – 障がいを伴う競技者に対する変更」に規定されるとおり同伴者を帯同する権利；
- d) 該当する場合には、インディペンデント・オブザーバー・プログラムに基づく WADA オブザーバー。かかる WADA オブザーバーは、尿検体の排出を直接には監視してはならないものとする。

6.3.4 検体採取機関は最低でも以下を満たす、検体採取器具システムのみを使用するものとする：

- a) 全ボトル、容器、試験管（スピッツ）、又はその他検体を密封するために使用する器具にそれぞれ固有のナンバリングシステムを導入すること；
- b) 不当な改変が明白となる密封システムを導入すること；
- c) 器具そのものから競技者の身元が明らかとならないようにすること；及び
- d) 競技者による使用があるまで、全器具が清潔であり、密封されているようにすること。

6.3.5 検体採取機関は、検体及び検体採取関連文書の双方が目的地に到達したことの確認を含む、検体及び検体採取関連文書の検体管理の連鎖が記録されるシステムを開発するものとする。

[6.3.5 の解説：検体がドーピング・コントロール・ステーションから発送される前にどのように保管されていたのかということについての情報は、(例えば)ポスト・ミッション・レポートにおいて記録される。検体がドーピング・コントロール・ステーションから持ち出され、特定の人から他の人、例えば DCO から宅配便業者に、又は DCO から分析機関へ渡されるといった検体の管理の連鎖については、当該検体が目的地に到達するまで、文書により記録されるものとする。]

## 7.0 検体採取セッションの実施 (Conducting the Sample Collection Session)

### 7.1 本章の目的 (Objective)

検体の完全性、安全性、同一性が確保され、競技者のプライバシー及び尊厳を尊重された検体採取セッションを実施すること。

### 7.2 概略 (General)

検体採取セッションは、検体採取セッションの実施における全体的責任を明確にすることから始まり、検体が採取され安全に確保され、検体採取についての文書による記録が完了した時点で終了する。

主な活動は：

- a) 検体採取の準備；
- b) 検体の採取及び安全性の確保；並びに
- c) 検体採取の記録。

### 7.3 検体採取前における要件 (Requirements prior to Sample collection)

7.3.1 検査検体機関は検体採取セッションの実施全体に責任を持ち、特定の責任を DCO に委任するものとする。

7.3.2 DCO は第 5.4.1 項において規定された権利及び義務を競技者に通知することを確実にするものとする。

7.3.3 DCO は競技者に水分補給をする機会を与えるものとする。当該競技者は、「分析のための適切な比重」を有する検体を提出する必要があることを念頭に置き、過度の水分補給を避けなければならない。

7.3.4 競技者は DCO 又はシャペロンによる継続的な監視下にあり、かつ DCO の許可があるときのみドーピング・コントロール・ステーションから退出することができる。DCO は、競技者が検体の提出が可能になるまで、第 5.4.4 項、第 5.4.5 項及び第 5.4.6 項の定めるとおり合理的な理由がある場合には、競技者によるドーピング・コントロール・ステーションからの退出についての要求を検討するものとする。

7.3.5 DCO が競技者にドーピング・コントロール・ステーションからの退出を許可する場合、DCO は競技者との間で、以下の退出の条件のすべてにつき合意するものとする：

- a) 当該競技者がドーピング・コントロール・ステーションを退出する目的；
- b) 再入室する時刻（又は同意した活動が終了次第、再入室すること。）；
- c) 当該競技者が継続的な監視下に置かれ続けること；
- d) 当該競技者がドーピング・コントロール・ステーションに戻るまで排尿しないものとする；及び
- e) DCO は当該競技者の退出及び再入室の時刻を文書により記録するものとする。

### 7.4 検体採取における要件 (Requirements for Sample collection)

7.4.1 DCO は特定の検体採取の種類により、以下の付属文書に従い競技者から検体採取を行うものとする。

- a) 「付属文書 D – 尿検体の採取」
- b) 「付属文書 E – 血液検体の採取」

c) 「付属文書 K - ABP のための血液検体の採取、保存及び搬送」

7.4.2 競技者及び／若しくは競技者に関する人による行動、又は検体採取に支障をきたす可能性のある異常な状態は、いずれも、DCO により、詳細に記録されるものとする。必要に応じて、検査管轄機関は「付属文書 A - 不遵守の可能性に関するドーピング調査」を実施するものとする。

7.4.3 検体の出所、又は真正性に疑惑がある場合、競技者は追加の検体を提出することを要求されるものとする。競技者が追加検体の提出を拒否した場合、DCO は、拒否の状況を詳細に文書により記録し、かつ、検査管轄機関は、「付属文書 A - 不遵守の可能性に関するドーピング調査」を実施するものとする。

7.4.4 DCO は、競技者に対し、検体採取セッションが実施された経緯について当該競技者が持ちうる懸念に関し文書により記録する機会を提供するものとする。

7.4.5 検体採取セッション実施において、最低でも以下の情報を記録するものとする：

- a) 日付、時間及び通告の種類（事前通告無し又は事前通告）；
- b) ドーピング・コントロール・ステーションへの到着時刻；
- c) 採取された各検体が密封された日付及び時間並びに、検体採取手続全体が完了した日付及び時間（すなわち、競技者がドーピング・コントロール・フォームの末尾に申告の署名をした時）；
- d) 競技者の氏名；
- e) 競技者の生年月日；
- f) 競技者の性別；
- g) 競技者の自宅住所、電子メールアドレス及び電話番号；
- h) 競技者の競技及び種目；
- i) 競技者のコーチ及び医師の氏名；
- j) 検体番号；
- k) 検体の種類（尿、血液等）

- l) 検査の種類（競技会（時）又は競技会外）
- m) 立ち会い DCO / シャペロン の氏名及び署名；
- n) （該当する場合には） ブラッド・コレクション・オフィサー の氏名及び署名；
- o) F.4.4 項に基づく部分検体情報 (Partial Sample information)；
- p) 検体について必要とされる分析機関の情報（すなわち、尿検体の場合、量及び比重測定値）；
- q) 競技者により申告された、7日以内に摂取した薬及びサプリメント、並びに、（採取される検体が血液検体である場合）3ヶ月以内の輸血の詳細；
- r) 手続の不備；
- s) 競技者により表明された、検体採取セッション実施に関する競技者のコメント又は懸念点；
- t) 検体採取データの処理に対する競技者の同意；
- u) 研究目的のために検体を使用することに対する競技者の同意等；
- v) （該当する場合には）競技者の同伴者の第 7.4.6 項に基づく氏名及び署名；
- w) 競技者の氏名及び署名；
- x) DCO の氏名及び署名；
- y) 検査管轄機関 の名称；
- z) 検体採取機関 の名称；並びに
- aa) 結果管理機関 の名称

[7.4.5 の解説：上記のすべての情報は、単一のドーピング・コントロール・フォームに集約される必要はなく、むしろ、ドーピング・コントロール並びに／又は各々の通告書式及び／又は補足報告書といったその他の公式文書を通じて収集しても良い。この情報に加えて、ABP のための血液検体採取のための追加的要件が、本基準付属文書 K に規定されている。]

7.4.6 検体採取セッションの終了にあたり、当該競技者によって表明された懸念も含む形で、検体採取セッションの詳細が正確に反映されていることに満足したことを表すために、競技者及びDCOは適切な文書に署名するものとする。当該競技者が18歳未満の者である場合、(選任されている場合には)当該競技者の同伴者と当該競技者の双方が上記の文書に署名するものとする。競技者の検体採取セッション中に手続上定められた役割を担った他の人については、当該手続における立会人として上記の文書に署名することができる。

7.4.7 DCOは、競技者自身により署名された検体採取セッションの記録のコピーを当該競技者に提供するものとする。

## 8.0 安全性の確保／検査後の管理 (Security / Post-test administration)

### 8.1 本章の目的 (Objective)

ドーピング・コントロール・ステーションにおいて採取されたすべての検体及び検体採取文書がドーピング・コントロール・ステーションから発送されるまで、安全に保管されているようにすること。

### 8.2 概略 (General)

検査後の管理は、競技者が検体提出後、ドーピング・コントロール・ステーションを退出した時から始まり、採取した検体及び検体採取文書のすべてについて搬送の準備が完了した時点で終了する。

### 8.3 安全性の確保／検査後の管理における要件 (Requirements for security/post-test administration)

8.3.1 検体採取機関は、ドーピング・コントロール・ステーションからの搬送まで、採取された検体が完全性、同一性及び安全性が確保された状態で保管されるための基準を作成するものとする。この基準においては、最低でも、検体がどこに保管され、誰が検体の管理をするか、及び／又は誰が検体にアクセスすることを許されるかについて詳細が定められ文書化されるべきである。DCOはすべての検体が当該基準に基づいて保管されるようにするものとする。

8.3.2 検体採取機関は、各検体の文書記録が実行され、かつ、安全に扱われることを確保する体制を構築するものとする。

8.3.3 検体採取機関は、必要と判断した場合、分析を行う分析機関へ実施される分析の種類に関する指示を出すことを確実にする体制を構築するものとする。さらに、アンチ・ドーピング機関は、分析機関に対し、第7.4.5項 c)、f)、h)、j)、k)、l)、o)、p)、q)、y)、z)及びaa)において要請され

たとおり、結果報告及び統計上の目的のために、分析機関に情報を提供するものとする。

## 9.0 検体及び文書の搬送 (Transport of *Samples* and documentation)

### 9.1 本章の目的 (Objective)

- a) 検体及び関連文書が、分析を行う分析機関に、必要な分析をおこなうために適正な状態で到着するようにすること。
- b) 検体採取セッション文書が、DCOにより安全かつ適時に検査機関に送られるようにすること。

### 9.2 概略 (General)

9.2.1 搬送は、検体及び関連文書がドーピング・コントロール・ステーションから搬出された時点から始まり、検体及び検体採取セッション文書の目的地における受理が確認された時点で終了する。

9.2.2 主な活動は、分析を行う分析機関への検体及び関連文書の確実な搬送の手配、並びに検査管轄機関への検体採取セッション文書の確実な搬送の手配である。

### 9.3 検体及び文書の搬送及び保管における要件 (Requirements for transport and storage of *Samples* and documentation)

9.3.1 検体採取機関は、検体及び文書がその完全性、同一性、安全性を保全された方法によって搬送されることを確実にを行う搬送体制を承認するものとする。

9.3.2 検体は、常に検体採取機関が承認した搬送方法を使用し、検体採取セッション完了後実行可能な限り早急に、分析を行う分析機関へ搬送されるものとする。検体は、時間的遅延及び極度の温度変化のような要因による検体の劣化のおそれを最小化する方法でもって搬送されるものとする。

[9.3.2 の解説：アンチ・ドーピング機関は、検体を分析する分析機関との間で、(例えば、検体が衛生的でない条件で採取された場合又は検体が分析機関に搬送される際に遅延が生じる場合) 当該ミッションの具体的状況において必要な事項 (例えば、検体の冷蔵又は冷凍が必要である旨) を定めるために、個別のミッションについての搬送条件を、検討すべきである。]

9.3.3 競技者を特定する文書は、分析を行う分析機関へ搬送される検体又は文書には同梱されないものとする。

9.3.4 DCO は、検体採取セッション完了後実行可能な限り早急に、関連する検体採取セッション文書すべてを、検体採取機関が承認した搬送方法を使用し、検体採取機関へ搬送するものとする。

9.3.5 付随する文書若しくは検体採取セッション文書を伴う検体が、各々の目的地において受領されない、又は検体の完全性、同一性が搬送中に損なわれていたであろうとされる場合、検体採取機関は検体管理の連鎖を点検するものとし、検査管轄機関は検体を無効にするべきか否かを検討するものとする。

9.3.6 検体採取セッション及び／又はアンチ・ドーピング規則違反に関する文書は、「プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準」で特定された期間、検査管轄機関及び／又は検体採取機関によって保管されるものとする。

[9.3 の解説：この国際基準における検体及び文書の搬送及び保管に関する要件は、尿、血液及び ABP 血液といった検体の一切に等しく適用されるが、ABP のための血液検体採取のための追加的要件が本基準付属文書 K で規定されている。]

## 10.0 検体の所有権 (Ownership of Samples)

10.1 競技者から採取した検体については、当該検体に関する検体採取セッションの検査管轄機関が所有する。

10.2 検査管轄機関は、検体の所有権を、要請により、結果管理機関又は別のアンチ・ドーピング機関に譲渡することができる。

[10.0 の解説：特に主要競技大会機関は、確固とした ABP プログラムを有する他のアンチ・ドーピング機関など、より広範な検体保持・再分析の戦略を有する可能性のある他のアンチ・ドーピング機関に、検体を移管することが奨励される。]

## 第3部 インテリジェンスの収集及びドーピング調査に関する基準 (STANDARDS FOR INTELLIGENCE GATHERING AND INVESTIGATIONS)

### 11.0 インテリジェンスの収集、評価、利用 (Gathering, assessment and use of intelligence)

#### 11.1 目的 (Objective)

11.1.1 世界規程第 5.8 項では、アンチ・ドーピング機関は、ドーピングを抑止し、検出するために、効果的でインテリジェンスを活用し均衡的な検査配分計画の策定及び／若しくは特定対象検査の計画を活用し、並びに／又は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性のあるものに対するドーピング調査の基盤を整えることにより、利用可能なすべての情報源を用いて、アンチ・ドーピングのインテリジェンスを取得し、評価し、又、処理するものとする。「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 11 章の目的は、かかる目標のため、インテリジェンスの効率的かつ効果的な収集、評価、処理に関する基準を設定することにある。

[11.1.1 の解説：検査は常にアンチ・ドーピングを達成するための取り組みにおける本質的な一部分をなすものではあるが、世界規程に定められたアンチ・ドーピング規則違反のすべてを検出し、そのすべてに対応する必要基準を設定するためには、検査のみでは十分ではない。特に、禁止物質及び禁止方法の場合には、しばしば検体の分析によって判明するが、その他のアンチ・ドーピング規則違反（及び、しばしば「使用」）の場合には、「非分析的な」アンチ・ドーピングのインテリジェンス及び情報の収集及びドーピング調査を通して、通常は初めて効果的に検出し、追及できる。これは、アンチ・ドーピング機関において、効率的かつ効果的なインテリジェンスの収集及びドーピング調査の機能を発展させる必要があることを意味する。]

#### 11.2 アンチ・ドーピングのインテリジェンスの収集 (Gathering of anti-doping intelligence)

11.2.1 アンチ・ドーピング機関は、競技者やサポートスタッフ（世界規程第 10.6.1 項に従い提供される、実質的な支援を含む）、一般市民（例えば、秘匿された電話ホットラインを通じて）、検体採取要員（ミッション・レポート、出来事の報告、その他の報告のいずれを介するかを問わず）、分析機関、製薬会社、国内競技連盟、法執行機関、その他の規制・懲戒機関、及び、メディア等、利用できるすべての情報源からアンチ・ドーピングのインテリジェンスを取得又は受領するために、あらゆる権限を行使するものとする。

11.2.2 アンチ・ドーピング機関は、取得され又は受領されたアンチ・ドーピングのインテリジェンスが、安全かつ秘密裏に取り扱われること、インテリジェンスの情報源が保護されること、漏えい又は不注意による開示のリスクに対して適切な対処がなされること、並びに、法の執行機関その他関連当局及び／又はその他の第三者により共有されたインテリジェンスが、正当なアンチ・ドーピングの目的のためにのみ処理され、利用され、開示されることを確実にするために、適切な規範及び手続を定めるものとする。

### 11.3 アンチ・ドーピングのインテリジェンスの評価・分析 (Assessment and analysis of anti-doping intelligence)

11.3.1 アンチ・ドーピング機関は、インテリジェンスの情報源の性質及びインテリジェンスが取得又は受領された状況を勘案のうえ、受領次第、すべてのアンチ・ドーピングのインテリジェンスの関連性、信頼性及び正確性の評価ができることを、確実にするものとする。

[11.3.1 の解説：アンチ・ドーピングのインテリジェンスの評価・分析の基礎として利用できるモデルには、様々なものがある。また、かかるインテリジェンスを整理し、処理し、分析し、相互に参照する際に非常に有効なデータベース及び事案管理システムも存在する。]

11.3.2 アンチ・ドーピング機関が取得又は受領したすべてのアンチ・ドーピングのインテリジェンスは、アンチ・ドーピング機関がそのパターン、傾向及び関係性を確立するために整理され、分析されるべきである。それにより、効果的なアンチ・ドーピング戦略を策定し、及び／又は、(インテリジェンスが特定の事案に関係する場合)「検査及びドーピング調査に関する国際基準」第12章に従い、更なるドーピング調査が必要となるようなアンチ・ドーピング規則違反が行われたと疑うべき合理的な事情があるか否かを決定することに役立つこととなる。

### 11.4 インテリジェンスの結果 (Intelligence outcomes)

11.4.1 アンチ・ドーピングのインテリジェンスは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」第4章に従い、検査配分計画の策定、検証、及び修正並びに／又は特定対象検査の実施時期の決定を助けるため、及び／又は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」第12章に従い、ドーピング調査でも参照される対象が特定されるインテリジェンス・ファイルの作成を助けるために利用されるものとする。

11.4.2 アンチ・ドーピング機関は、(適切な場合、適用される法に従い)他のアンチ・ドーピング機関(例えば、インテリジェンスが他のアンチ・ドーピング機関の管轄下の競技者又はその他の人に関係する場合)、法執行機関、及び／又はその他の関連する規制・懲戒機関(例えば、インテリジェンスが、犯罪、規制違反、又はその他のルール違反がなされたことを示唆する場合)と、インテリジェンスを共有するための規範及び手続を策定し実施すべきである。

## 12.0 ドーピング調査 (Investigations)

### 12.1 目的 (Objective)

12.1.1 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の本第12章の目的は、アンチ・ドーピング機関が世界規程に基づき実施しなければならない、効率的かつ効果的なドーピング調査を実施するための基準を策定することであり、そのドーピング調査には以下のものが含まれる。

- a) 世界規程第7.4項及び第7.5項各々に従い行われる、非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告へのドーピング調査；
- b) 世界規程第7.6項及び第7.7項各々に従い行われる、アンチ・ドーピング規則違反が行われたと疑うべき合理的事情がある場合の、その他あらゆる分析的若しくは非分析的な情報又はインテリジェンスへのドーピング調査；並びに
- c) 競技者によるアンチ・ドーピング規則違反が証明された場合に、世界規程第20条に従い行われる、サポートスタッフ又はその他の人がかかる違反に関与したか否かに関するドーピング調査。

12.1.2 各場合において、ドーピング調査の目的は以下のいずれかである。(a) 違反の可能性／違反に対する関与の可能性を排除すること、又は、(b) 世界規程第8条に従い、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続を開始することを裏づける証拠を積み上げることである。

### 12.2 非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告に関するドーピング調査 (Investigating Atypical Findings and Adverse Passport Findings)

12.2.1 アンチ・ドーピング機関は、世界規程第7.4項及び第7.5項の要請並びに「分析機関に関する国際基準」に従い、結果管理機関に代わり実施する検査及び／又は自己が結果管理機関である場合に行われる検査から生じた非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告について、秘密裏にかつ効果的にドーピング調査できることを確実にするものとする。

12.2.2 アンチ・ドーピング機関は、要請があった場合、違反が疑われる分析報告、非定型報告の状況についての追加情報、及びその他の潜在的なアンチ・ドーピング規則違反に関する追加の情報を、WADAに提出する（又は、検査管轄機関が別にある場合は、当該検査管轄機関をして要請に応じてWADAに提出させる）ものとする。それらの追加情報とは（以下に限定されない）：

- a) 当該競技者の競技会レベル；

- b) 当該競技者が提出している居場所情報の内容、及び、違反が疑われる分析報告又は非定型報告につながった検体採取の際、かかる競技者の居場所を特定するためにその情報が使用されたか否かということ；
- c) 競技者のトレーニング及び競技会スケジュールとの関係での当該検体採取のタイミング；並びに、
- d) WADA によって定められた個人に関する情報。

### 12.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反の可能性に関するドーピング調査 (Investigating other possible anti-doping rule violations)

12.3.1 アンチ・ドーピング機関は、世界規程第 7.6 項及び第 7.7 項の各々に従い、アンチ・ドーピング規則違反が行われたと疑うべき合理的な理由があることを示唆する分析的又は非分析的な情報又はインテリジェンスを、秘密裏にかつ効果的にドーピング調査できることを確実にするものとする。

[12.3.1 の解説： 競技者から検体の採取を試みた際、世界規程第 2.3 項に違反する、検体採取の回避及び／又は適切な通知後の検体採取のための出頭の拒否又は不履行を示唆する情報、又は、世界規程第 2.5 項に違反する、ドーピング・コントロールに関する不当な改変又は不当な改変の企てを示唆する情報が得られた場合、当該事案は、「付属文書 A – 不遵守の可能性に関するドーピング調査 (Investigating a Possible Failure to Comply)」に従いドーピング調査が行われるものとする。]

12.3.2 アンチ・ドーピング規則違反が行われたと疑うべき合理的な理由がある場合には、アンチ・ドーピング機関は、適用される場合に世界規程第 7.6 項及び第 7.7 項に従い、事案に関するドーピング調査を開始することを、WADA に対して通知するものとする。その後、アンチ・ドーピング機関は、要請があれば、WADA に対して、かかるドーピング調査の現状及び結果につき最新情報を報告するものとする。

12.3.3 アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関して、情報及び文書を許容性及び信頼性のある証拠として積み上げるため、並びに／又は、かかる証拠の発見につながりうる更なる一連の調査内容を特定するために、できる限り速やかに、すべて関連する情報及び文書を収集し記録するものとする。アンチ・ドーピング機関は、常に、ドーピング調査が公正、客観的かつ公平に実施されることを確実にする。ドーピング調査行為、ドーピング調査の過程で特定された情報及び証拠の評価、並びに、ドーピング調査の結果は、すべて文書化されるものとする。

[12.3.3 の解説： 事案発生からドーピング調査まで時間があるほど、一定の証拠が失われる可能性が高まることから、情報については、できる限り速やかに、かつ、できる限り詳細にわたって、ドーピング調査を行うアンチ・ドーピング機関に提供されると共に、ドーピング調査を行うアンチ・

ドーピング機関が収集することが重要である。ドーピング調査は、ひとつの結論（例えば、競技者又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の手続を開始すること）のみを追及する狭い視野において行われるべきではない。むしろ、ドーピング調査に携わる者は、ドーピング調査の各重要な段階において、あらゆる結果の可能性を受け入れ目を配り、あらゆる結果の可能性を念頭において検討するべきであり、応答すべき事案があることを示すために利用可能な証拠のみならず、応答すべき事案がないことを示すために利用可能な証拠も収集すべきである。]

12.3.4 アンチ・ドーピング機関は、ドーピング調査を行うにあたり、合理的に利用できるすべての資源を利用するべきである。これは、法執行機関及びその他の規制機関等の関連当局から情報を取得し又は援助を得ることを含む。しかし、アンチ・ドーピング機関は、自己の権限下におけるすべてのドーピング調査の資源をも、最大限に利用すべきである。これには、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラム、適用法において付与されたドーピング調査権限（例えば、関連する文書及び情報を提出することを要求する権限、潜在的な証人及び競技者又はドーピング調査対象となるその他の人を取り調べる権限）、並びに、世界規程第 10.6.1 項に従い、実質的な支援を提供することと引き換えに、競技者又はその他の人に対して課された資格停止期間を猶予する権限が含まれる。

[12.3.4 の解説：WADA の「ドーピング調査の連携及びアンチ・ドーピング情報及び証拠の共有」(Coordinating Investigations and Sharing Anti-Doping Information and Evidence) では、アンチ・ドーピングのインテリジェンス及び情報の共有並びにドーピング調査の連携 (coordination) を促進する、法執行機関及びその他の関連当局と効率的かつ効果的な関係をいかに構築するかについて、ガイダンスが提示されている。]

12.3.5 競技者及びサポートスタッフは、世界規程第 21 条にて義務づけられるとおり、アンチ・ドーピング機関の行うドーピング調査に協力するものとする。かかる協力を懈怠した場合、懈怠した者に対し、適用される規則に基づき、懲戒処分が行われる。もし、競技者及びサポートスタッフの行為が、(例えば、間違っただけ、誤解を誘発するような又は不完全な情報を提供し、及び/又は、潜在的な証拠を破壊することにより)、ドーピング調査手続の妨害となる場合、アンチ・ドーピング機関は、世界規程第 2.5 項違反（不当な改変又は不当な改変の企て）として、当該競技者及びサポートスタッフに対する手続を開始すべきである。

## 12.4 ドーピング調査の結果 (Investigation outcomes)

12.4.1 アンチ・ドーピング機関は、競技者及びその他の人に対してアンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張する手続を行うべきか否かにつき、効果的にかつ不当な遅滞無く決定するものとする。世界規程第 13.3 項において定められるとおり、アンチ・ドーピング機関が WADA の定めた合理的期限内にかかる決定を行わなかった場合、WADA は、アンチ・ドーピング機関におい

てアンチ・ドーピング規則違反がなかったという決定を下したとみなし、CAS に対して直接不服申立てをすることができる。しかし、世界規程第 13.3 項の解説にあるとおり、WADA は、かかる行為を行う前に、アンチ・ドーピング機関と相談し、当該アンチ・ドーピング機関が決定を下していない理由を説明する機会を与える。

12.4.2 アンチ・ドーピング機関が、ドーピング調査の結果、競技者又はその他の人に対しアンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張する手続を行うべきとの結論に至った場合、アンチ・ドーピング機関は、(適用のあるとおり) 世界規程第 7.4 項から第 7.6 項の定める方法にてかかる決定を通知するものとし、また、世界規程第 8 条に従い、当該競技者又はその他の人に対する手続を開始するものとする。

12.4.3 アンチ・ドーピング機関が、ドーピング調査の結果、競技者又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張する手続を開始すべきではないと結論づけた場合、以下のとおりとする。

- a) 世界規程第 14.1.4 項に従い、アンチ・ドーピング機関は、WADA、競技者又はその他の人の国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関に対して、書面にて、かかる決定を理由を付して通知するものとする。
- b) アンチ・ドーピング機関は、WADA、国際競技連盟及び／又は国内アンチ・ドーピング機関から、かかる決定に対し不服申立てをするか否か決定するために、合理的な要請があった場合、ドーピング調査に関するその他の情報を提供するものとする。
- c) いずれにせよ、アンチ・ドーピング機関は、ドーピング調査の期間に取得したインテリジェンス及び／又は得た教訓が、検査配分計画の策定に活かされ、及び／若しくは特定対象検査を計画するために利用されるべきか、並びに／又は、第 11.4.2 項に従い他の機関と共有されるべきか否かを、検討するものとする。

## 第 4 部：付属文書 (ANNEXES)

### 「付属文書 A – 不遵守の可能性に関するドーピング調査 (Investigating a Possible Failure to Comply)」

#### A.1 目的 (Objective)

検体採取セッション前、最中、又は後に起こった、不遵守の判断の原因となりうる事実が適切に評価され、記録され、かつ、当該事実に基づき行動に移されることを確実にすること。

#### A.2 適用範囲 (Scope)

不遵守の可能性に関するドーピング調査は、不遵守の可能性を、検査管轄機関又は DCO が認識した時点から始まり、検査管轄機関が当該ドーピング調査の結果に基づき、その後の適切な処置を行った時点で終了する。

#### A.3 責任 (Responsibility)

A.3.1 検査管轄機関は以下のすべてのことを確実にする責任がある：

- a) 不遵守の可能性が生じたと認識した場合、WADA に対する通知が行われ、すべての関連情報及び書類に基づき不遵守の可能性に関するドーピング調査が進められること。
- b) 競技者又は他の当事者が、不遵守の可能性に関する通知を書面により受け取り、かつ、回答する機会を有すること。
- c) ドーピング調査が不必要に遅延すること無く行われ、評価手続が記録されること。
- d) 世界規程第 7.10 項及び第 14.1.4 項に従い、理由付きの最終決定が(すなわち、アンチ・ドーピング規則違反が行われたと主張されるか否かを問わず)、WADA 及び他のアンチ・ドーピング機関に対し、遅滞無く提供されること。

A.3.2 DCO は以下の責任を負う。

- a) 競技者又は他の当事者に対し、不遵守の可能性に関する措置を通知すること。
- b) 可能であれば、競技者の検体採取セッションを完了させること。
- c) 不遵守の可能性に関して書面による詳細な報告を提供すること。

A.3.3. 検体採取要員は以下の責任を負う。:

- a) 競技者又は他の当事者に対して、不遵守の可能性に関する措置について伝えること。
- b) いかなる不遵守の可能性も DCO に報告すること。

#### A.4 要件 (Requirements)

A.4.1 すべての潜在的な不遵守が、実務上可能な限り早急に、DCO により報告され、及び／又は検査管轄機関により検証されるものとする。

A.4.2 潜在的な不遵守があった旨を検査管轄機関が判断する場合、競技者又は他の当事者には以下の事項が速やかに書面にて通知されるものとする:

- a) 想定される措置; 及び
- b) 潜在的な不遵守に対して検査管轄機関によりドーピング調査が行われ、かつ、その後適切な処置が行われること。

A.4.3 潜在的な不遵守について、さらに必要な追加情報を、(競技者又はその他の当事者を含めた)すべての関連情報源から可能な限り早急に、かつ、記録され次第入手するものとする。

A.4.4 検査管轄機関は、潜在的な不遵守のドーピング調査の結果が、結果管理の処置、さらには該当する場合にはその後の立案と特定対象検査のために考慮されることを確実にする体制を確立するものとする。

## 「付属文書 B – 障がいを伴う競技者に対する変更 (Modifications for Athletes with Impairments)」

### B.1 目的 (Objective)

可能であれば、検体採取セッションの完全性を損なわずに、検体提出に関して、障がいを伴う競技者の特定の要望が考慮されることを確実にすること。

### B.2 適用範囲 (Scope)

変更が必要であるか否かの判断は、障がいを伴う競技者が関わる検体採取の状況の特定から、必要かつ可能な場合の検体採取手続及び器具に対する変更まで及ぶ。

### B.3 責任 (Responsibility)

B.3.1 検体採取機関は、可能な場合、DCOが障がいを伴う競技者に対して、検体採取セッションを実施するために必要な情報及び検体採取器具を有することを確実にする責任がある。

B.3.2 DCOは検体採取について責任を負う。

### B.4 要件 (Requirements)

B.4.1 競技者の障がいによる変更の必要性がない限り、障がいを伴う競技者に対する通告及び検体採取のすべての局面において、標準的な通告及び検体採取手続に従い実施されるものとする。

[B.4.1の解説：例えば、知的障がいを伴う競技者の場合、その同伴者 (representative) からの同意を得ることが適切となりうる。]

B.4.2 検体採取の立案と準備において、検体採取機関及び DCO は、検体採取器具及び施設を含め、通告又は検体採取の標準の手続に対する変更が要請される可能性がある、障がいを伴う競技者の検体採取の有無を検討するものとする。

B.4.3 検体採取機関及び DCO は、可能な場合、その変更が検体の同一性、安全性又は完全性を損なわない限り、状況が要請する場合には変更を行う権限を持つものとする。かかる変更はすべて文書により記録されなければならない。

B.4.4 知的障がい、身体障がい又は知覚障がいを伴う競技者につき、競技者により権限が与えられ、かつ DCO が同意した場合には、競技者の同伴者又は検体採取要員は検体採取セッション中

に補助を行うことができる。

B.4.5 DCO は、検体の同一性、安全性及び完全性に影響がない限り、競技者が検体を提出することを可能にするために必要な代替検体採取器具又は施設の使用を決定することができる。

B.4.6 採尿システム又はドレナージシステムを使用している競技者は、分析用に尿検体を提出する前に、当該システムに存在する尿を取り除くよう義務づけられる。可能な場合、既存の採尿システム又はドレナージシステムは、検体の採取前に、新しい、未使用のカテーテル又はドレナージシステムに交換されるべきである。カテーテル又はドレナージシステムは、検体採取器具の一部として検体採取機関により提供されることを義務づけられるものではない。むしろ、かかる目的のために必要な器具については、競技者の責任で用意されるべきである。

B.4.7 DCO は、上記にて適用された変更を含め、障がいを伴う競技者のために標準的な検体採取手続に対して行われた変更を記録する。

## 「付属文書 C – 18 歳未満の者である競技者に対する変更 (Modifications for Athletes who are Minors)」

### C.1 目的 (Objective)

可能であれば、検体採取セッションの完全性を損なうことなく、検体の提出に関して、18 歳未満の者である競技者の特定の要望が満たされることを確実にすること。

### C.2 適用範囲 (Scope)

変更が必要であるか否かの判断は、18 歳未満の者である競技者が関わる検体採取の状況の特定から、必要かつ可能な場合のこれら競技者に対する検体採取手続に対する変更まで及び。

### C.3 責任 (Responsibility)

検査管轄機関は、可能な場合、18 歳未満の者である競技者に対して検体採取セッションを実施するために必要な情報を DCO が確実に有するようになる責任がある。このことは、必要があれば、検査管轄機関において、競技大会の主催者が、18 歳未満の者である参加競技者を検査するために、親権者から必要な同意を取得していることを確認することを含む。

### C.4 要件 (Requirements)

C.4.1 競技者が 18 歳未満の者であることによる変更の必要性がない限り、18 歳未満の者である競技者に対する通告及び検体採取のすべての局面において、標準的な通告及び検体採取手続に従い実施されるものとする。

C.4.2 検体採取の立案又は準備において、検体採取機関及び DCO は、通告又は検体採取の標準的手続に対する変更を要請される可能性がある、18 歳未満の者である競技者の検体採取の有無を検討するものとする。

C.4.3 DCO 及び検体採取機関は、可能な場合、その変更が検体の同一性、安全性又は完全性を損なわない限り、状況が要請する場合には変更を行う権限を持つものとする。

C.4.4 18 歳未満の者である競技者は、成年者の前で通告を受けるべきであり、検体採取セッション全体を通じて、同伴者を伴うことを選択することができる。当該同伴者は、18 歳未満の者の要請がない限り、尿検体の排出を目視しないものとする。当該目的は、DCO が検体の提出を正確に監視していることを確実にすることである。18 歳未満の者が同伴者を断ったとしても、検体採取機関、DCO 又はシャペロンは、(適用のあるとおり)、競技者に対する通告及び/又は競技者からの検体採取の間に第三者が同席すべきか否かを検討するものとする。

C.4.5 DCO は、検体採取要員に加えて、18歳未満の者である競技者から検体を採取する間に同席する者、すなわち、検体採取セッションを監視する18歳未満の者の同伴者（当該18歳未満の者が尿検体を排出する際にDCOを監視するが、当該18歳未満の者からの要請がない限り、尿検体の排出を直接監視しないものとするを含む。）、及び18歳未満の者が尿検体を排出する際にDCO/シャペロンを監視する、当該DCO/シャペロンの同伴者（ただし、当該同伴者は、当該18歳未満の者からの要請がない限り、尿検体の排出を直接監視しないものとする。）につき、決定するものとする。

C.4.6 18歳未満の者である競技者が検体採取セッション中に、同伴者の同席を断った場合、当該事実はDCOにより明確に文書により記録されるべきである。当該事実は、検査を無効にするものではないが、記録されなければならない。18歳未満の者が同伴者の同席を断った場合、DCO/シャペロンの同伴者が同席しなければならない。

C.4.7 18歳未満の者に対するすべての競技会外の検査について推奨される実施場所は、例えばトレーニングの場所といった、成年者の同席の可能性が最も高い場所である。

C.4.8 検体採取機関は、18歳未満の者である競技者の検査に成年者が同席しない場合に適切な措置を検討し、また検査を進めるために競技者に成年の同伴者を手配するものとする。

## 「付属文書 D – 尿検体の採取 (Collection of Urine Samples)」

### D.1 目的 (Objective)

競技者の尿検体は、以下のことを確実にする方法で採取する：

- a) 医療の場で国際的に認知されている標準的予防措置に関連する原則と適合した方法で競技者及び検体採取要員の健康と安全性が損なわれないようにすること；
- b) 当該検体が分析のための適切な比重条件及び分析のための適切な尿量を満たすこと。検体が当該条件を満たさないことは、分析のための検体の適合性を否定するものではない。分析のための検体の適合性に関する決定は、関係する分析機関が、該当の検体採取セッションの検査管轄機関と協議した上で行う；
- c) 検体が不正に操作され、置き換えられ、汚染され、その他不当に改変されていないこと；
- d) 検体が明確かつ正確に識別できること；並びに
- e) 検体の開封履歴が残る装置をもって厳重に密封されていること。

### D.2 適用範囲 (Scope)

尿検体の採取は、競技者が検体採取における要件について通知されていることを確認することから始まり、競技者の検体採取セッション終了時に残留した尿をすべて廃棄したことで終了する。

### D.3 責任 (Responsibility)

D.3.1 DCO は、各検体が適切に採取、識別、及び密封されることを確実にする責任がある。

D.3.2 DCO / シャペロン は、尿検体の排出を直接目視する責任がある。

### D.4 要件 (Requirements)

D.4.1 DCO は、「付属文書 B – 障がいを伴う競技者に対する変更」に定められる変更を含め、競技者が検体採取セッションにおける要件を通知されていることを確実にするものとする。

D.4.2 DCO は、競技者が検体採取用の適切な器具の選択肢が提供されていることを確実にするものとする。競技者の障がいの性質により、「付属文書 B 一障がいを伴う競技者に対する変更」に定められる追加又はその他の器具を使用する必要がある場合、DCO は、当該器具が検体の同一性又は完全性に影響を与えないことを確実にするために、確認するものとする。

D.4.3 DCO は、競技者に対して採尿カップを選択するよう指示するものとする。

D.4.4 競技者が採尿カップ及び尿検体を直接入れるその他すべての検体採取器具を選択する際、DCO は競技者に対して、選択した器具における封印が損なわれておらず、かつ、当該器具が不当に改変されていないことを確認するよう指示するものとする。選択した器具に競技者が不満足の場合、当該競技者は他の器具を選択することができる。競技者が用意されている器具のいずれについても不満足の場合、DCO は、当該事項を記録するものとする。

用意された器具のすべてに不満足であるという競技者の意見に DCO が同意しない場合、DCO は、当該競技者に対し検体採取セッションを続けるよう指示するものとする。

用意された器具のすべてに不満足であるという競技者の意見に DCO が同意した場合、DCO は検体採取セッションを中止し、DCO はこれを記録するものとする。

D.4.5 競技者の障がいを理由として「付属文書 B 一障がいを伴う競技者に対する変更」に定められる補助が必要とされる場合を除き、検体（又は部分検体）が密封されるまで、競技者は、採尿カップ及び提出された検体を管理し続けるものとする。例外的状況において、競技者が権限を与え、かつ、DCO が同意する場合、検体採取セッション中に、競技者の同伴者又は検体採取要員による追加的補助が競技者に提供される。

D.4.6 検体の排出を目視する DCO / シャペロンは、検体を提出する競技者と同性とするものとする。

D.4.7 DCO / シャペロンは、実行可能な場合には、競技者が検体の提出の前に両手を十分に洗浄するか、又は検体の提出の間適切な手袋（例えば、ゴム手袋）をはめることを確実にする。

D.4.8 DCO / シャペロン及び競技者は、検体を採取するためプライバシーエリアへ進むものとする。

D.4.9 DCO / シャペロンは、検体が競技者の体から出ていることについて視界が遮られないようにするものとし、かつ、検体が密封されるまで提出後も検体を監視しなければならない。検体の排出において視界が明瞭かつ妨げられないようにするために、DCO / シャペロンは、競技者に対して、検体排出に対する DOC / シャペロンの明瞭な視界を制約する一切の衣服を取り除き、又は調整するよう指示するものとする。検体が提出される際に、DCO / シャペロンは、検体提出時に競技者が排出したすべての尿が採尿カップに採取されることを確実にするものとする。

D.4.10 DCO は競技者の完全なる視界内で、分析のための適切な尿量が提出されていることを検証するものとする。

D.4.11 競技者から提出される尿の量が不十分な場合、DCO は「付属文書 F ー尿検体ー量不足」に定められる部分検体採取手順に従うものとする。

D.4.12 競技者から提出された尿の量が十分となった場合、DCO は、D.4.4 項に従い、競技者に A 及び B ボトルを含んだ検体採取キットを選択するよう指示するものとする。

D.4.13 検体採取キットが選択された時点で、DCO 及び競技者は、すべての検体番号が一致していること、及びDCO が当該検体番号をドーピング・コントロール・フォームに正確に記録したことを確認するものとする。競技者又はDCO が番号の相違を発見した場合、DCO は、D.4.4 項に従い競技者に対して別のキットを選択するよう指示するものとする。DCO は当該事実を記録するものとする。

D.4.14 競技者は、最小限の分析のための適切な尿量を B ボトルへ入れ（最少で 30mL）、その後 A ボトルに残りの尿（最少で 60mL）を入れるものとする。分析のための適切な尿量は、絶対的な最小値とみなされるものとする。最小限の分析のための適切な尿量を超えた尿が提出された場合、DCO は、器具メーカーの推奨する容量で、競技者が A ボトルを満たすことを確実にするものとする。尿がなお残っている場合、DCO は、器具メーカーの推奨する容量で、競技者が B ボトルを満たすことを確実にするものとする。DCO は採尿カップの中に少量の尿を確実に残すことを競技者に対して指示し、D.4.16 項に従い、DCO が残りの尿で測定を行うためであると説明するものとする。

D.4.15 競技者は、DCO の指示に従い、A ボトル及び B ボトルを密封するものとする。DCO は、競技者の完全なる視界内で、ボトルが適切に密封されていることを確認するものとする。

D.4.16 DCO は、検体が分析のための適切な比重条件を満たしているか否かを判断するため、採尿カップに残留した尿を測定するものとする。DCO の測定の結果、当該検体が分析のための適切な比重条件を満たしていないことが示された場合、DCO は付属文書 G（分析のための適切な比重条件を満たしていない尿検体）に従うものとする。

D.4.17 D.4.14 項に従って A 及び B ボトル双方が容量を満たした場合、かつ、D.4.16 項に従い残留させた尿が測定された後でなければ、尿は廃棄されるべきではない。

D.4.18 競技者は、分析に送られない残留尿が廃棄されることに立ち会う権利を付与されるものとする。

## 付属文書 E – 血液検体の採取 (Collection of Blood Samples)

### E.1 目的 (Objective)

下記のことを確実にする方法で競技者の血液検体を採取すること：

- a) 競技者及び検体採取要員の健康及び安全性を損なわないように、医療の場で国際的に認知された予防基準に適合すること及び検体が適切な資格を有する要員により採取されること；
- b) 検体が関連する分析ガイドラインを満たした質及び量であること；
- c) 検体が不正に操作され、置き換えられ、汚染され、その他不当に改変されていないこと。
- d) 検体が明確かつ正確に識別されること；及び
- e) 検体が確実に密封されること。

### E.2 適用範囲 (Scope)

血液検体の採取は、競技者に検体採取における要件について通知されていることを確認することから始まり、検体を分析する分析機関へ搬送される前に検体を適切に保管したことで終了する。

### E.3 責任 (Responsibility)

E.3.1 DCO は以下のことを確実にする責任がある：

- a) 各検体が適切に採取、識別及び密封されていること；並びに
- b) すべての検体が、関連する分析ガイドラインに従い適切に保管され発送されていること。

E.3.2 ブラッド・コレクション・オフィサー (BCO) は、血液検体の採取、検体提出の間における質問への返答、及び検体採取セッションを完了するために不必要な使用済みの血液採取用具の適切な廃棄を行う責任がある。

### E.4 要件 (Requirements)

E.4.1 血液に関わる手続は、医療現場における予防に関する地域的な基準及び規制上の要件が、以下に定める基準及び要件を上回る場合には、かかる地域的な基準及び規制に適合するものとする。

E.4.2 血液検体採取用具は、以下で構成するものとする。(a) アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムに関連して使用される検体については、単体の採血管、(b) アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムには使用されない検体のための A 採血管及び B 採血管の双方、又は (c) 別途関連する分析機関によって指定されるその他の器具。採血管は、予め付されていない場合には、DCO / BCO によって、独自の検体番号を付するものとする。特定の分析のために使用される器具の種類及び採取される血液の量は、WADA の血液検体採取ガイドラインに従うものとする。

E.4.3 DCO は、「付属文書 B 一障がいを伴う競技者に対する変更」に定められる変更を含め、競技者が検体採取における要件を適切に通知されていることを確認するものとする。

E.4.4 DCO / シャペロン 及び 競技者 は、検体が提出される場所へ行くものとする。

E.4.5 DCO / BCO は、検体提出前に最低でも 10 分間、快適な状態を競技者に提供することを確実にし、競技者に対し足を床につけて通常の腰掛けた体勢でいることを指示するものとする。

E.4.6 DCO は、競技者 に対して 検体採取に必要な検体採取キット を選択させ、かつ、選択した器具が不当に改変されておらず、かつ、当該器具における封印が損なわれていないことを確認するよう指示するものとする。競技者 が選択したキットに不満足の場合、当該 競技者 は他のキットを選択することができる。競技者 が用意されているキットのすべてに不満足であり、入手可能なものが他にない場合、DCO は当該事項を記録するものとする。用意されたキットのすべてに不満足であるという 競技者 の意見に DCO が同意しない場合、DCO は当該 競技者 に対し、検体採取セッション を続けるよう指示するものとする。用意されたキットのすべてに不満足であるという 競技者 の意見に DCO が同意した場合、DCO は 検体採取セッション を中止し、DCO はこれを記録するものとする。

E.4.7 検体採取キットが選択された時点で、DCO 及び 競技者 は、すべての検体番号が一致していること、及び、DCO が当該検体番号をドーピング・コントロール・フォームに正確に記録したことを確認するものとする。競技者 又は DCO が番号の相違を発見した場合、DCO は 競技者 に対して別のキットを選択するよう指示するものとする。DCO は当該事実を記録するものとする。

E.4.8 BCO は、競技者 又は当該 競技者 の競技力に悪い影響を与えないであろう部位を滅菌消毒剤ワイプあるいはスワブで消毒し、必要に応じ駆血帯を用いるものとする。BCO は、表層静脈から採血管へ血液検体を採取するものとする。駆血帯を使用した場合、静脈穿刺を行った直後に取り外すものとする。

E.4.9 採取する血液量は、WADA の血液採取ガイドラインに定められたとおり、検体分析を行うため分析上必要な要件を満たすのに十分なものとする。

E.4.10 競技者から最初の試行において採取できた血液量が不十分である場合、BCO は当該手順を、最大で合計 3 回まで、繰り返すものとする。3 回の試行すべてにおいて十分な量の血液を採取することに失敗した場合、BCO は DCO に通知するものとする。

DCO は、検体採取セッションを中止し、当該事項及び採取を中止した理由を記録するものとする。

E.4.11 BCO は、穿刺部分にガーゼをあてがうものとする。

E.4.12 BCO は、血液を取扱う際に求められる地域的な基準に従い、検体採取セッションを完了するために必要とされない使用済み血液採取器具を廃棄するものとする。

E.4.13 検体について遠心分離又は血清分離といった追加的な現場での手続が必要となる場合（例えば、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムに関連して検体を使用する場合には、採血管への血液の移行が終了した後、BCO は、採血管を支持器からはずして、手で最低 3 回採血管を静かに反転させて採血管の中の血液をなじませるものとする）、競技者は、安全な開封履歴が残るキットに最終的に密封されるまで、検体を監視し続けるものとする。

E.4.14 競技者は、DCO の指示に従い、自らの検体を検体採取キット内に密封するものとする。DCO は、競技者の完全なる視界内で、十分に密封できていることを確認するものとする。競技者及び DCO / BCO は、ドーピング・コントロール・フォームに署名するものとする。

E.4.16 密封された検体は、ドーピング・コントロール・ステーションから検体を分析する分析機関へ搬送されるまで、完全性、同一性及び安全性を確保する方法で保存されるものとする。

E.4.17 血液検体は、第 9 章に従い、搬送されるものとする。搬送の手続は、DCO の責任である。血液検体は、外部の気温の変化に拘らず、時間が経過しても検体の完全性を維持できる器具によって、搬送されるものとする。搬送器具は、検査管轄機関が承認した安全な方法で搬送されるものとする。

[E.4 の解説：本付属文書の要件は、直接分析及び ABP を目的として採取された血液検体に適用される。ABP にのみ適用される追加的の要件は、付属文書 K に規定されている。]

## 付属文書 F – 尿検体 – 量不足 (Urine Samples - Insufficient Volume)

### F.1 目的 (Objective)

分析のための適切な尿量が提出されない場合、以下に定める適切な手続に従うことを確実に行うこと。

### F.2 適用範囲 (Scope)

本手続は、競技者の提出した検体が分析のための適切な尿量ではない旨を競技者に対して通知することから始まり、競技者から十分な量の検体が提出された時点で終了する。

### F.3 責任 (Responsibility)

DCO は、検体量が不十分であることを言明し、かつ、総量として十分な検体を得るため、追加の検体を採取する責任を負う。

### F.4 要件 (Requirements)

F.4.1 採取された検体の量が不十分である場合、DCO は、分析のための適切な尿量における要件を満たすために更なる検体の採取が必要である旨を競技者に通知するものとする。

F.4.2 DCO は D.4.4 に従い、部分検体採取器具を選択するよう競技者に指示するものとする。

F.4.3 DCO は、競技者に対し、関連器具を開封し、新しい容器にその不十分な検体を注ぎ（検体採取機関の手続において、不十分な検体を元の採尿カップのまま残留させることが許される場合はこの限りでない。）、かつ、DCO の指示に従いこれを密封するよう指示するものとする。DCO は競技者の完全なる視界内において、当該容器（又は、元の採尿カップのどちらか当てはまる方）が適切に密封されていることを確認するものとする。

F.4.4 DCO 及び競技者は、器具の検体番号と、不十分な検体の量及び同一性が DCO によりドーピング・コントロール・フォームに正確に記録されていることを確認するものとする。競技者又はDCO のどちらかが、密封された部分検体を管理し続けるものとする。

F.4.5 追加検体の提出を待つ間、競技者は継続的な監視下に留まり、水分補給を行う機会が与えられるものとする。

F.4.6 競技者が追加検体を提出することが可能になった際、最初の検体と追加の検体を合わせて十分な量の尿が提出されるまで、付属文書 D－尿検体の採取に定められるとおり、検体採取手順を繰り返し行うものとする。

F.4.7 分析のための適切な尿量に関する要件が満たされたと DCO が判断した場合、DCO 及び競技者は、前に提出された部分検体が含まれている容器の密封シールが損なわれていないことを確認するものとする。シールの完全性に異常がみられる場合は、DCO により記録され、かつ、「付属文書 A－不遵守の可能性に関するドーピング調査」に従いドーピング調査を行うものとする。

F.4.8 その後に DCO は、競技者に対し、密封シールを開封し、元の部分検体に対して、少なくとも分析のための適切な尿量に達するまで、追加検体を採取された順序で加える形でこれら複数の検体を一緒にするように指示するものとする。

F.4.9 DCO 及び競技者は、必要に応じて、D.4.12 項又は D.4.14 項に従うものとする。

F.4.10 DCO は、D.4.16 項に従い、残留している尿が分析のための適切な比重における要件を満たすことを確認するものとする。

F.4.11 尿は、A ボトル及び B ボトル双方が D.4.1.4 項に従う容量を満たし、残留している尿が F.4.10 項に従い確認されたときに限り、廃棄されるべきである。分析のための適切な尿量は、絶対的な最小値とみなされるものとする。

## 付属文書 G – 分析のための適切な比重における要件を満たしていない尿検体 (Urine Samples that do not meet the requirement for Suitable Specific Gravity for Analysis)

### G.1 目的 (Objective)

尿検体が分析のための適切な比重における要件を満たしていない場合に、適切な手続が行われることを確実にすること。

### G.2 適用範囲 (Scope)

本手続は、DCO が競技者に対して更なる検体が必要な旨を通知することから始まり、分析のための適切な比重における要件を満たす検体の採取、又は必要な場合、検査管轄機関による適切なその後の処置が行われた時点で終了する。

### G.3 責任 (Responsibility)

検体採取機関は、適切な検体が採取されることを確実にする手続を確立する責任を負う。採取された当初の検体が分析のための適切な比重における要件を満たさない場合、適切な検体が得られるまで、DCO は追加検体採取を行う責任を負う。

### G.4 要件 (Requirements)

G.4.1 DCO は、分析のための適切な比重における要件が満たされていないことを判断するものとする。

G.4.2 DCO は、追加検体の提出が必要である旨を競技者に通知するものとする。

G.4.3 追加検体の提出を待つ間、競技者は継続的な監視下に留まるものとする。

G.4.4 過度の水分補給により適切な検体の生成が遅延するおそれがあるため、競技者には、これを行わないことが助言されるものとする。状況によっては、過度の水分補給は世界規程第 2.5 項違反 (ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること)として追及されうる。

G.4.5 競技者が追加検体を提出できるようになった際、DCO は「付属文書 D – 尿検体の採取」に定められるとおり、検体採取手続を再度行うものとする。

G.4.6 DCO は、分析のための適切な比重における要件を満たすまで、又はロジスティックス上の理由により検体採取セッションを継続することが不可能である例外的状況があると DCO が決定するまで、追加検体の採取を継続するべきである。当該例外的状況は DCO が適宜文書により記録するものとする。

[G.4.6 の解説：分析のための適切な比重を満たす検体を提出することは、競技者の責任である。検体採取要員は、必要に応じ、競技者及びサポートスタッフに対し、競技者の最初の検体の提出前における過度の水分補給を阻止するため、この要件を通告時に通知するものとする。当該競技者の最初の検体が過度に希薄である場合、当該競技者は、分析のための適切な比重を満たした検体が提出されるまで、更に水分補給をしないよう通知されるものとする。DCO は、当該検体を採取するのに必要な限り待つべきである。検査管轄機関は、検体採取セッションが継続不可能であるとする例外的状況があるか否かの判断において、DCO が従うべき手続を特定できる。]

G.4.7 DCO は、採取された検体が一人の競技者に属するものであること、及び提出された検体の順番を記録するものとする。

G.4.8 DCO は、その後、D.4.17 に従い、検体採取セッションを続けるものとする。

G.4.9 競技者から採取された検体がいずれも分析のための適切な比重における要件を満たしておらず、かつ、DCO がロジスティクス上の理由により検体採取セッションを継続することが不可能であると判断した場合、DCO は、検体採取セッションを終了することができる。

G.4.10 DCO は、採取されたすべての検体を、分析のための適切な比重における要件を満たすか否かに拘らず、分析のために分析機関に送るものとする。

G.4.11 同じ検体採取セッション中に競技者から2つの検体が採取された場合には、分析機関は検体を2つとも分析するものとする。同じ検体採取セッション中に3つ以上の検体が採取された場合には、分析機関は、最初及び最後に採取された検体を優先的に分析するものとする。分析機関は、他の検体を分析する必要性について、検査管轄機関と共同で決定することができる。

## 付属文書 H – 検体採取要員における要件 (**Sample Collection Personnel Requirements**)

### H.1 目的 (Objective)

検体採取要員に利益相反がなく、かつ、検体採取セッションの実施において十分な資格及び経験があることを確実にすること。

### H.2 適用範囲 (Scope)

検体採取要員についての要件は、検体採取要員として必要な能力の開発から身分証の給付まで及ぶ。

### H.3 責任 (Responsibility)

検体採取機関は、本付属文書 H に定義されているすべての活動に対し責任を負う。

### H.4 要件—資格及び訓練 (Requirements - Qualifications and Training)

#### H.4.1 検体採取機関は：

- a) DCO、シャペロン及び BCO の職責に必要な能力及び資格における要件を定めるものとし；
- b) すべての 検体採取要員それぞれの責任を定める職務に関する職務概要書を作成するものとする。最低限として：
  - i) 検体採取要員は 18 歳未満の者ではないものとし、
  - ii) BCO は静脈から血液採取を行うために必要な、適切な資格及び実務技術を有しているものとする。

H.4.2 検体採取機関は、検体採取セッションの結果に利害関係を持つ 検体採取要員が当該 検体採取セッションに選任されないことを確実にするものとする。検体採取要員は、以下のいずれかの場合においては利害関係を持つとみなされる：

- a) 検査が実施されている競技の管理に関わっていること；
- b) 当該セッションにおいて 検体を提出する可能性がある 競技者に、個人的な関係又は関連があること。

H.4.3 検体採取機関は、検体採取要員が職務を遂行するために十分な訓練を受けていることが確実となる体制を確立するものとする。

H.4.3.1 BCO のトレーニング・プログラムは、最低でも検査手続のすべての関連要件の学習及び医療の場における関連予防措置基準への習熟を含むものとする。

H.4.3.2 DCO のトレーニング・プログラムは、最低でも以下の事項を含むものとする：

- a) DCO の職責に関連する異なる種類の検査業務についての総合的な理論的トレーニング；
- b) 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において、DCO の責務の要件として定められたすべてのドーピング・コントロール業務に関する、望むらくは現場における観察；
- c) 認定 DCO 又はそれに類する者の監視の下で、現場において、1つの完結した検体採取セッションを十分な形で実行すること。ただし、かかる現場での観察には、実際の尿検体排出に関する要件は含まれないものとする。

H.4.3.3 シャペロンに対するトレーニング・プログラムは、検体採取手続に関するすべての関連要件の学習を含むものとする。

H.4.3.4 検体採取要員とは異なる国籍の競技者から検体を採取する検体採取機関は（例えば、国際競技大会又は競技会外の場合に）、かかる検体採取要員が当該競技者に関する義務を遂行するにあたり、十分な訓練を受けていることを確実にするための、追加体制を確立すべきである。

H.4.4 検体採取機関は、すべての検体採取要員の教育、トレーニング、技術、及び経験についての記録を保持するものとする。

## H.5 要件－認定、再認定及び委任 (Requirements - Accreditation, re-accreditation and delegation)

H.5.1 検体採取機関は検体採取要員に対する認定及び再認定制度を確立するものとする。

H.5.2 検体採取機関は認定を与える前に、当該検体採取要員がトレーニング・プログラムを完了し、かつ、本「検査及びドーピング調査に関する国際基準」における要件に精通していること（H.4.3.4 項が適用される場合には、検体採取要員とは異なる国籍の競技者から検体を採取することに関連する場合を含む。）を確認するものとする。

H.5.3 認定の有効期間は最長2年間とする。検体採取要員は、再認定の前年の間に検体採取業務に参加していなかった場合、すべてのトレーニング・プログラムを繰り返し受講するものとする。

H.5.4 検体採取機関により承認された認定を持っている検体採取要員のみが、検体採取機関の代理として検体採取業務を実施する権限を検体採取機関により与えられるものとする。

H.5.5 DCOは、検体採取セッションに関わる業務を一人で実施することができ（ただし、特に資格を持たない場合、血液採取業務については一人で実施することはできない。）、又は、シャペロンの職務権限の範囲内における特定の業務を、シャペロンに実施するよう指示することができる。

## 付属文書－I 世界規程第 2.4 項 居場所情報関連義務 (Code Article 2.4 Whereabouts Requirements)

### I.1 序論 (Introduction)

I.1.1 検査対象者登録リスト上の競技者は、以下のことを行う義務がある。

- a. 第 I.3 項に特定されたとおり、関連する居場所情報提出にて特定した時期及び場所において、当該四半期における検査のために競技者の居場所がわかるように、次期四半期中における居住地、トレーニング場所、及び競技場所を含む、次期四半期中の競技者の居場所についての正確かつ完全な情報を提供した四半期の居場所情報を提出すること、さらに、必要に応じて当該居場所情報提出を更新すること。これらの義務の不履行は、提出義務違反に該当しうる。
  
- b. 第 I.4 項に特定されたとおり、次期四半期における毎日、特定の場所で競技者が検査に対応することができる 60 分の時間枠を、居場所情報提出において指定すること。上記は、検査権限のあるアンチ・ドーピング機関から要請があれば、時と場所とを問わずに検査に応じなければならないという世界規程第 5.2 項の競技者の義務をいかなる意味においても制限するものではない。また、上記は、第 I.3 項において定められる 60 分の時間枠以外の居場所に関して情報を提出する競技者の義務を制限するものでもない。ただし、競技者が自らの居場所情報提出において特定した当該日の 60 分の時間枠の間に、指定した場所において検査に応じることができない場合、当該不履行は検査未了に該当しうる。

[I.1.1(b)の解説：60 分の時間枠の目的は、検査のために競技者の居場所を特定する必要性と、競技者が事前に表明された行動予定から乖離する都度、検査未了に対する潜在的な責任を競技者に負わせることの非現実性及び不公正性との間のバランスを取ることにある。2009 年までの期間に居場所に関するシステムを実施したアンチ・ドーピング機関は、上記の緊張関係を様々な形で思索していた。アンチ・ドーピング機関の中には、「24 時間×7 日間」の居場所情報を要求するが、競技者が申告した場所に実際にはいなかった場合であっても、(a) 電話によって通告を受けたにもかかわらず依然として検査に出頭しなかった、又は (b) 翌日においても競技者が申告した場所にいなかったという事情がない限り、検査未了にあたるとの判断は下さないというものもあった。他方で、一日につき一時間しか競技者の居場所の詳細を要求しない代わりに、競技者に対して当該期間における完全な責任を課すことによって、双方に確実性をもたらしたが、その一時間以外の時間におけるアンチ・ドーピング機関の当該競技者に対する検査能力を制限したアンチ・ドーピング機関も存在した。居場所に関する十分な経験を有する関係者との広範囲にわたる協議の結果、競技者の居場所を随時特定する機会を最大化しつつ、「24 時間×7 日間」の検査未了の責任について合理的かつ適切な緩和を行うためには、双方のシステムの最良の要素を結合させること、すなわち、居場所情報の開示を「24 時間×7 日間」を基準として要求しつつ、検査未了となる対象を 60 分の時間枠に制限することが最良の方法であるとの見解が採用されることになった。]

I.1.2 世界規程第 2.4 項により、12 ヶ月の間に競技者において 3 回の居場所情報関連義務違反 (Whereabouts Failures)をした場合、アンチ・ドーピング規則違反となる。I.5 項に従い、居場所情報関連義務違反としては、提出義務違反及び／又は検査未了の合計 3 回までの組み合わせがありうる。

[I.1.2 の解説：1 回の居場所情報関連義務違反では、世界規程 2.4 項におけるアンチ・ドーピング規則違反にはならないが、事実関係によっては、世界規程 2.3 項の検体の採取の回避、拒否又は不履行 (Evading Sample Collection) 及び／又は、世界規程第 2.5 項のドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること (Tampering or Attempted Tampering with Doping Control) におけるアンチ・ドーピング規則違反になりうる。]

I.1.3 世界規程第 2.4 項において言及される 12 ヶ月の期間は、世界規程第 2.4 項違反であるとの主張の立証において、競技者が最初の居場所情報関連義務違反を行ったとされる日から起算する。さらに 2 回の居場所情報関連義務違反が 12 ヶ月の期間中に生じた場合、当該 12 ヶ月の期間において競技者が成功裏に検体採取に応じていたかどうかにかかわらず、世界規程第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反があったことになる。ただし、1 回の居場所情報関連義務違反を行った競技者が、最初の違反から 12 ヶ月以内にさらなる 2 回の居場所情報関連義務違反を行わなかった場合、当該 12 ヶ月の終了時に、最初の居場所情報関連義務違反は、世界規程第 2.4 項との関係において「失効」し、新たな 12 ヶ月間が、当該競技者が次の居場所情報関連義務違反を行った時から起算される。

[I.1.3 の解説：世界規程第 2.4 項に言及される 12 ヶ月間に居場所情報関連義務違反が生じたか否かの決定については、(a) 競技者が (十分な) 提出を懈怠した四半期の最初の日に提出義務違反が生じたときとみなし、又、(b) 検体採取の試みが成功しなかった日に、検査未了が生じたときとみなす。]

I.1.4 (世界規程第 2.4 項の関連期間を 18 ヶ月から 12 ヶ月に減少させた) 2015 年版世界規程への改定からの利益を競技者に十分に享受させるため、2015 年 1 月 1 日より前に生じた居場所情報関連義務違反はすべて、(世界規程第 2.4 項の目的において) その発生の日から 12 ヶ月間経過時に「消滅」するものとする。

## I.2 検査対象者登録リストへの登録及び削除 (Entering and leaving a Registered Testing Pool)

I.2.1 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関 (いずれか適用される方) は、検査対象者登録リストに含めるべく指定された各競技者に対し、以下の事項を通知しなければならない：

- a. 当該競技者が、特定の日以降将来に向けて、検査対象者登録リストに登録されることが有効になること；
- b. 当該競技者が遵守しなければならない居場所情報関連義務 (whereabouts requirements)；及び
- c. 当該競技者が居場所情報関連義務を遵守しない場合に課される措置。

[I.2.1 の解説：この通知は、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が適切で得策であると考えられる場合、国内競技連盟又は国内オリンピック委員会を通じて行うことができる。また、通知では、競技者が世界規程第 2.4 項の居場所情報関連義務を遵守するために何をすべきかも説明する（又は、かかる情報を含むウェブサイトその他の情報源を提供する）べきである。検査対象者登録リストに含められた競技者は、自己が遵守しなければならない居場所情報関連義務、いかに居場所情報関連のシステムが機能するか、提出義務違反及び検査未了に対する措置、並びに、自己に対して主張される提出義務違反及び検査未了を争う権利を理解できるよう、通知され、教育されるべきである。

アンチ・ドーピング機関は、競技者が提出義務違反とならないように積極的に援助するべきでもある。例えば、多くのアンチ・ドーピング機関は、機械的に、検査対象者登録リスト上の競技者に対し、居場所情報提出の四半期ごとの期限を通知し、期限が近づくにつれ必要な提出を行っていない競技者に対し追加対応をしている。しかし、競技者は、アンチ・ドーピング機関が競技者に対してそのようなサポートをしたか否かにかかわらず、居場所情報提出義務について全面的な責任を負う。]

I.2.2 競技者が、国際競技連盟の国際検査対象者登録リスト及び国内アンチ・ドーピング機関の国内検査対象者登録リストに含まれている場合（又は、複数の国内アンチ・ドーピング機関若しくは複数の国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれている場合）、それぞれの機関が競技者に対し、リストに含まれていることを通知するものとする。しかし、その通知を行う前に、アンチ・ドーピング機関間において、競技者がどちらの機関に対して居場所情報提出を行うべきかにつき合意しなければならず、競技者に対する各通知においては、競技者が居場所情報提出をそのアンチ・ドーピング機関に対してのみ行うべきである（そして、その機関がかかる情報を他の機関、及び、当該競技者に対して検査管轄を有する他のアンチ・ドーピング機関と共有する）ことを明示するべきである。競技者に対しては、複数のアンチ・ドーピング機関に居場所情報提出を行うことを要請してはならない。

[I.2.2 の解説：各アンチ・ドーピング機関の間で、どちらの機関が競技者の居場所情報を収集し、競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関に対してそれを利用可能な状態にす

る責任があるかにつき合意できなかった場合、各機関は、書面で WADA に対して、どのように事態を解決すべきと考えるかについて説明をするべきであり、WADA は、競技者の利益を最優先にして決定を行う。WADA の決定は終局的なものであり、これに対し不服申立てはできない。]

I.2.3 検査対象者登録リストを有する国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、以下のことを確実にするために、望ましくは（誰がいつ情報を残したかを記録できる）オンラインシステム又は少なくともファクシミリ、電子メール及び/又は SMS テキストメッセージを利用して、居場所情報提出を収集し、管理し、共有する実行可能なシステムを確立するものとする。

- a. 競技者から提供された情報が、(ADAMS 又は WADA から承認されたその他のシステムにて) 安全に確実に保存されていること、
- b. 情報は、(i) 知る必要がある場合に限り、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関（適用される方）の代理としてアクセスすることを許された個人、(ii) WADA、及び、(iii) 競技者に対して検査管轄を有するその他のアンチ・ドーピング機関によって、アクセスされうること、並びに
- c. 情報は常に厳格に秘密として保護されて管理され、世界規程第 5.6 項に定める目的のみのために使用され、関連がなくなった場合には「プライバシー及び秘密情報に関する国際基準」に従い破棄されること。

I.2.4 検査対象者登録リストに含まれていた競技者は、以下がない限り又は以下の時点まで、世界規程第 2.4 項の居場所情報関連義務に引き続き従うものとする。

- a. 競技者を検査対象者登録リストに含めた各アンチ・ドーピング機関から、もはや検査対象者登録リストに含む指定がなされていないと、競技者が書面で通知された場合、又は
- b. 当該競技者が、適用される規則に従い該当の競技における競技会から引退し、自己を検査対象者登録リストに含めた各アンチ・ドーピング機関に対してその旨を書面による通知をした場合。

[I.2.4 の解説：更に、適用される規則においては、かかる引退の通知は、競技者の国内競技連盟に対して行うことをも義務づけることができる。競技者が引退した後競技に戻る場合には、競技会外の検査について対応不可能であった期間については、世界規程第 2.4 項で言及される 12 ヶ月間の期間の算定の目的では、考慮されないものとする。その結果、引退前に競技者によって行われた居場所情報関連義務違反は、世界規程第 2.4 項の目的のためには、その後競技者が競技会外の検査について対応可能になった後に競技者が行った居場所情報関連義務違反と、合算される。

例えば、競技者が、引退前6ヶ月の間に2回の居場所情報関連義務違反を行って、競技会外の検査について再び対応可能になってから最初の6ヶ月間にもう1回居場所情報関連義務違反を行った場合、それは世界規程第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反となる。]

### I.3 居場所情報提出義務 (Whereabouts Filing Requirements)

I.3.1 各四半期の初日（すなわち、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日のそれぞれ）より前の日で、競技者の居場所情報提出を収集するアンチ・ドーピング機関から指定された日において、検査対象者登録リスト上の競技者は、少なくとも次の情報を含む居場所情報提出をしなければならない：

- a. 正式な通知のために当該競技者に対して通信文書が送付されうる郵送先住所に関する完全な情報。上記の住所に宛てて郵送された通知その他の物については、当該郵便が発送された5営業日後に、当該競技者によって受領されているものとみなされる；

[I.3.1(a)の解説：上記の目的のため、当該競技者は、その者が生活している場所の住所、又は、届けられた郵便物が直ちにその者の目に留まることが明らかである住所を指定すべきである。アンチ・ドーピング機関は、自己の規則において、他の通知及び／又は「みなし通知」条項（例えば、ファクシミリ、電子メール、SMSテキストその他の通知の送達方法を許容すること；みなし受領に代えて、実際に受領したことの証明を許容すること；通知が、競技者から提出された住所から配送不能として返送された場合に、競技者の国内競技連盟に送達することを許容すること）によって上記の基本的な条項を補充することも推奨される。上記の規定の目的は、結果管理のスケジュールを短縮することにある。]

- b. 検体採取セッションを実施するに際して従うべき手続に影響を与える可能性がある、当該競技者の障がいについての詳細；
- c. 当該競技者に対する検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関との間において、その者の居場所情報提出を共有することに対する、その者の同意の明確な確認；
- d. 次期四半期のそれぞれの日における、競技者の宿泊する場所（例えば、自宅、一時的な滞在場所、ホテル等）についての住所に関する完全な情報；

- e. 次期四半期のそれぞれの日における、当該競技者がトレーニング、仕事、その他の日常生活（例えば、学校）を行うそれぞれの場所の名称及び住所、並びにこうした日常生活の通常の時間的区分；並びに

[I.3.1(e)の解説：当該要件は競技者の日常的な習慣の一部としての活動に対してのみ適用される。例えば、当該競技者の日常的な習慣に、体育館、プール及び競技用トラックでのトレーニング、並びに定期的な物理療法を行う時間が含まれる場合、当該競技者は当該体育館、トラック、プール及び物理療法家の名称及び住所を自身の居場所情報提出において提供しなければならない、そして当該競技者は日常的な習慣として、例えば、月曜日：9時から11時まで体育館、13時から17時まで体育館、火曜日：9時から11時まで体育館、16時から18時まで体育館、水曜日：9時から11時まで競技用トラック、3時から5時まで物理療法家、木曜日：9時から12時まで体育館、16時から18時まで競技用トラック、金曜日：9時から11時までプール、3時から5時まで物理療法家、土曜日：9時から12時まで競技用トラック、13時から15時までプール、日曜日：9時から11時まで競技用トラック、13時から15時までプール、と記載しなければならない。

競技者が現在トレーニングを行っていない場合、当該競技者は居場所情報提出において、その旨を明記し、その競技者が次期四半期中に行うことになる日課（例えば、仕事、通学、リハビリテーションその他）の詳細を記述し、更に、その日課が実施される場所の名称及び住所並びにそれらが実施される時間的区分を特定すべきである。

チームスポーツ又は競技及び／又はトレーニングが団体で行われるその他のスポーツの場合、チーム活動すべてを含まないまでも、競技者の通常の活動は、そのほとんどを含むことになるだろう。]

- f. 当該競技者が四半期中競技を行うと予定するそれぞれの場所の名称及び住所、並びに競技者が当該場所において競技を行うと予定する日時を含む、次期四半期における競技者の競技会日程。

I.3.2 I.3.3 項の例外に服しつつ、居場所情報提出は、次期四半期中のそれぞれの日における、当該競技者が特定の場所において検査に対応可能かつアクセス可能な、午前5時から午後11時までの間の60分の時間枠を含んでいなければならない。

[I.3.2の解説：競技者は、本目的のために利用される午前5時から午後11時までの間の60分の時間枠につき、選択をすることができる。但し、該当の時間枠の間、競技者は、DCOにおいてアクセス可能な場所にいるものとする。当該場所は、競技者の住所、トレーニング場所、競技会場であっても良く、その他の場所でも良い（例えば、職場又は学校）。競技者は、ホテル、アパート、ゲート内のコミュニティ、又は、フロントデスク、ドアマン若しくは警備員を通じて競技者に接触できるような場所にいる間でも、60分の時間枠を指定する権利がある。更に、競技者は、チーム活動に参加する時に、60分の時間枠を指定することもできる。しかし、いずれにせよ、指定された時間枠の間、指定された場所において、検査のためにアクセスできず対応できなかったということは、検査未了として扱われる。]

I.3.3 I.3.2 項の唯一の例外として、関連する四半期中に競技者が競技大会（主要競技大会機関により開催される競技大会を除く）で競技する予定の日程があり、かつ、競技者を検査対象者登録リストに含めたアンチ・ドーピング機関において、その日程に検査する際、検査のために競技者を探ることができる十分な情報を他の情報源から入手可能であると納得する場合には（その場合にのみ）、競技者を検査対象者登録リストに含めたアンチ・ドーピング機関は、かかる日程（「競技会日程」という）につき、60 分の時間枠を指定する I.3.2 項の要件を放棄できる。国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関各々が競技者を検査対象者登録リストに含める場合、競技会日程につきかかる要件を放棄するか否かについては、国際競技連盟の判断が優越する。競技会日程につき 60 分の時間枠を指定する要件が放棄され、競技者において、自己が競技会（時）に所在すると予測する一連の日を、居場所情報提出において特定した場合（そして、その結果、かかる一連の日については 60 分の時間枠を指定しなかった場合）、かつ、当該競技者が、かかる一連の日の最終日の前までに競技会において敗退し、競技会の残りの日についてはもはや競技会日程ではなくなった場合には、競技者は、居場所情報提出を更新し、I.3.2 項に特定される 60 分の時間枠を含む一定の日程に関する必要なすべての情報を提出しなければならない。

I.3.4 居場所情報提出を行うにあたり、四半期における所定の日に、居場所情報提出において競技者が特定した時間及び場所にて（居場所情報提出において指定された、その日における 60 分の時間枠を含むがこれに限られない。）、検査対象競技者の居場所をアンチ・ドーピング機関が特定することを可能にするために、居場所情報提出において義務づけられるすべての情報を競技者が正確かつ十分詳細に提出することは、競技者の責務である。更に、より具体的には、当該競技者は、DCO が当該場所を探し出し、当該場所にアクセスし、そして、当該場所において競技者を見つけることを可能にするだけの十分な情報を提出しなければならない。これに違反することは、提出義務違反、及び／又は（状況次第では）世界規程第 2.3 項における検体採取の回避、及び／又は、世界規程第 2.5 項のドーピング・コントロールに不当な改変を施し、又は不当な改変を企てることとして、追及される。いずれにせよ、アンチ・ドーピング機関は、競技者に対する特定対象検査を検討するものとする。

[I.3.4 の解説：例えば、「黒い森（シュバルツバルト）においてランニングを行う」といった申告だけでは不十分であり、提出義務違反の結果を招来するおそれがある。同様に、DCO がアクセスすることのできない場所（例えば、「立入禁止」建物又は地域）を指定することも、提出義務違反の結果となるおそれがある。アンチ・ドーピング機関は、居場所情報提出それ自体から情報が不十分であったと認定することもできるし、又は、競技者を検査することを試みたが居場所を特定できなかった場合に初めてその居場所情報が不十分であったと認定することもできる。いずれにせよ、かかる事案は、明らかな提出義務違反、（状況次第では）世界規程第 2.3 項における検

体採取の回避、及び／又は、世界規程第 2.5 項におけるドーピング・コントロールに不当な改変を施し又は不当な改変を企てることとして、追及すべきである。

競技者が、次期四半期中における自身の居場所を正確には把握できない場合、当該競技者は、関連する時刻において想定される所在に基づき、最善の居場所情報を提出しなければならない。I.3.5 項に従い、必要とされる場合には、当該情報を更新しなければならない。]

I.3.5 状況が変化して、居場所情報提出における情報が、I.3.4 項で要請されるとおりの、もはや正確性又は完全性をなくした場合、競技者は、提出情報が再び正確で完全なものとなるように更新情報を提出しなければならない。特に、競技者は、対象の四半期におけるどの日についても、(a) I.3.2 項で特定された 60 分の時間枠の時刻又は場所について、及び／又は、(b) 競技者が宿泊する場所について、その変更を反映させるべく 居場所情報提出を常に更新しなければならない。競技者は、状況が変化次第できる限り速やかに、又、いずれにせよ当該日につき 居場所情報提出で特定された 60 分の時間枠に先立ち、居場所情報を更新しなければならない。これに違反することは、提出義務違反、(状況次第では) 世界規程第 2.3 項における検体採取の回避、及び／又は、世界規程第 2.5 項のドーピング・コントロールに不当な改変を施し又は不当な改変を企てることとして、追及される。いずれにせよ、アンチ・ドーピング機関は、当該競技者に対する 特定対象検査を検討するものとする。

[I.3.5 の解説：競技者の 居場所情報提出を収集するアンチ・ドーピング機関は、当該更新の提出を促進するための適切な方法（例えば、電話、ファクシミリ、インターネット、電子メール、SMS）を提供するべきである。

競技者に対する検査権限を有する各アンチ・ドーピング機関においては、競技者の 居場所情報提出を基に競技者から検体を採取しようとする前に、競技者により居場所情報の更新が提出されているかを確実に確認する責務がある。但し、疑義を避けるために付言するに、ある特定の日において元々の 60 分の時間枠の直前に 60 分時間枠を更新した場合でも、その元々の時間枠で検査のために当該競技者の居場所を特定できるのであれば、元々の 60 分時間枠で検査を受けなければならない。]

I.3.6 競技者は、結果管理機関が以下の事項のすべてを立証できた場合に限り、提出義務違反を行ったものと認定される：

- a. 競技者に対して、以下のことが正式に通知されたこと
  - (i) 当該競技者が 検査対象者登録リストに含まれることについて指名されたこと、(ii) その結果として、居場所情報提出を行うことが義務づけられること、及び (iii) 当該要件の 不遵守に対する 措置；

- b. 競技者が期限までに当該要件に従わなかったこと；

[I.3.6(b)の解説：競技者は、次のいずれかの状況においては、居場所情報提出を行う要件を遵守していないこととなる：

(i) 当該競技者がいかなる提出も行わないか、若しくは、I.3.5 項の要件どおりに提出の更新を行わないとき；

(ii) 当該競技者が提出若しくは更新を行ったが、必要な情報のすべてが提出若しくは更新に含まれていない場合（例えば、当該競技者が次期四半期のそれぞれの日若しくは更新の対象となったそれぞれの日における宿泊予定の場所を含めておらず、又は、当該四半期において、若しくは更新の対象となる期間における日常生活につき申告しないこと。）； 又は

(iii) 当該競技者が、アンチ・ドーピング機関が検査のために当該競技者の居場所を特定するためには不正確な情報（例えば、実在しない住所）若しくは不十分な情報（例えば、「黒い森（ドイツ・シュバルツバルト地方）でのランニング」）を含める場合。]

- c. （同一の四半期における 2 回目又は 3 回目の提出義務違反の場合）当該競技者が、I.5.2(d) 項に従い、前回の提出義務違反について通知を受けたこと、及び、（是正されなければ更なる提出義務違反につながるであろう居場所情報提出における不備が、かかる提出義務違反により明らかになった場合）、かかる通知の中で、更なる提出義務違反を回避するには、当該通知において指定された期限（通知受領後 24 時間経過以降、通知受領月の月末）までに義務づけられた居場所情報提出（又はその更新）をしなければならぬと助言されたが、当該通知にて特定された期限までに提出義務違反を是正しなかったこと；並びに

[I.3.6(c)の解説：この要件の目的は、当該競技者に、四半期における初回の提出義務違反についての通知を与え、当該四半期において、競技者が更なる提出義務違反を追及される前に、更なる提出義務違反を回避する機会を与えることにある。但し、これは要請されることのすべてである。特に、競技者に対する 2 回目の提出義務違反が追及される前に、初回の提出義務違反について結果の管理の手續が完了される必要はない。]

- d. 競技者による不遵守が少なくとも過失に該当したこと。上記との関係において、競技者は、当該競技者が要件につき通知を受けたにも拘らず、これを遵守しなかったという証拠に基づき、過失により履行を怠ったことが推定される。この推定に対しては、当該競技者が、自らの側にはかかる不履行を引き起こした、又はその要因となった過失行為が何ら存在しないことを立証することによってのみ、反証が可能である。

## I.4 検査への対応 (Availability for Testing)

I.4.1 世界規程第 5.2 項は、すべての競技者は、検査管轄を有するアンチ・ドーピング機関からの要請に従い、いかなる時又は場所においても検査に出頭しなければならないと定めるが、それに加えて、検査対象者登録リストに登録されている競技者は、当該競技者の居場所情報提出における当該日に指定した 60 分の時間枠において、かつ、当該競技者が当該居場所情報提出において当該時間枠について指定した居場所において、確実に検査に出頭し、かつ応じなければならない。かかる要件の不遵守は、明らかな検査未了として追及されるものとする。競技者がかかる時間枠に検査された場合、当該競技者は、検体採取が 60 分より長くかかったとしても、検体採取が完了するまで、DCO のもとに残らなければならない。この義務の不履行は、明らかな世界規程第 2.3 項違反（検体の採取の拒否又は不履行）として追及されるものとする。

[I.4.1 の解説：検査がごまかす行為を抑止し及び検出するのに効果的であるために、可能な限り検査のタイミングを予期させないものとすべきである。したがって、60 分の時間枠の背景としての意図は、検査期間を当該時間枠内に制限することや、「原則的な」検査期間を設定することではなく、むしろ：

- a. 競技者に対する検査の試みの失敗が、検査未了として扱われる時期を明確にすること；
- b. 少なくとも 1 日に 1 回、競技者の居場所が特定され、かつ、検体が採取されることを保証すること（このことは、ドーピング行為を抑止し、又は少なくとも、ドーピング行為をすることをはるかに難しくするはずである。）；
- c. 当該競技者により提出されるその他の居場所情報に関する信頼性を高め、アンチ・ドーピング機関が 60 分の時間枠外における検査において当該競技者の居場所を特定することを支援すること。60 分の時間枠は、競技者を特定の日ににおいて特定の場所に「固定する」ものである。その日における当該競技者の宿泊場所、トレーニング場所、競技会場、及びその他に「日常」生活を行う場所について当該競技者が提出しなければならない情報と組み合わせることによって、アンチ・ドーピング機関は、60 分の時間枠外における検査のために当該競技者の居場所を特定することが可能となるはずである。

並びに

- d. 例えば、競技者が常に時間枠と時間枠の間隔を大きく空けて指定しているか否か、及び／又は時間枠若しくは場所を直前になって更新することがあるか否か、などの有益なアンチ・ドーピングのインテリジェンスを生み出すこと。当該インテリジェンスは、当該競技者に対する特定対象検査の基礎資料として依拠することができる。]

I.4.2 競技者に対する公正性を確保するため、居場所情報提出にて特定された 60 分の時間枠のひとつにおいて競技者を検査しようと試みたが、その試みが失敗した場合で、居場所情報提出に

て特定された 60 分の時間枠において、(同一又は別のアンチ・ドーピング機関により)更に続けて検査の試みが失敗した場合には、当該競技者が I.5.2(d) 項に従い、当初の失敗した試みについての通知を受領した後にかかる更なる検査の試みが行われた場合に限り、かかる更なる検査の試みの失敗は、当該競技者に対して検査未了として扱われる (又は、提出情報が不十分だったため時間枠において競技者を特定することができなかったことを理由に試みが失敗した場合には、提出義務違反として扱われる)。

[I.4.2 の解説：この要件の目的は、競技者が更なる検査未了を追及される前に、検査未了の通知を与えることにある。但し、これは要請されることのすべてである。特に、競技者に対する 2 回目の検査未了が追及される前に、初回の検査未了について結果の管理の手続が完了される必要はない。]

I.4.3 競技者は、結果管理機関が、以下に掲げるすべての事項を証明できる場合に限り、検査未了を行ったと認定される。

- a. 競技者が、検査対象者登録リストに含まれる対象として指名されたという通知を受けた場合において、居場所情報提出で指定された 60 分の時間枠中に、当該時間枠について指定された場所における検査に応じられなかったときは、競技者が検査未了の責任を負う旨を告知されたこと。
- b. DCO が、四半期におけるいずれかの日に、当該日に関する競技者の居場所情報提出において指定された 60 分の時間枠の間に、当該時間枠について指定された場所を訪れたことによって、競技者に対して検査を試みたこと。

[I.4.3(b) の解説：競技者が 60 分の時間枠の開始時において検査に応じられなかったが、当該 60 分の時間枠内においてその後検査に応じられるようになった場合、DCO は検体を採取すべきであり、当該試みを検査の試みの失敗として処理すべきではないが、DCO のミッション・レポートに、当該競技者の 60 分枠での対応における遅延の全詳細を含めなければならない。この種の行動類型のいずれも、世界規程第 2.3 項に基づく検体採取の回避のアンチ・ドーピング規則違反又は世界規程第 2.5 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の可能性があるととして、ドーピング調査が行われるべきである。この種の行動類型はいずれも、競技者に対する特定対象検査を促す可能性もある。

競技者が、該当日の 60 分の時間枠において指定された場所に関して、指定された当該時間枠の間に検査に応じられない場合、その後同日の内に当該競技者の居場所が特定され、検体が成功裏に採取されたとしても、検査未了としての責任を負う。]

- c. 指定された 60 分の時間枠の間、DCO が、競技者に対して検査の事前通告を行うこと以外に、競技者の居場所を特定するために、当該状況の下で（すなわち、当該場所の性質に鑑みて）合理的と思われる行動をとったこと。

[I.4.3(c)の解説：DCOが一度 60 分の時間枠について指定された場所に到着したが、競技者の居場所を直ちに特定することができなかった場合、DCOは、当該 60 分の時間枠においてどの程度時間が残存しているかに拘らず当該場所に残留すべきであり、かつ、残存時間中、当該 DCO は、当該状況の下で、競技者の居場所を特定するために合理的な行動をとるべきである。かかる状況において何が合理的か否かを決定するガイダンスとして、WADA の「効果的な検査プログラムの実施に関するガイドライン」(WADA's Guidelines for Implementing an Effective Testing Program)を参照のこと。

DCOの合理的な努力にもかかわらず、競技者の居場所が特定されない場合で、60 分の時間枠において 5 分しか残っていない場合、DCOは、当該競技者が指定された場所にいるか否かを確認するため、(競技者が居場所情報提出において電話番号を提出していた場合)最終手段として、当該競技者に電話をすることができる(但し、電話をしなければならないわけではない)。当該競技者が電話に応答し、直ちに行う(すなわち、60 分の時間枠の中で)検査のための場所にて検査に対応可能な場合(又は、そのすぐ近辺にいる場合)、DCOは競技者を待つべきであり、通常とおり当該競技者から検体を採取すべきである。しかし、DCOは、更なるドーピング調査を行うべきか否かを判断できるように、すべての状況を注意深く記録すべきでもある。特に、DCOは、電話での通話と検体採取との間の時間に、競技者の尿又は血液に、不当な改変又は操作が行われたかもしれないことを示唆する事実についてはすべて記録すべきである。競技者が DCOからの電話には応答したものの、指定された場所又はすぐ近辺にはおらず、そのため 60 分の時間枠の中において検査に対応できない場合、DCOは、試みの失敗に関する報告を行うべきである。

電話をかけることは、義務ではなく裁量的なものであり、検体採取機関の絶対的な裁量に完全に任されていることから、電話をかけたか否かの証拠は、検査未了成立のための要件とはならず、電話をかけなかったことは、競技者に対して、検査未了の主張に対する抗弁を与えるものではない。]

- d. 1.4.2 項の定めが該当しないか又は(該当する場合には)その定めを満たすこと、並びに
- e. 指定された 60 分の時間枠の間に、指定された場所において競技者が検査に応じなかったことにつき、少なくとも過失があったこと。上記との関係において、競技者は、第 1.4.3(a) 項から 1.4.3(d) 項に規定された事項が証明された場合には、当該過失があったものと推定される。この推定に対しては、(i) 当該時間枠の間、当該場所において検査に応じなかったこと、及び、(ii) 関連日における、指定された 60 分の時間枠の間において、代わりに検査に応じることのできる別の場所を通知

するための直近の居場所情報提出の更新を怠ったことについて、自らの側にはかかる不履行を引き起こした又はその一因となった過失行為が何ら存在しないことを当該競技者が立証することによってのみ反証が可能である。

## 1.5 結果の管理 (Results Management)

1.5.1 世界規程第 7.1.2 項及び第 7.6 項に従い、潜在的な居場所情報関連義務違反との関係において、結果管理機関は、対象の競技者の居場所情報提出先の国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関とする。

[1.5.1 の解説：競技者の居場所情報提出を受領した（そのため、居場所情報との関係では当該競技者の結果管理機関となる）アンチ・ドーピング機関が、一回目又は二回目の居場所情報関連義務違反を記録した後に、当該競技者を検査対象者登録リストから除外したが、当該競技者が他のアンチ・ドーピング機関の検査対象者登録リストに残る場合（又は登録される場合）において、その他のアンチ・ドーピング機関が当該競技者から居場所情報提出の受領を開始したときには、そのアンチ・ドーピング機関が、当該競技者によるすべての居場所情報関連義務違反（最初のアンチ・ドーピング機関に記録されたものを含む）に対して、結果管理機関となる。この場合、最初のアンチ・ドーピング機関は、第二のアンチ・ドーピング機関が更なる居場所情報関連義務違反を記録した場合に、第二のアンチ・ドーピング機関が世界規程第 2.4 項違反として 1.5.4 項に従い競技者に対する手続を行うにあたり必要なすべての情報を取得できるよう、最初のアンチ・ドーピング機関が記録した関連期間における居場所情報関連義務違反に関するすべての情報を、第二のアンチ・ドーピング機関に対して提供するものとする。]

1.5.2 居場所情報関連義務違反が生じたものと思われる場合、結果の管理手続は、次のとおりとする。

- a. 競技者を検査する試みにおいて居場所情報関連義務違反が明らかになった場合、検査管轄機関は、DCO から試みの失敗に関する報告を取得するものとする。検査管轄機関が結果管理機関と異なる場合、検査管轄機関は、試みの失敗に関する報告を遅滞無く結果管理機関に提出し、その後結果管理機関が明白な居場所情報関連義務違反に関する情報を DCO から必要に応じて取得できるよう支援するものとする。
- b. 結果管理機関は、1.3.6 項（提出義務違反の場合）又は 1.4.3 項（検査未了の場合）のすべての要件が満たされているか決定するため、ファイル（DCO による試みの

失敗に関する報告を含む)を検討するものとする。検査結果機関は、上記の作業につき支援する第三者(例えば、提出義務違反を明らかにした又は検査未了につながる検査の試みを行った DCO)から必要に応じて情報を収集するものとする。

[1.5.2(b)の解説: WADAの「結果管理、聴聞会及び決定ガイドライン」(WADA's Results Management, Hearings and Decisions Guidelines)は、どのような釈明が、明白な提出義務違反又は検査未了の弁解となりうるか、又はならないかに関するガイダンスを含む。]

- c. 結果管理機関において、関連要件のいずれかが満たされておらず、居場所情報関連義務違反が認定されるべきでないと結論づけた場合、かかる決定の理由とともに、WADA、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関(適用される方)又は居場所情報関連義務違反を明らかにしたアンチ・ドーピング機関に対し、その旨を通知するものとする。これらの各機関は、世界規程第13条に従い、かかる決定に対する不服申立てをする権利を有する。
  
- d. 結果管理機関において、関連要件のすべてが満たされたと結論づけた場合、明白な居場所情報関連義務違反の日から14日以内に、競技者に対して通知するものとする。当該通知には、競技者が意見を述べられるように、明白な居場所情報関連義務違反の詳細を十分に含むものとし、又、応答をするための合理的な期限の設定を含むものとし、居場所情報関連義務違反につき認めるか否か、認めない場合にはその理由は何かを示すよう指示するものとする。当該通知では、競技者に対して、12ヶ月の期間に3回の居場所情報関連義務違反が生じると世界規程第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反になること、及び、競技者が過去12ヶ月間に別の居場所情報関連義務違反を行っていたか否かについての言及もすべきである。提出義務違反の場合、当該通知では、更なる提出義務違反を避けるためには通知で特定された期限(通知受領後24時間を超える期限で、かつ、通知受領月の末日を超えない期限)までに不足している居場所情報を提出しなければならないことを含むものとする。
  
- e. 競技者が特定された期限までに回答をしなかった場合、結果管理機関は、居場所情報関連義務違反について競技者に対して通知をした旨を記録するものとする。期限までに競技者が回答をした場合、結果管理機関は、競技者からの回答により、居場所情報関連義務違反を記録するためのすべての要件が満たされたという原決定を修正するか否かを検討するものとする。

- i. その場合、かかる決定の理由とともに、WADA、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関（適用される方）又は居場所情報関連義務違反を明らかにしたアンチ・ドーピング機関に対し、その旨を通知するものとする。これらの各機関は、世界規程第 13 条に従い、かかる決定に対する不服申立てをする権利を有する。
  - ii. そうでない場合、（理由とともに）競技者にその旨を通知し、競技者がかかる決定に対する審査手続を要請するための合理的な期限を定めるものとする。試みの失敗に関する報告は、手続のより早い段階で競技者に提出されなかった場合には、この時点で競技者に提出されるべきである。
- f. 競技者が特定された期限までに審査手続を要請しない場合、結果管理機関は、競技者に通知された居場所情報関連義務違反を記録するものとする。競技者が、期限までに審査手続を要請した場合、書面のみを基にし、明白な居場所情報関連義務違反の評価に関与したことの無い者一名又は二名により、審査を行うものとする。審査手続の目的は、居場所情報関連義務違反を記録するための関連要件すべてが満たされたか否かを新たに決定することにある。
- g. 審査手続を経て、居場所情報関連義務違反を記録するための関連要件のすべてが満たされたものではないという結論になった場合、結果管理機関は、理由とともに、WADA、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関（適用される方）又は居場所情報関連義務違反を明らかにしたアンチ・ドーピング機関に対し、その旨を通知するものとする。これらの各機関は、世界規程第 13 条に従い、かかる決定に対する不服申立てをする権利を有する。他方、居場所情報関連義務違反を記録するための関連要件のすべてが満たされたという結論になった場合、結果管理機関は、競技者にその旨を通知し、当該競技者に対して通知された居場所情報関連義務違反を記録するものとする。

I.5.3 結果管理機関は、競技者に対する居場所情報関連義務違反を記録する決定については、WADA 及びすべての関連するアンチ・ドーピング機関に対して、秘密を保持して、ADAMS 又は WADA に承認されたその他のシステムを通じて、報告するものとする。

[I.5.3 の解説：誤解を避けるために言及すると、結果管理機関は、（検査計画目的のため等）適切であると考えた場合、結果の管理手続のより早い段階において、明白な居場所情報関連義務違反について他の関連するアンチ・ドーピング機関に対し（厳秘扱いで）通知する権限がある。更に、アンチ・ドーピング機関は、自己の活動に関する一般的な統計的報告書を発行して、自己の管轄

下の競技者の特定の期間の居場所情報関連義務違反総数を一般的な形で開示することができる。但し、関連する競技者の身元が明らかになるおそれのある情報については、一切公開しないものとする。アンチ・ドーピング機関は、世界規程第2.4項の手続前に、特定の競技者について居場所情報関連義務違反の記録が存在するか（若しくは存在しないか）（又は特定の競技につき競技者に対する居場所情報関連義務違反が存在しているか（若しくは存在していないか）を一般開示すべきではない。]

I.5.4 競技者がいずれかの12ヶ月の期間内に3回の居場所情報関連義務違反を行ったことが記録された場合、結果管理機関は、当該競技者に対して、世界規程第2.4項違反である旨主張して、競技者に対する手続を開始するものとする。結果管理機関が、いずれかの12ヶ月の期間内における競技者の3回目の居場所情報関連義務違反の通知をWADAが受領した日から30日以内に、競技者に対する手続を進めなかった場合、世界規程第13.2項に定める不服申立ての権利との関係では、結果管理機関はアンチ・ドーピング規則違反が行われていない旨決定したものとみなされる。

I.5.5 世界規程第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張された競技者は、当該主張が世界規程第8条に従い、十分な証拠に基づく聴聞会において決定される権利を有するものとする。聴聞パネルは、結果の管理手続の過程において下された、居場所情報関連義務違反その他につきなされた釈明が十分なものか否かに関する決定には拘束されないものとする。その代わり、聴聞パネルが十分満足するよう、疑惑がかかった各居場所情報関連義務違反についてすべての要件に該当する事実を立証する責任は、手続を行うアンチ・ドーピング機関にあるものとする。聴聞パネルが、1回目（又は2回目）の居場所情報関連義務違反の疑いが要求される証明の程度に達したが、3回目の居場所情報関連義務違反の疑いについてはかかる証明の程度に達していなかったと判断する場合、世界規程第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反が生じたとは判断されないものとする。しかし、競技者がその後関連する12ヶ月の期間のうちの一つ（又は二つ）の更なる居場所情報関連義務違反を行った場合、（世界規程第3.2.3項に従い）前回の手続において聴聞パネルが満足する程度に立証された居場所情報関連義務違反と、その後に競技者が行った居場所情報関連義務違反とを合算して新たな手続を開始することができる。

[I.5.5の解説：第I.5.5項の規定は、結果の管理手続の初期の段階において提示することが可能であったにもかかわらず提示されなかったことを理由として、聴聞会において、競技者のために提起される異議に対するアンチ・ドーピング機関の反論を妨げることを意図するものではない。]

I.5.6 競技者が世界規程第 2.4 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の認定は、次の措置をもたらす。

(a) 世界規程第 10.3.2 項（1 回目の違反）又は同第 10.7 項（2 回目の違反）に従った資格停止期間の賦課、並びに

(b) （公正性の観点から別段の措置を要する場合を除き）世界規程第 10.8 項に従い、世界規程第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反の日から暫定的資格停止又は資格停止の期間の開始日までの、獲得されたメダル、得点及び褒賞の剥奪を含むすべての措置を伴う、競技者が獲得したすべての個人の成績の失効。

当該目的との関係において、アンチ・ドーピング規則違反は、聴聞パネルによって 3 回目の居場所情報関連義務違反が行われたと判断された日に生じたとみなされるものとする。個人の競技者による世界規程第 2.4 項のいずれかのアンチ・ドーピング規則違反が、当該期間中に当該競技者が競技を行ったチームの結果に対して与える影響については、世界規程第 11 条に従い決定されるものとする。

## I.6 居場所情報に関する責任 (Whereabouts Responsibilities)

I.6.1 本付属書 I のいずれの定めにも拘らず、以下のとおりとする：

- a. 国際競技連盟は、本付属書 I の定めにおける国際競技連盟の居場所情報に関する責任の一部又は全部を、国内アンチ・ドーピング機関に対して委譲することについて、提案し、国内アンチ・ドーピング機関はこれを了承することができる；
- b. 国際競技連盟は、本付属書 I の定めにおける自身の居場所情報に関する責任の一部又は全部を、競技者の国内競技連盟に委譲することができる；又は、
- c. 国内アンチ・ドーピング機関は、本付属書 I の定めにおける自身の居場所情報に関する責任の一部又は全部を、競技者の国内競技連盟又は該当する競技者に対する権限を有するその他のアンチ・ドーピング機関に対して委譲することができる；
- d. 適切な国内アンチ・ドーピング機関が存在しない場合、国内オリンピック委員会が、本付属書 I に定める国内アンチ・ドーピング機関の居場所情報に関する責任を引き受けるものとする；そして
- e. 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関（いずれか適用される方）が本付属書 I の定める居場所情報に関する責任の一部又は全部を履行しないと WADA において判断する場合、WADA は、本付属書 I における居場所情報に関する責任の一部又は全部を他の適切なアンチ・ドーピング機関に委譲することができる。

I.6.2 国内競技連盟は、国際競技連盟及び／又は国内アンチ・ドーピング機関（いずれか適用される方）が当該国内競技連盟の傘下にある競技者から居場所情報提出を収集すること（当該目的のために自身の規則に特別な定めを設けることを含むが、これに限られない）を支援する最大限の努力をしなければならない。

I.6.3 競技者は、自己の居場所情報提出（及び／又はその更新）を、コーチ、マネージャー又は国内競技連盟などの第三者が委任に同意する限り、それらの第三者に委任することができる。競技者の居場所情報提出を収集する責任を有するアンチ・ドーピング機関は、その委任が合意される場合には、当該競技者と委任を受けた第三者が署名して委任を合意したことを示す書面の通知を提出するよう要求できる。

[I.6.3の解説：例えば、チームで競技及び／又はトレーニングが行われるチームスポーツ又は他の競技の競技者は、チームに対して居場所情報提出を委任でき、具体的にはコーチ、マネージャー又は国内競技連盟に対して、委任をすることができる。実際、かかる競技の競技者は、利便上及び効率のため、チーム活動の期間に関してだけでなく、当該競技者がチームと行動を共にしない期間においても、当該チームが同意した場合に限り、競技者が所属するチームに対して居場所情報提出を行うことを委任できる。当該状況において、競技者は、対象期間についての当該競技者個人の居場所に関する情報をチームに対して提出し、チーム活動に関連してチームが提出する情報を補完する必要がある。]

I.6.4 しかし、チームスポーツにおける競技者の場合を含め、すべての場合において、以下のとおりである。

- a. 検査対象者登録リスト上の競技者が、居場所情報提出を自ら行う場合であれ、第三者に対して委任する場合であれ、検査対象者登録リスト上の競技者が、正確かつ完全な居場所情報提出を行うことにつき、常に究極的に責任を負う。提出義務違反の主張に対しては、競技者が第三者にかかる責任を委任して、かかる第三者が適用要件を遵守しなかったという主張は、抗弁にならない。
- b. 各競技者は、自己が居場所情報提出において申告した居場所情報において検査を受けられることを確実にすることにつき、常に個人的に責任を負う。検査未了の主張に対しては、競技者が関係する期間に関して居場所情報を提出する責任を第三者に委任して、かかる第三者が正しい居場所情報を提出しなかった又は過去に提出した情報を更新しなかったために、該当の日についての居場所情報提出における居場所情報が最新で正確であることを確保できなかったという主張は、抗弁にならない。

[I.6.4 の解説：例えば、チーム関係者がチーム活動に関して誤った情報を提出し、又は、チーム活動の詳細にその後変更があったにも拘わらず以前提出した情報を更新しなかったことを原因として、特定のチーム活動の中で指定された 60 分の時間枠中における競技者に対する検査の試みが失敗した場合、当該チームは、当該失敗に関する国際競技連盟の該当規則に基づき制裁を受ける責任を負うことがありうるが、競技者自身については、居場所情報関連義務違反について責任を負う。競技者が、自己が所属するチームによって申告された場所で、検査に応じなかった場合において、競技者がその責任を当該チームに負わせることができるならば、結局、競技者は検査のための居場所情報に関する責任から逃れることができなくなるため、上記の取扱いには理由がある。当然ながら、当該チームは、居場所情報提出の正確性を確保し、また、競技者の側で居場所情報関連義務違反を回避することについて、当該競技者と同一の利害関係を有する。]

## 付属文書 J – 競技大会検査 (Event Testing)

J.1 世界規程 5.3.2 項において言及されたとおり、本付属文書は、アンチ・ドーピング機関が、競技大会の所轄組織との間で検査に関する合意が成立しなかった場合に、競技大会において検査を実行することの許可を求める要請をした際に、WADA において検討する場合の手続を定めるものである。

J.2 かかる要請を検討する際の WADA の狙いは、各アンチ・ドーピング機関の責任が適切に管理され、競技者にとって運営上の妨害や嫌がらせが生じないよう、アンチ・ドーピング機関の各々の検査プログラムの効率性を最大にするために、異なるアンチ・ドーピング機関間の協調と調整を推進することにある。

J.3 世界規程 5.3.2 項に従い競技大会における検査を主導し指揮する責任はないが、かかる競技大会における検査を実行することを希望するアンチ・ドーピング機関は、WADA に連絡する前に、競技大会の所轄組織に対して、理由を十分に記した書面において、許可を要請するものとする。

J.4 かかる要請は、遅くとも競技大会の開始の 35 日前までに（すなわち、当該競技の責任母体である国際競技連盟の規則で定義された競技会（時）の期間の開始 35 日前）、当該所轄組織に送付されるものとする。

J.5 所轄組織が拒否するか又は要請受領後 7 日以内に応答しない場合、要請をしたアンチ・ドーピング機関は、（所轄組織に対して写しを送付しつつ）WADA に対して、十分な理由、状況の明確な説明、及び、所轄組織と当該アンチ・ドーピング機関との間のすべての関連する通信記録とともに、書面での要請を提出することができる。当該要請は、遅くとも競技大会開始の 21 日前までに、WADA によって受領されなければならない。

J.6 かかる要請を受領した場合、WADA は、所轄組織に対して、その要請についての見解及び拒否の根拠について、速やかに所轄組織に問い合わせを行う。所轄組織は、WADA からの問い合わせの受領から 7 日以内に WADA に対する回答を送付するものとする。

J.7 所轄組織からの回答を WADA が受領した場合、又は、7 日以内に所轄組織から回答がなされなかった場合、WADA は更なる 7 日以内に、理由付の決定を行う。WADA は、かかる決定を行うにあたり、他の事項に加えて、以下の事項についても検討する：

- a) 競技大会のために計画された検査の数と種類を含む、競技大会の検査配分計画；
- b) 収集された検体が分析される禁止物質の項目；
- c) 当該競技に適用されるアンチ・ドーピング・プログラムの全容；
- d) 要請したアンチ・ドーピング機関が競技大会で検査を行うことを許可する場合に生じうる、ロジスティックスに関する論点；
- e) 要請したアンチ・ドーピング機関及び／又はかかる検査を拒否した所轄組織が提出したその他の根拠；並びに
- f) WADA が関連すると考えるその他の入手可能な一切の情報。

J.8 要請したアンチ・ドーピング機関からの要請の場合であれ、WADA からの提案の場合であれ、WADA が、競技大会での検査を許可すべきであると決定する場合、WADA においては、その状況下で現実的ではない及び／又は適切ではないと判断しない限り、所轄組織に対して競技大会における検査を行う余地を残すことができる。

## 付属文書 K – ABP 血液検体の採取、保存及び搬送 (Collection, Storage and Transport of Blood ABP Samples)

### K.1 目的 (Objective)

アスリート・バイオロジカル・パスポートプログラムの枠組みの範囲内で、個人の競技者の血液変移との関係で利用されることを予定して、かかる利用のために適切である方法で競技者の血液検体を採取すること。

### K.2 要件 (Requirements)

K.2.1 トレーニング又は競技会後に採取が行われる場合には、当該活動後 2 時間以内に検査が行われなければならないようにするために、検査計画では、競技者の居場所情報を考慮するものとする。競技者が、自己が検査対象として抽出されたことについて通告される前の 2 時間以内にトレーニング又は競技をしていた場合には、DCO 又はその他の指名された検体採取要員は、当該 2 時間の時間が経過するまでの間、競技者に付き添うものとする。

トレーニング又は競技会から 2 時間以内に検体が採取された場合には、運動の性質、期間及び強度の情報は、APMU 及びエキスパートに知らされるようにするために、DCO によって記録されるものとする。

K.2.2 *ABP* の枠組みの中では 1 つの血液検体で足りるものの、全血における禁止物質及び禁止方法の分析（例えば、同種血輸血 (HBT) 及び / 又は赤血球新生刺激物質 (ESA) の検知) が事後に行われる可能性に備え、追加で B 検体を採取することが推奨される。

競技会外検査について、インテリジェンスを活用した特定の検査戦略において別途正当化されない限り、ESA の分析検査を可能とするために、A 及び B 尿検体は血液検体と共に採取されなければならない。

[解説 : WADA の血液検体採取ガイドラインは、これらのプロトコルを反映し、*ABP* 検査を「伝統的」検査活動に統合することに関する実務的な情報を含んでいる。特定の検査類型を組み合わせる場合 (i.e. *ABP*+ 成長ホルモン (*GH*), *ABP*+*HBT*, etc.) においてどの輸送のためのタイムラインが適切か、及びど

の検体の類型が同時搬送に適しているかを明記した表が、血液検体採取のためのガイドラインに含まれている。]

K.2.3 検体は、当該検体が採取場所で遅滞なく分析される場合を除き、当該検体の採取から分析までの間、冷蔵されなければならない。保管手続は、DCO の責任である。

保管及び搬送器具は、保管の間、血液検体を低温の状態に維持できるものでなければならない。全血検体はいかなる時においても凍結させられてはならない。DCO は、保管及び搬送器具を選択するに当たり、器具の保管時間、保管される検体の数、及び支配的な環境条件（高温又は低温）を考慮するものとする。保管器具とは、以下のものである。

- a) 冷蔵庫
- b) 断熱性の冷却ボックス、
- c) 定温バッグ、
- d) 下記において言及される性能を有する他の器具

K.2.4 検体が採取場所で遅滞なく分析される場合を除き、検体の採取から分析までの間、温度を記録するために、温度記録装置が使用されるものとする。温度記録装置は、以下のことができるものとする。

- a) 少なくとも1分間に1回、摂氏で温度を記録すること
- b) 標準時刻（GMT）で時刻を記録すること
- c) 1回の測定ごとに1行のテキスト形式で「YYYY-MM-DD HH:MM T」に続いて、温度の経過を記録すること
- d) 少なくとも6文字の固有のIDを有する

K.2.5 競技者がドーピング・コントロールのために抽出されたことが当該競技者に通告された後、及び、ドーピング・コントロール・プロセスにおける競技者の権利義務に関する DCO/BCO による説明の後、DCO/BCO は、競技者に対し、血液検体提出前に最低でも 10 分間、足を床につけて通常の腰掛けた体勢でいることを要請するものとする。

[解説：競技者は、検体採取前の 10 分間は、いかなる時も立ち上がってはならない。競技者を待合室で 10 分間着席させた上で、その後競技者を血液採取室へ呼ぶことは、認められない。]

K.2.6 DCO/BCO は、標準のドーピング・コントロール・フォームに加えて、入手可能な場合には ABP 補足書式を使用するものとする。ABP 用のドーピング・コントロール・フォームが入手不可能な場合でも、DCO/BCO は、標準のドーピング・コントロール・フォームを使用するものとする。ただ、かかる場合には、DCO / BCO は、以下の追加情報を収集し、これを関連書式又は補足報告書に記録した上で、競技者及び DCO / BCO が当該関連書式又は補足報告書に署名するものとする：

- a) 競技者が、血液検査の前 2 時間以内に、トレーニング又は競技会に参加していないことの確認。
- b) 競技者が、過去 2 週間以内に、海拔 1,500 メートルを超える高地でトレーニングし、競技をし、又は、居住したか。その場合又は疑義のある場合、競技者が滞在した場所の名前及び住所、並びに滞在期間を記録する。分かる場合には、推定高度も記入する。
- c) 競技者が過去 2 週間以内に、低酸素テント、マスクなどの高地トレーニングを利用したか。利用した場合には、器具の種類、使用方法（例えば、頻度、期間、強度など）に関してできる限り多くの情報を記録すること。
- d) 競技者が、過去 3 ヶ月以内に輸血を受けたか。過去 3 ヶ月以内に、事故、病気、又は、献血により、血液を喪失することがあったか。その推定失血量はどのくらいであったか。
- e) DCO / BCO は、競技者が血液採取の直前の 2 時間に置かれた、サウナなどの人工的な熱環境を含む極端な環境条件を、ドーピング・コントロール・フォームに記録する。

- f) 少なくとも3日間連続した、自転車競技のステージレースなどの高強度の持久系競技会の直後に検体が採取されたか。

K.2.7 DCO / BCO は、温度記録装置を起動させ、保管器具内に配置するものとする。検体採取前に温度を記録し始めることが重要である。

保管器具は、ドーピング・コントロール・ステーションに配置され、本 ISTI に従って適切に固定されるものとする。

K.2.8 DCO / BCO は、ISTI の E.4.6. 項に従って、検体採取用具を選択するよう、競技者に指示する。バキュティナ® (採血管) に予めラベルが貼られていない場合には、DCO / BCO は、採血する前に、バキュティナ® (採血管) に固有の検体番号を付すものとし、競技者は検体番号が一致していることを確認するものとする。

### K.3 検体採取手続 (The Sample Collection Procedure)

ABP を目的とする血液採取のための検体採取手続は、ISTI の E.4 項に定められた手続に適合するのに加え、さらに以下の追加要素にも適合しなければならない。

- a) BCO が、静脈穿刺及び採血を行うのに先立ち、10 分間以上の着席時間の経過を確保すること；
- b) BCO が、真空管が適量の血液で満たされたことを確保すること；並びに、
- c) 採血管への血流が終了した後、BCO は、採血管を支持器から外した上で、少なくとも3回採血管を静かに手で反転させ、採血管中の血液をなじませること

K.3.1 競技者及びDCO / BCO は、ドーピング・コントロール・フォーム及び、(該当する場合には)ABP 補足書式に署名する。

血液検体は、温度記録装置に隣接する保管器具の中で密閉され、保管される。

## K.4 搬送条件 (Transportation Requirements)

血液検体は、外部の気温の変化による経時劣化を防ぐため、時間が経過しても検体の完全性を維持するための器具に入れられて搬送されるものとする。

搬送手続は、DCO の責任である。搬送器具は、アンチ・ドーピング機関が承認した搬送方法を使用して安全な方法で搬送されるものとする。

K.4.1 血液安定性スコア (BSS) が 85 未満であり続ける限りは、ABP の血液モジュールで 사용되는検体の完全性は保証される。なお、BSS は以下のように計算される。

$$BSS=3*T+CAT$$

CAT は、採取から分析までに要した時間（時間単位）であり、T は、検体採取から分析までの間、温度記録装置により計測された平均気温（摂氏）である。

血液安定性スコア (BSS) の枠組み内で、所与の平均気温である T について、分析機関又は ABP のための WADA 承認分析機関への最大搬送時間（採取から受領までに要した時間（CRT）と呼ばれる）を推定するために、DCO / BCO により、次の表を使用することができる。

T[°C]	CRT[h]
15	35
12	41
10	46
9	48
8	50
7	53
6	55
5	58
4	60

DCO / BCO は、慎重な方法を採用し、検体採取場所から至近に位置する分析機関又は ABP のための WADA 承認分析機関に、検体を迅速に搬送するものとする。

K.4.2 DCO / BCO 又はその他の検体採取要員は、遅滞なく *ADAMS* に以下の事項を報告するものとする。

- a) ドーピング・コントロール・フォーム；
- b) *ABP* 補足書式、及び／又は関連書式若しくは補足報告書で収集された *ABP* に固有の追加情報；
- c) 検体管理の連鎖における、温度記録装置 ID（時間基準がないもの）及び標準時刻（GMT）における検査場所の時間帯

## 付属文書 L – アスリート・バイオロジカル・パスポートのための結果管理要件及び手続 (Results Management Requirements and Procedures for the Athlete Biological Passport)

### L.1 運営管理 (Administrative Management)

この結果管理に関する付属文書を通して言及されるアンチ・ドーピング機関 (ADO) は、パスポート管理機関のことである。本付属文書におけるすべての要件及び手続は、原則として、明示的に示され又は文脈上黙示される場合を除き、アスリート・バイオロジカル・パスポート (ABP) のあらゆるモジュールに適用される。

これらの手続は、アンチ・ドーピング機関のために、又は、その中で、アスリートパスポートマネージメントユニット (APMU) により、運営され、管理されるものとする。APMU は、プロフィールの初期確認を行い、適宜、アンチ・ドーピング機関への特定対象検査を推奨し、又は必要に応じエキスパートに照会する。生物学的データの管理及び伝達、APMU コメント並びにエキスパートの審査結果は、必要に応じて、さらなるパスポート検査を調整するために、ADAMS に記録され、パスポート管理機関により、当該競技者に対して検査管轄を有する他の ADO と共有されるものとする。ABP の管理及びコミュニケーションのための重要な要素は、最新の特定対象検査に関する推奨事項及びエキスパートの審査結果の要約を含む、競技者のパスポートの現在の状態の概観を提供する、ADAMS における APMU コメントである。

本付属文書は、競技者のパスポートの審査に関する段階的なアプローチについて規定している。

- a) 審査は、Adaptive Model を適用することにより開始する。
- b) アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告 (ATPF) の場合、又は、審査を行うことが他の理由により正当化されると APMU が判断した場合には、エキスパートは、最初の審査を実施し、当該時点で入手可能な情報に基づいて評価する。
- c) 最初の審査の結果、「ドーピングの可能性あり」と判断された場合には、パスポートは、最初の審査を実施したエキスパートを含む、3人のエキスパートによる審査に服する。
- d) 3人のエキスパートが「ドーピングの可能性あり」との旨同意した場合には、ABP 書類を作成することにより手続が継続する。

- e) ABP 書類を含む、当該段階で入手可能なすべての情報の審査の後においてもエキスパートの意見が維持された場合には、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告 (APF) は、APMU により、アンチ・ドーピング機関に報告される。
- f) 競技者は、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告 (APF) を通知され、釈明する機会を与えられる。
- g) 競技者による釈明の審査の後、エキスパートにおいて、当該競技者が禁止物質又は禁止方法を用いた可能性が非常に高いという全会一致の結論を維持する場合には、アンチ・ドーピング機関によりアンチ・ドーピング規則違反が競技者に対して主張され、規律手続が開始される (世界規程 7.5 項)。

[解説：ABP は、分析検査について、結果管理に類似した論理構造に従うものであり、(ABP 及び結果管理の) いずれのプロセスも、(アスリート・バイオロジカル・パスポートは世界規程 2.2 項に基づき、結果管理は世界規程 2.1 項に基づき) 潜在的なアンチ・ドーピング規則違反という結果に至る。ATPF と ABP との関係は、非定型報告と分析検査の関係と同様である；両者ともさらなるドーピング調査を要求する。同様に、APF と ABP との関係は、違反が疑われる分析報告と分析検査の関係と同様である。両者とも世界規程 7 条に従った結果管理を要求する]

## L.2 最初の審査段階 (Initial Review Phase)

### L.2.1 Adaptive Model による審査 (Review by the Adaptive Model)

ABP の生物学的マーカーは、Adaptive Model により、ADAMS で自動的に処理される。Adaptive Model は、ある個人が、通常の生理的状態の場合に一連のマーカーの値が入ると予想される範囲を示す。0.5 パーセンタイルから 99.5 パーセンタイルの範囲が 99% の範囲であり、99% の範囲外が異常値である (異常値は通常の生理的変動によるものである可能性が 100 分の 1 以下であるということの意味する)。99% の特異度で、血液の及びステロイドの ATPF が判定される。通常の範囲からの連続した逸脱 (連続した ATPF) の場合には、適用される範囲は、99.9% である (当該結果が通常の生理的変化による可能性が 1000 の 1 以下であるということの意味する。)

ATPF とは、ADAMS 内で Adaptive Model により生成された結果であり、通常の生理的状態であることを前提とした上で、マーカーの値が競技者の個人内変動の範囲外であるか、又はマーカーの値の長期的なプロファイルが予測範囲外であること (連続した逸脱) を示す。ATPF は、さらなる注意と審査が必要である。

APMU は、*ATPF* がない場合（以下の 2.2.3 を参照）にも、エキスパートにパスポートを提出することができる。

#### L.2.1.2 *ATPF* – 血液モジュール (*ATPF* – Steroidal Module)

血液モジュールについて、*ATPF* は、直近の検査のヘモグロビン濃度 (HGB) 及び／又は刺激指数オフスコア (OFFS) の値が、予測される個人内変動の範囲外となる場合に生じる。さらに、直近 20 回（まで）の有効な HGB 及び／又は OFFS の値から構成される長期的なプロファイルが Adaptive Model が定める範囲から逸脱する場合にも、*ATPF* として考慮される（連続した *ATPF*）。*ATPF* は、主要なマーカーである HGB 及び OFFS の値、又はそれらの一連の値に基づいて、Adaptive Model のみにより算出される。

#### L.2.1.3 *ATPF*– ステロイドモジュール (*ATPF* – Steroidal Module)

ステロイドモジュールに関しては、T/E、A/T、A/Etio、5  $\alpha$  Adiol/5  $\beta$  Adiol 又は、5  $\alpha$  Adiol/E の比率のうちの少なくとも 1 つの値が予測される個人内変動の範囲外となった場合に、*ATPF* が生じる。加えて、これら 5 つの比率のうち 1 つの直近 20 回（まで）の有効な値により構成される「長期的なステロイドプロファイル」が、Adaptive Model によって決定されるところに従い、予想される範囲から逸脱した場合には、非定型的なものと考えられる（連続する *ATPF*）。

「長期的なステロイドプロファイル」の場合には、非定型的に高い T/E 値に起因した *ATPF* では、TDEAAS (Technical Document of Endogenous Anabolic Androgenic Steroids) が定めるところに従い、ADAMS を通して、*ATPF* の確認手続要求通知 (*ATPF*-CPR) が出される。Adaptive Model により、「ステロイドプロファイル」の他の比率 (A/T、A/Etio、5  $\alpha$  Adiol/5  $\beta$  Adiol、5  $\alpha$  Adiol/E) について、*ATPF* と判断される場合には、APMU は、APMU コメントにおいて、又は適切な場合にはパスポート管理機関を通して、検体の確認手続に入るべきか否か、検査管轄機関に助言するものとする。

微生物による重大な変質の兆候を示した検体から生ずる比率、及び、TDEAAS が定めるところに従い、一方又は両方の濃度が分析機関により正確に測定されなかった比率は、Adaptive Model によって処理されてはならない。分析機関が、検体におけるグルクロニドエタノールの存在といったステロイドプロファイルの変化を別途引き起こす要因を報告する場合、APMU は、ステロイドプロファイルが引き続き Adaptive Model によって処理されるか否か、及び、検体の確認手続に入るべきか否かを評価するものとする。

#### L.2.1.4 WADA の ABP の要件からの乖離 (Departure from WADA ABP requirements)

検体採取、搬送及び分析が、WADA の ABP の要件に適合しない場合には、当該不適合により影響を受ける検体から取得された生物学的結果は、Adaptive Model の計算において考慮されてはならない（例えば、網状赤血球は影響されるが、ヘモグロビンは影響されない。）。

不適合により影響を受けない結果の部分は、なお、Adaptive Model の計算において考慮することができる。かかる場合には、APMU は、結果が採用されることを裏付ける具体的な説明を行うものとする。すべての場合において、検体は、競技者のパスポートに記録され続けるものとする。エキスパートは、不適合性の文脈においてその結果が有効に裏付けられる場合には、すべての結果をその結論に採用することができる。

#### L.2.2. 最初のエキスパート審査 (The Initial Expert Review)

ATPF を生じさせた、又は、審査を行うことが別途正当化されるパスポートは、ADAMS における匿名の審査のため、APMU により、エキスパート に送付されるものとする。これは、ADAMS における ATPF が生じた日から 7 営業日以内に行われるべきである。パスポート の審査は、（特定の競技者を名指しで言及せずに）匿名で、プロフィール及び既に入手可能となった他の基本情報（例えば、競技スケジュール）に基づいて行われるものとする。

エキスパート は、ステロイドモジュールについて 2.2.2 項に定める場合を除き、APMU 及びアンチ・ドーピング機関の組織外に置かれるものとする。

#### L.2.2.1 審査 – 血液モジュール (Review – Haematological Module)

血液モジュールにより ATPF が生じた場合、又は、当該審査が別途 APMU により要請された場合には、結果／プロフィールは、APMU に指名されたエキスパート により、審査されなければならない。

### L.2.2.2 審査－ステロイドモジュール (Review - Steroidal Module)

分析機関によって出された結果が非定型の高い T/E 値によって *ATPF* を示した場合には、検体は、GC-C-IRMS 分析を含む、確認手続を経ることとなる。GC-C-IRMS 確認手続の結果が陰性であるか、不確定的である場合には、APMU は、エキスパートの審査を求めるものとする。GC-C-IRMS 確認手続により、違反が疑われる分析報告 (AAF) が出された場合には、APMU 又はエキスパートの審査は必要とされない。

パスポートの初めてかつ固有の結果が（該当する場合には、陰性、又は、不確定的な IRMS 結果と共に）Adaptive Modelにより非定型として特定された場合、APMUは、最初のエキスパート審査を開始する前に検体の追加採取を推奨することができる。

結果が APMU に対して、A/T、A/Etio、5  $\alpha$  Adiol/5  $\beta$  Adiol、5  $\alpha$  Adiol/E の比率のいずれかによる *ATPF* を示した場合、APMU は、パスポートを評価し、ADAMS に APMU レポートを提供するものとする。

APMU が分析機関に関連付けられている場合、分析機関は、最初の外部エキスパートに取って代わることができ、ADAMS における APMU 報告を通じて、審査結果を提供する。

### L.2.2.3 *ATPF* がない場合の審査 (Review in the absence of an *ATPF*)

*ATPF* がない場合において、パスポートが審査を行うことを正当化する他の要素を含むときには、当該パスポートは、いずれのモジュールについても、エキスパート審査のために送付されることができる。これらの要素は以下のものを含むが、これらに限られない。

- a) Adaptive Model で考慮されなかったデータ
- b) マーカーの異常レベル及び／又は変異
- c) 血液パスポートの血液希釈の兆候
- d) 分析に対応する定量下限 (LOQ) を下回る、尿のステロイドレベル
- e) 問題となる競技者に関するインテリジェンス

上記で言及した状況において開始されたエキスパート審査は、*ATPF* に起因して開始されたエキスパート審査と、同じ結果に至る可能性がある。

### L.2.3 最初の審査の結果 (Consequences of the Initial Review)

最初の審査の結果に応じて、APMU は、以下の措置をとる。

エキスパートの評価	<u>APMU</u> の措置
正常：通常の生理的状態。	通常の検査パターンを継続する。
疑わしい <u>パスポート</u> ：さらなるデータが必要な場合。	特定対象検査を行うよう、アンチ・ドーピング機関に注意を促し、勧告する。
ドーピングの可能性あり： <u>競技者のパスポート</u> における情報を考慮すると、当該 <u>パスポート</u> が、 <u>禁止物質</u> 又は <u>禁止方法</u> の使用の結果である可能性があり、通常の生理的又は病的状態の結果である可能性が非常に低い場合。	本付属文書第4章に従い、最初の <u>エキスパート</u> を含む、3人のエキスパートにより構成されるパネルに、 <u>パスポート</u> を送付する。
医学的状態の可能性： <u>パスポート</u> における情報を考慮すると、当該 <u>パスポート</u> が、病的状態の結果である可能性がある場合。	アンチ・ドーピング機関を通じて、 <u>競技者</u> に通知する（又は他の <u>エキスパート</u> に送付する。）。

[解説：ABP は、禁止物質又は禁止方法の使用の可能性を検出するツールであって、健康診断又は医学的なモニタリングを意図するものではない。アンチ・ドーピング機関は、競技者が、定期的な健康管理を受け、また健康管理の目的のためにABPに依存しないように、競技者を教育することが重要である。上記に関わらず、エキスパートの判断によれば、パスポートが病状の可能性を示す場合には、アンチ・ドーピング機関は、競技者に通知するべきである。

### L.3 3人のエキスパートによる審査 (Review by Three Experts)

最初の審査で指名されたエキスパートによる評価が、より後の段階における他の説明を待って、プロフィールが禁止物質又は禁止方法の使用の結果である可能性があり、通常の生理的又は病的状態の結果である可能性は非常に低いという主張を裏付ける場合には、その後、パスポートは、最初の審査で指名されたエキスパート及び他の2人のエキスパートにより構成される「エキスパートパネル」と呼ばれる3人のエキスパートのグループへ、APMUにより、審査のために送付されるものとする。これは、最初の審査の報告後、7営業日以内に実施されるべきである。

血液パスポートの審査について、エキスパートパネルは、臨床血液学、スポーツ医学及び／又は運動生理学の分野について知識を持つべきである。

ステロイドパスポートの審査について、エキスパートパネルは、分析機関におけるステロイド分析、ステロイド・ドーピング及び代謝、並びに／又は臨床内分泌学の分野について知識を有する個人から構成されるべきである。ステロイドモジュールの場合には、1人目のエキスパートはAPMU 構成員でもよいが、他の2人のエキスパートはAPMU 構成員以外の者でなければならない。

3人のエキスパートによる審査は、本付属文書第2.2章で示されたものと同じ推論過程に従わなければならない。この3人のエキスパートは、ADAMS でそれぞれ報告を提供するものとする。これは、要請を受領した後、7営業日以内に実施されるものとする。

APMU は、エキスパートと連絡をとり、後続的なエキスパートの評価についてアンチ・ドーピング機関に助言する責任を負う。プロフィールを精査するためにさらなる情報が必要とされる場合には、エキスパートは、医学的問題、競技スケジュール及び／又は検体分析に関連する事項など、さらなる詳細を要求することができる。当該要求は、APMU を通じてアンチ・ドーピング機関に対して送られる。

APF を宣言する手続を進めるためには、3人のエキスパートの全会一致の意見が必要である。これは、この段階においてパスポートに含まれる入手可能な情報を考慮すると、禁止物質又は禁止方法が使用された可能性があり、かつ、生物学的なプロフィールがその他の要因による結果である可能性が非常に低いという結論に、3人のエキスパート全員が達することをいう。当該エキスパートの結論は、3人のエキスパートが、同じデータに基づき競技者のパスポートを評価して到達しなければならない（すなわち、データがプロフィールに追加されるため、3人のエキスパートの意見は長期間をかけて積み上げていくことはできない。）。

2人のエキスパートがパスポートを「ドーピングの可能性あり」と評価し、3人目のエキスパートが「疑わしい」と評価したが、さらなる情報を要求した場合、APMU は、エキスパートパネルが意見を完全に形成する前に、エキスパートパネルと協議することができる。当該グループは、適切な外部エキスパートから助言を求めることもできるが、その場合には厳に機密保持の上、行わなければならない。

ATPF がいない場合において結論に達するためには、エキスパートパネルは、パスポートが禁止物質又は禁止方法の使用の結果の可能性が高く、当該パスポートが生理的状態の結果である可能性があることを支える合理的な仮説が存在せず、かつ、それが病的状態の結果である可能性が非常に低いという意見に、全会一致で達しなければならない。

3人のエキスパートの間で全会一致に到達できなかった場合には、APMUは、追加情報若しくは専門知識に関する要請についてフォローアップを行い、又は、競技者について、検査を追加で行い、及び/又はインテリジェンスを収集するよう、アンチ・ドーピング機関に推奨すべきである（情報収集及びインテリジェンス共有ガイドライン参照）。

#### **L.4 ABP書類の編集及び共同専門評価 (Compilation of the ABP Documentation Package and Joint Expert Evaluation)**

エキスパートパネルによる評価が、競技者が禁止物質又は禁止方法を使用した可能性があり、結果が他の要因による可能性が非常に低いという主張を裏付ける場合には、APMUは、ADAMSのAPMU コメントにおいて「ドーピングの可能性あり」との評価を宣言し、ABP書類の編集手続を進めるものとする。APMUは、当該編集の範囲（推奨される要素及び含める必要がある検査の数を含む。）を決定するために、エキスパートパネルと協議することができる。

[解説：APMU及びエキスパートパネルによって必要不可欠とみなされる検査のために完全な分析機関書類を有することのみが必須である。その他の検査、例えば、マーカーの基準線レベルを確認する検査は、分析の証明書のみを要するに過ぎない。分析機関、及びABPのためのWADA承認分析機関は、WADAに要請することにより、ABPのために、証明書の雛形を入手することができる。]

ABP書類の血液モジュール及びステロイドモジュールは両方とも、以下の主要な情報を含まなければならない。

- a) 競技者の年齢
- b) 競技者の性別
- c) スポーツ及び種目
- d) 検査の種類（競技会又は競技会外）
- e) 検査日

- f) 検体番号
- g) 分析機関（又は ABP のための WADA 承認分析機関）内の検体管理番号
- h) Adaptive Model によって取得された生物学的データ及び結果
- i) 競技会の情報
- j) 検体管理の連鎖の書類
- k) APMU 及び エキスパートパネルによって決定された期間中に採取された各検体の ドーピング・コントロール・フォームからの情報

血液モジュールについて、以下の追加情報が要求される。

- l) エキスパートパネルが決定した期間において、競技者が高地に滞在した可能性に関する情報、又は、高地トレーニング器具に関する情報
- m) 血液検体の搬送中の温度プロファイル及び血液安定性スコア（BSS）。
- n) 分析機関（又は ABP のための WADA 承認分析機関）の書類。血液分析結果、散布図並びに内部及び外部品質管理結果を含む。
- o) 競技者が、過去 3 ヶ月の間に、輸血を受け、及び／又は重大な失血を経験したかに関する情報

ステロイドモジュールについて、以下の追加情報が要求される。

- p) 尿検体の pH 値
- q) 尿検体の比重
- r) 分析機関書類。スクリーニング及び確認分析（該当する場合）における、ステロイドの濃度及び比率を含む。
- s) 該当する場合には GC-C-IRMS の結果。
- t) エタノール摂取を示すもの：エタノール及び又はエタノール代謝物の尿中濃度。

- u) バクテリアの繁殖 (5  $\alpha$  -androstandione/A 及び/又は 5  $\beta$  -androstandione/Etio の比率を含む。)を示すもの。
- v) ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン (hCG)、ケトコナゾール及び 5  $\alpha$  -還元酵素阻害剤といった「ステロイドプロファイル」に影響を与え得る薬品が摂取された (申告され又は検出されたかを問わない。) ことを示すもの。

ABP 書類は、APMU によりエキスパートパネルに送付されるものとし、エキスパートパネルは、これを審査し、3人のエキスパートにより署名の上、ABP 書類に含められる共同評価を提出するものとする。必要があれば、エキスパートパネルは、APMU から補充情報を要請することができる。

この段階においては、競技者の本人特定には言及されないが、提供された具体的な情報により競技者が特定されることが許容される。これは、手続の効力に何ら影響を与えない。

#### **L.5 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の発出 (APF)(Issuing an Adverse Passport Finding (APF))**

エキスパートパネルが、この段階におけるパスポート内の情報を考慮の上、禁止物質又は禁止方法が使用された可能性があり、他の要因による結果である可能性が非常に低いという、当該エキスパートパネルの従前の見解を追認した場合には、APMU は、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反 (APF) が疑われる報告を発出する。

APF は、マーカー及びその他のパスポート情報の長期的なプロファイルのエキスパート審査の最終結論を示すものである。

アンチ・ドーピング機関は、ABP 書類を審査した後、以下のことをするものとする。

- a) APF を競技者に通知し、当該アンチ・ドーピング機関が競技者に対してアンチ・ドーピング規則違反 (ADRV) を主張することを検討していることを WADA に知らせる。
- b) 競技者及び WADA に ABP 書類を提供する。
- c) アンチ・ドーピング機関に提供されたデータについて、競技者が、適時に自分自身の釈明を行うよう、当該競技者に勧める。

## L.6 競技者からの釈明の審査 (Review of Explanation from Athlete)

特定の期限内に受領されるべき競技者からの釈明及び補充情報を受領するに当たり、APMUは、エキスパートパネルがアンチ・ドーピング機関及びAPMU両者と協調して意見を表明するために必要と考える追加情報と共に、当該釈明及び補充情報を審査のためにエキスパートパネルに伝達するものとする。この段階では、審査はもはや匿名では行われない。エキスパートパネルは、事案を再評価又は改めて主張し、次のいずれかの結論に達する。

- a. パスポートの情報に基づけば、競技者が禁止物質又は禁止方法を使用した可能性が高く、他の要因によりパスポートが異常であると認定できる可能性が非常に低いという意見にエキスパートが全会一致で到達した場合、又は
- b. 入手可能な情報に基づいて、エキスパートが上記の全会一致の意見に到達することができなかった場合。かかる場合において、エキスパートパネルは、更なるドーピング調査又は検査を推奨することも、推奨しないこともできる。

## L.7 規律手続 (Disciplinary Proceeding)

エキスパートパネルが第 6.a 章に定める意見を表明した場合には、その後、アンチ・ドーピング機関は、APMUより通知を受け、結果管理手続に移行する（世界規程 7.5 項）。

## L.8 パスポートのリセット (Passport Re-setting)

競技者がパスポートに基づいて規程違反を行ったことが判明した場合には、当該競技者のパスポートは、関連する資格停止期間の開始時期にリセットされるものとし、新しいバイオロジカル・パスポートIDがADAMSにおいて割り当てられるものとする。これにより、APMU及びエキスパートパネルによって将来実施される可能性のある審査において、競技者の匿名性が維持される。

競技者がABP以外の根拠に基づいて規程違反を行ったことが判明した場合には、血液パスポート及び/又はステロイドパスポートは引き続き有効である。ただし、禁止物質又は禁止方法の結果として血液又はステロイドマーカーがそれぞれ変化した場合（例えば、違反が疑われる分析報告につき、「ステロイドプロファイル」のマーカーに影響を与え得る、蛋白同化男性化ステロイド薬、hCG、隠蔽薬若しくは利尿薬が報告され、又は、血液学的マーカーを変化させ得る、赤血

球新生刺激物質の使用若しくは輸血が報告されること)を除く。このような場合には、競技者のプロファイルは、制裁の開始時期からリセットされる。

---

WORLD ANTI-DOPING CODE  
International Standard Testing and Investigations

**世界アンチ・ドーピング規程**  
**検査及びドーピング調査に関する国際基準**

2017年1月1日 Ver. 2.0

---

2018年3月発行

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

